

地域の支え合いとつながりで
一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ



支え合い
ともに生きる
まち

いきいき
活動できる
まち

最期まで
安心して暮らせる
まち

いきがいを
持って暮らせる
まち

はじめに

東日本大震災から9年。本町では、「女川町復興計画」に基づく復興事業も概ね進捗し、新たな街の姿も概成を迎えています。平成31年3月には「女川町総合計画2019」を策定し、これからの新たな10年に向けた町政の基本的な方向性を示しています。



これまでの復興まちづくりを進めていく中で、町民の皆様一人ひとりの「それぞれが今やれることを、やるべきことを」という思いとそこから始まった行動、その行動からできたつながりと、支え合いが最も大きな力になったと考えています。この一人ひとりの思いや、地域社会への関わりは、今後の人口減少社会においてより一層必要であり、子どもから高齢者まで、また障害の有無に関わらず、地域の支え合いとつながりの中で、一人ひとりが幸せを感じながら、生涯にわたり安心して暮らせることが最も重要になると考えております。

本計画では、「女川町総合計画2019」の本町がめざす将来像『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち」に基づく福祉関連分野の基本計画として、本町における地域共生社会の実現を目指しています。「我が事・丸ごと」地域支え合い・助け合い活動の推進、包括的な相談支援体制の構築、成年後見制度の利用促進等を重点施策と捉え、誰もが支えあう地域づくり、包括的な支援の仕組みづくり、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを基本目標として各種施策を推進してまいります。

また、本計画では各施策において、町、女川町社会福祉協議会が取り組むべきこと、町民、事業者に取り組んでもらいたいことを具体的に示しています。それぞれが主体的に取り組む、つながりながら、一人ひとりの幸せを実現するまちを目指し、皆様の力を大いに生かしていただくことをお願いいたします。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケート、ヒアリングで貴重な御意見をいただきました町民の皆様、事業者の皆様、熱心に御審議をいただきました女川町地域福祉計画推進委員会の委員の皆様から心から感謝申し上げます。

令和2年3月

女川町長 須田善明

目次

第1部 計画の考え方・枠組み.....	1
第1章 地域福祉計画の考え方・枠組み.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置づけと福祉関連計画との関係.....	4
3 計画の期間.....	6
4 策定体制.....	7
5 法令・制度改正の動き.....	8
第2章 女川町の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	10
1 人口・世帯.....	10
2 福祉を取り巻く現状.....	17
3 町民アンケート調査.....	22
4 コミュニティカルテ.....	31
5 第1次計画の評価.....	33
6 ヒアリング調査.....	39
7 地域福祉計画推進委員会の議論の結果.....	42
8 計画策定に当たっての課題.....	46
第3章 計画の考え方.....	51
1 基本理念.....	51
2 基本目標.....	52
3 計画における圏域の考え方.....	53
4 重点施策.....	54
5 計画の体系.....	57
第2部 施策の展開.....	59
基本目標1 誰もが支え合う地域づくり.....	61
基本施策1 地域福祉に対する意識づくり.....	61
基本施策2 コミュニティを支える人づくり.....	64
基本施策3 人とのつながりを大切にする心、故郷を愛する心の醸成.....	67

基本目標 2	包括的な支援の仕組みづくり	69
基本施策 4	包括的な相談支援体制の構築	69
基本施策 5	住民主体による地域生活課題の解決力強化	72
基本施策 6	コミュニティづくりに向けた住民活動の支援	75
基本施策 7	一人ひとりの尊厳を守るための仕組みづくり	79
基本施策 8	福祉的課題を抱える人への支援	84
基本目標 3	生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり	87
基本施策 9	新たな地域資源の開発	87
基本施策 10	防災体制の充実	88
基本施策 11	生活の利便性の向上	91
第3部	計画の推進体制	93
第1章	計画の推進体制	95
第2章	計画の進行管理	96
1	進行管理システム	96
2	進行管理スケジュール	97
資料編	99
1	検討体制	101
2	検討経緯	102
3	用語集	104

第1部 計画の考え方・枠組み

第1章 地域福祉計画の考え方・枠組み

1 計画の目的

女川町（以下、「本町」という。）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波で多くの町民が被災し、町中心部も甚大な被害を受けました。そのため、本町では平成23年9月に「女川町復興計画」を策定しました。その計画期間8年間の中で、居住地の整備・住宅供給、女川駅前にぎわい拠点の整備、女川町役場庁舎等の整備も概ね進んでいます。

そうした中で、平成31年3月に「女川町総合計画2019」を策定し、町を取り巻く内外の情勢の変化と、今後10年を見据えた中長期的視点に立ち、持続可能なまちづくりと行政運営の指針を示しています。

図表1-1-1 「女川町総合計画 2019」の概要

【女川町がめざすべき将来像】

「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち

【政策目標】

- 1 海と山が感じられ、誰もが暮らしたくなる安全・安心・快適なまち《生活・環境分野》
- 2 未来に向かって海と人が輝き、地域を支える産業のまち《産業分野》
- 3 地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち《保健・医療・福祉分野》
- 4 町民全体が生涯にわたって学び合い、心豊かに、生きる力を育むまち《教育・文化・スポーツ分野》
- 5 効率的・効果的な行財政運営と協働による持続可能なまち《行財政分野》

【保健・医療・福祉分野の施策方針】

- (1) 住民同士の支え合いがあるまちをつくります
- (2) 安心して暮らせるまちをつくります
- (3) 子どもが健やかに育つまちをつくります
- (4) 心身ともに元気に暮らせるまちをつくります

本計画は、「女川町総合計画2019」の本町がめざすべき将来像『「いのち」と「暮らし」をみんなが紡ぐまち』をめざし、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた福祉関連計画の基本計画です。また、平成27年3月に策定した「女川町地域福祉計画（第1次）」を引き継ぐ地域福祉分野の計画として、令和2年度から令和6年度までの本町の考え方と目標を具体化したものです。

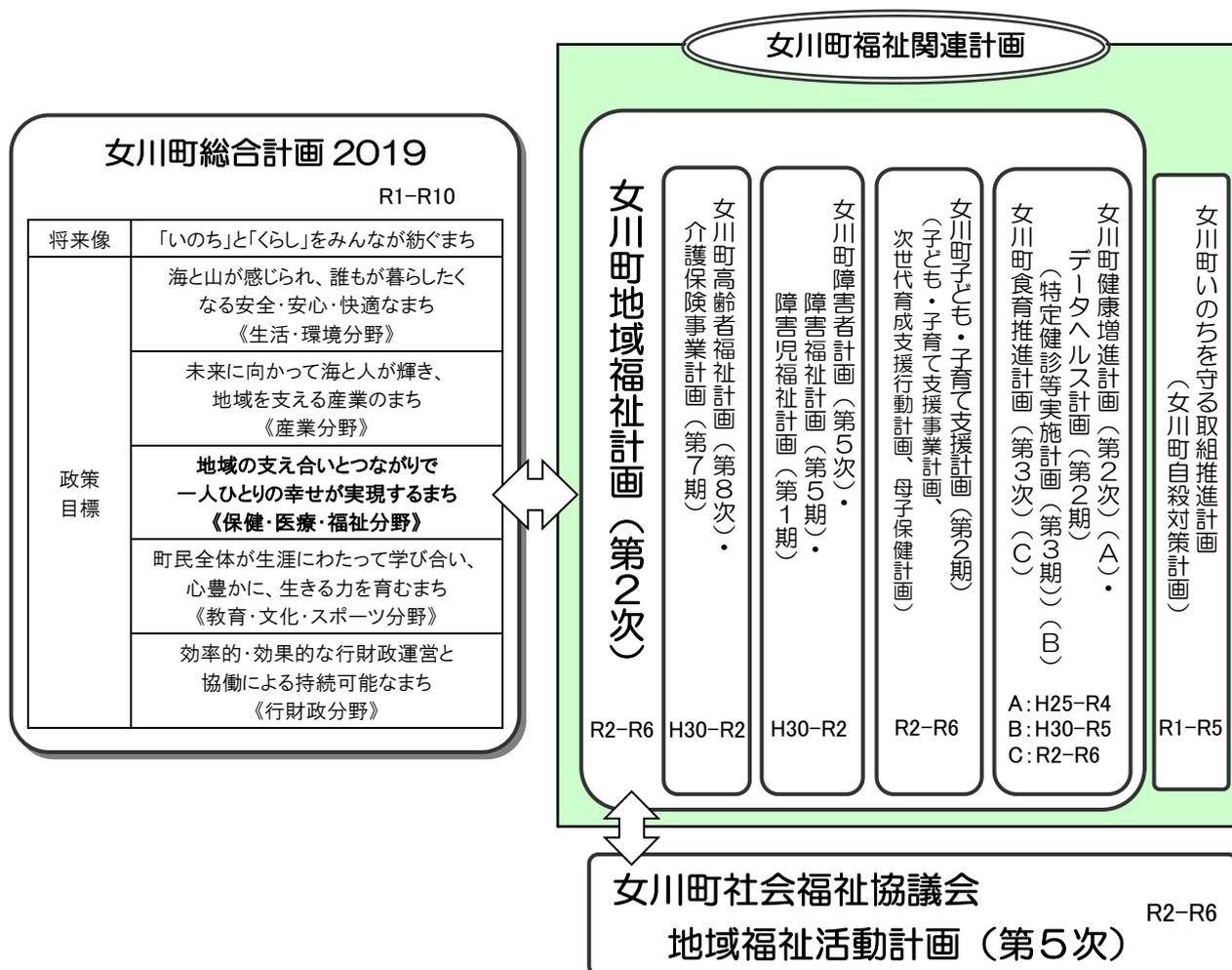
2 計画の位置づけと福祉関連計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に位置づけられるものです。

また、「女川町総合計画2019」（令和元年度～令和10年度）を上位計画とし、地域福祉に関する事項を具体化するものであり、各部門別福祉計画の理念・目標・方針とも整合性のある計画です。

なお、本計画は、女川町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の「地域福祉活動計画」との連携を図っています。

図表1-1-2 計画の位置づけ



地域福祉計画とは

地域福祉とは、「住民・団体・自治体が連携し、地域の福祉課題を取り上げ、その解決をめざす施策や実践活動」であり、地域において人々が安心して暮らせるよう、福祉関係者全員が取り組み、互いに助け合い協力しながら地域における福祉課題を解決し、誰もがその人らしく安心して生活を送れる地域をつくることです。

地域福祉計画は、市町村が、地域福祉の推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の生活課題やそれらを解決するために必要な施策やサービス、活動等を立案し、それらを関係者の協働で進めていく具体的な方法を明らかにするものであり、地域福祉を総合的に推進する大きな柱となる計画です。そのために、地域福祉の基本理念やあり方を示し、自助を基本としながらも住民の支え合いの意識を育て、住民と団体・事業者・行政の役割を考え、活動を進める具体的な方法を明らかにしていきます。

平成30年4月から施行されている「社会福祉法」の一部改正では、「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務とされています。

市町村地域福祉計画（社会福祉法抜粋）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
各福祉関連計画の期間は以下のとおりです。

図表1-1-3 計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町復興計画 H23~30年度						女川町総合計画 2019 R1~10年度					
地域福祉計画		策定	地域福祉計画(第1次)				地域福祉計画(第2次)					
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画 (第6次)・介護保険 事業計画(第5期)		高齢者福祉計画(第7次)・ 介護保険事業計画(第6期)			高齢者福祉計画(第8次)・ 介護保険事業計画(第7期)						
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画	障害者計画(第3 次)・障害福祉計画 (第3期)・		障害者計画(第4次)・ 障害福祉計画(第4期)・			障害者計画(第5次)・ 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)						
子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援事業計 画、次世代育成支援行動計 画、母子保健計画)	次世代育成支援行 動計画 後期計画		子ども・子育て支援計画(第1期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)				子ども・子育て支援計画(第2期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)					
健康増進計画・ データヘルス計画・ 特定健診等実施計画	健康増進計画(第2次)											
		策定	データヘルス計画(第1期)			データヘルス計画(第2期)						
	特定健診等実施計画(第2期)				特定健診等実施計画(第3期)							
食育推進計画	食育推進計画 (第1次)		食育推進計画(第2次)				食育推進計画(第3次)					
女川町のちを守る取組推進 計画(女川町自殺対策計画)							策定	女川町のちを守る取組推進計画 (女川町自殺対策計画)				
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画							地域福祉活動計画(第4次)			地域福祉活動計画(第5次)		

4 策定体制

(1) 女川町地域福祉計画推進委員会

住民、活動団体、地域福祉・介護・障害者支援・子育て関連関係者、学識経験者等参加する女川町地域福祉計画推進委員会を開催し、地域福祉計画策定に向けた検討を行いました。

(2) 女川町・女川町社会福祉協議会合同会議

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進に当たり、本町と社協の関係職員等による合同会議を開催しました。

(3) 女川町地域生活に関するアンケート調査

計画の見直しに当たり、平成30年8月～9月、町内に居住する18歳以上の町民500人を対象とした「女川町地域生活に関する調査」を実施し、その結果を受けて、計画を検討しました。

(4) ヒアリング

民生委員・児童委員（以下、「民生児童委員」という。）、NPO、福祉関係団体、福祉サービス提供事業者等に対して、実践上の課題や問題、本町の福祉課題、地域福祉計画に盛り込むとよいこと等についてヒアリングを行い、計画策定に役立てました。

(5) コミュニティカルテの作成と活用

行政区ごとの統計データ、地域資源の状況、社協実施の地区座談会の結果等を整理したコミュニティカルテを活用しました。今後は住民や専門職によるコミュニティカルテの活用を促します。

(6) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、パブリックコメントを募集しました。

5 法令・制度改正の動き

地域福祉をめぐる制度の動きは、近年の経済財政再生と社会保障制度改革のもとで、めまぐるしく動き続けています。震災後の社会情勢や少子・高齢化を背景に、本計画も新たな制度のもとで改定されることとなります。

ここで新たな地域福祉の考え方と行政の役割が提唱された2008年以降の動きと、本計画に関連する、その他の社会福祉関連制度の動きをまとめます。

(1) 「これからの地域福祉のあり方について」(厚生労働省、平成20年)

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告にもとづき、地域における「新たな支え合い」(共助)の確立と、地域社会の再生の軸としての福祉の役割が提起され、行政の役割として、地域福祉推進の条件整備や環境整備、核となる人材育成等が提唱されました。

(2) 「地域包括ケアシステム」(厚生労働省、平成22年)

「地域包括ケア研究会」のなかで令和7年を目途とした「地域包括ケアシステム」が打ち出され、以降高齢者施策の核となる、高齢者の尊厳の保持と自立をめざし可能な限り住み慣れた地域で暮らし続ける包括的支援・サービス提供体制の考え方として位置づけられています。

なお、「地域包括ケア研究会」は継続されており、令和22年に向けた、「地域づくり戦略」を打ち出したところです。

(3) 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(厚生労働省、平成27年)

「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」により、介護保険法・障害者総合支援法・生活困窮者自立支援法の改正を踏まえた、包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援といった、地域での新たな包括支援体制を確立する事業が具体化されました。

(4) 「ニッポン一億総活躍プラン」(内閣府、平成28年～)

内閣府においても、わが国の少子・高齢化に真正面から取り組むため、本プランを策定し、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会システム(地域共生社会)をめざした取組みを推進しています。

(5) 「我が事・丸ごと」地域づくりを踏まえた地域づくり、包括的支援体制 (厚生労働省、平成29年～)

① 地域力強化検討会

地域共生社会の実現に向けた新しいステージにむけて、住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方を具体化するための市町村の役割が提唱されました。

- ・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- ・市町村における包括的な相談支援体制

② 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

併せて、地域共生社会実現本部の設置により、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、介護保険法改正（「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」等）、障害者総合支援法改正（共生型サービス、障害児支援等）等、部局横断的な制度改革が進められてきました。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取組み（平成30年～）

上記の動きを受けて、社会福祉法の一部改正には、次の規定が盛り込まれました。

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ②理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
- ③地域福祉計画の充実

この社会福祉法の改正に伴って、②については「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」についての指針、③については「地域福祉計画の策定ガイドライン」の通知が発出されており、本計画もそれらに基づく見直しを進めました。

(7) その他の動き

その他の動きとしても、さまざまな制度改革が行われています。

主なものとしてまず、「生活困窮者自立支援法」の改正（平成30年）では、生活困窮者の自立支援（生活困窮者への包括化支援体制、子どもの学習支援事業、居住支援の強化等）等の強化、適正化がうたわれました。

また、自殺対策基本法に基づく平成22年に策定された「自殺総合対策大綱」では、関係者の責務が明らかにされるとともに、自治体計画の策定が定められました。

そして、「成年後見制度利用促進法」（平成28年）は、成年後見制度の普及課題を背景に策定され、利用促進のための中核機関の設置や相談、地域ネットワークの構築、施策推進のための市町村計画が義務付けられました。

本計画は、これらの制度改革を踏まえて、策定されています。

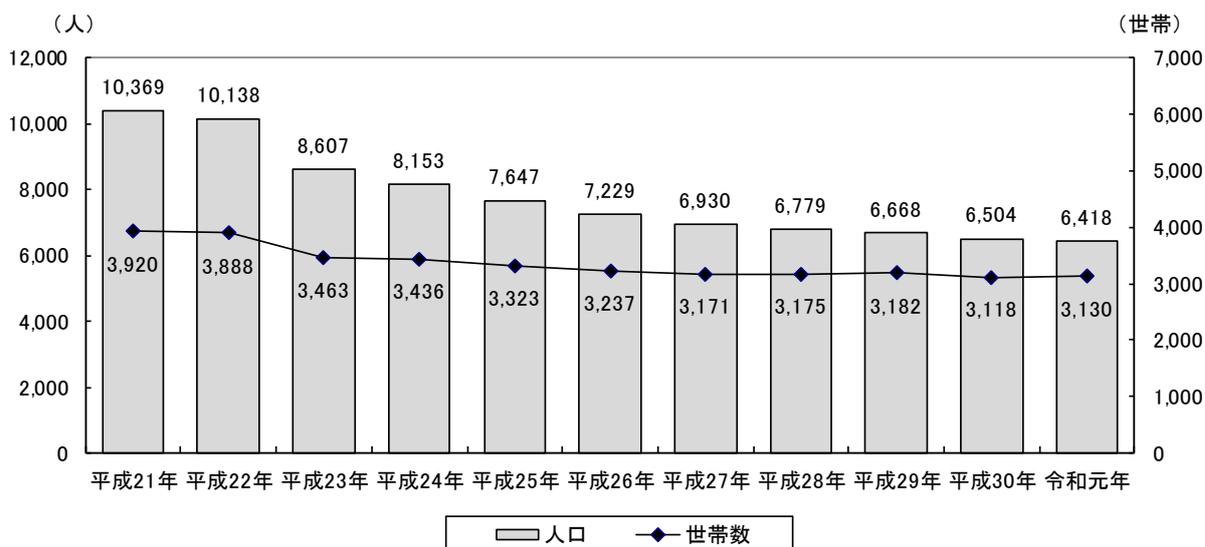
第2章 女川町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口の推移をみると、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて、大幅に減少し、平成27年以降は7,000人以下となっており、令和元年は6,418人となっています。世帯数は平成27年まで減少し、その後は3,100世帯台で推移し、令和元年は3,130世帯となっています。

図表1-2-1 人口・世帯数の推移(各年9月末現在)



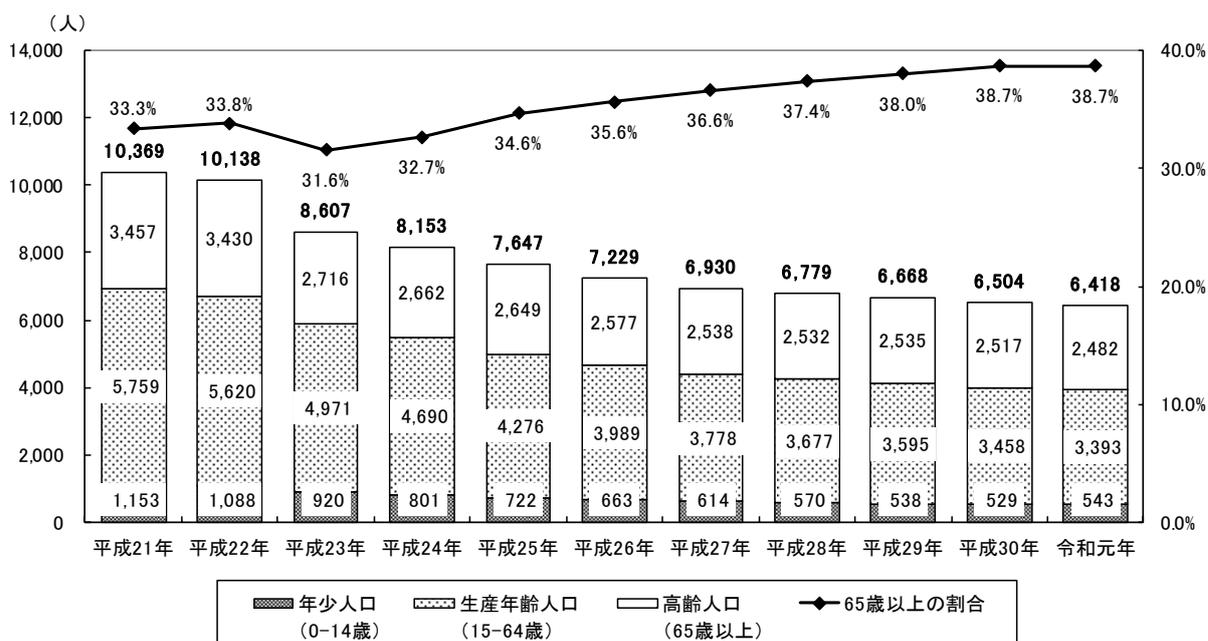
資料:女川町住民基本台帳

※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向です。高齢人口（65歳以上）は平成27年まで減少傾向でしたが、その後は2,500人程度で推移しています。しかし、全人口が減っているため、高齢人口（65歳以上）の占める割合は高くなっており、令和元年は38.7%となっています。

図表1-2-2 3区分別人口の推移(各年9月末現在)



資料:女川町住民基本台帳

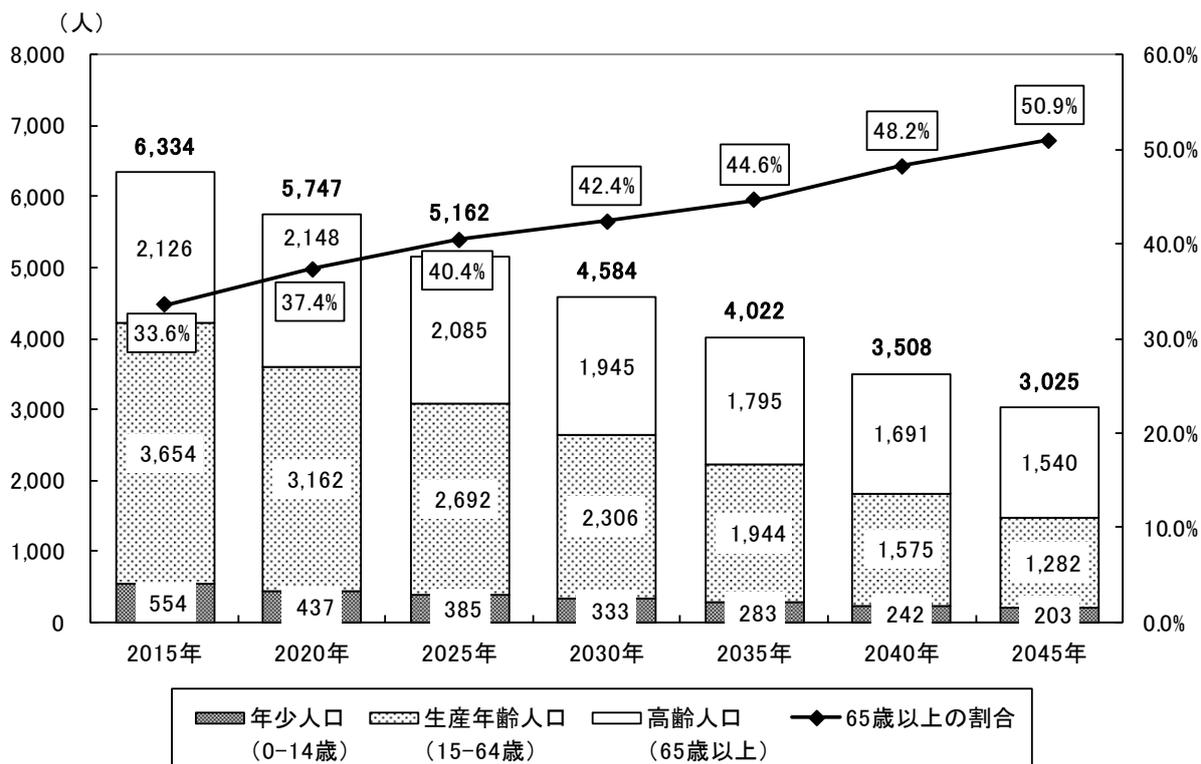
※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(3) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、本町の人口は今後も減少し、2030年には4,584人、2040年には3,508人になると予測されています。

3区分別にみると、どの区分も2020年以降は減少すると予測されていますが、全人口に占める高齢人口の割合は高くなり、2025年に40%、2045年に50%を超えると予測されています。

図表1-2-3 3区分別の人口推計(各年10月1日現在)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
 ※各年10月1日時点の推計人口：2015年は国勢調査による実績値

(4) 行政区別人口（年齢3区分別人口）

行政区別人口は、旭が丘が677人で最も多く、浦宿二が607人で続いています。

3区分別人口をみると、0～14歳人口の割合は、飯子浜が21.4%で最も高くなっています。65歳以上人口の割合は、黄金が83.3%で最も高く、江島が81.3%、寺間が77.8%で続いています。

図表1-2-4 女川町行政区別人口(年齢3区分別人口)(令和元年9月末現在)

行政区	人口 (人)				割合 (%)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1 大沢	9	72	70	151	6.0	47.7	46.4
2 浦宿一	35	261	136	432	8.1	60.4	31.5
3 浦宿二	29	353	225	607	4.8	58.2	37.1
4 浦宿三	26	97	57	180	14.4	53.9	31.7
5 針浜	7	60	54	121	5.8	49.6	44.6
6 旭が丘	50	366	261	677	7.4	54.1	38.6
7 上一	0	3	5	8	0.0	37.5	62.5
8 上二	1	4	9	14	7.1	28.6	64.3
9 上三	38	173	118	329	11.6	52.6	35.9
10 上四	33	234	132	399	8.3	58.6	33.1
11 上五	44	181	121	346	12.7	52.3	35.0
12 西一	2	4	8	14	14.3	28.6	57.1
13 西二	-	-	-	-	-	-	-
14 黄金	0	2	10	12	0.0	16.7	83.3
15 南	1	7	6	14	7.1	50.0	42.9
16 小乗	0	18	28	46	0.0	39.1	60.9
17 高白	3	15	19	37	8.1	40.5	51.4
18 横浦	10	22	19	51	19.6	43.1	37.3
19 大石原	0	4	7	11	0.0	36.4	63.6
20 野々浜	2	12	7	21	9.5	57.1	33.3
21 飯子浜	15	37	18	70	21.4	52.9	25.7
22 塚浜	2	23	14	39	5.1	59.0	35.9
23 小屋取	3	25	21	49	6.1	51.0	42.9
24 女川一	0	3	7	10	0.0	30.0	70.0
25 女川二	1	4	7	12	8.3	33.3	58.3
26 大原一	-	-	-	-	-	-	-
27 大原二	0	4	4	8	0.0	50.0	50.0
28 大原三	0	7	5	12	0.0	58.3	41.7
29 大原四	0	1	3	4	0.0	25.0	75.0
30 清水一	0	1	3	4	0.0	25.0	75.0
31 清水二	0	1	2	3	0.0	33.3	66.7
32 清水三	0	8	7	15	0.0	53.3	46.7
33 宮ヶ崎	35	258	100	393	8.9	65.6	25.4
34 石浜東	0	1	2	3	0.0	33.3	66.7
35 石浜西	0	4	1	5	0.0	80.0	20.0
36 桐ヶ崎	1	17	27	45	2.2	37.8	60.0
37 竹浦	7	49	41	97	7.2	50.5	42.3
38 尾浦	17	60	53	130	13.1	46.2	40.8
39 御前浜	1	14	15	30	3.3	46.7	50.0
40 指ヶ浜	4	37	11	52	7.7	71.2	21.2
41 出島	0	20	40	60	0.0	33.3	66.7
42 寺間	0	12	42	54	0.0	22.2	77.8
43 江島	0	9	39	48	0.0	18.8	81.3
44 大原北	20	131	183	334	6.0	39.2	54.8
45 女川南	27	129	75	231	11.7	55.8	32.5
46 大原南	52	255	184	491	10.6	51.9	37.5
47 石浜	5	55	47	107	4.7	51.4	43.9
48 西	42	168	128	338	12.4	49.7	37.9
49 女川北	11	73	54	138	8.0	52.9	39.1
50 清水	10	99	57	166	6.0	59.6	34.3
合計	543	3,393	2,482	6,418	8.5	52.9	38.7

出典：女川町住民基本台帳

(5) 行政区別人口・世帯の推移

行政区別の人口は、震災前の平成23年2月から令和元年9月の増減率をみると、既存の行政区から新たな行政区への異動もあり、10%を下回っている行政区があります。震災前より人口が増えているのは、浦宿二・三、上三・四、宮ヶ崎のみとなっています。

また、平成26年から大原北、平成29年には女川南、大原南、石浜、平成30年には西、女川北、清水と新たな行政区ができています。

図表1-2-5 女川町行政区別人口の推移

行政区	平成23年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	震災前からの世帯増減率	1年前からの世帯増減率
	2月末	9月末	R1.9/H23.2	R1.9/H30.9								
1 大沢	188	188	182	184	175	171	165	161	147	151	80.3%	102.7%
2 浦宿一	519	528	539	507	522	513	508	485	462	432	83.2%	93.5%
3 浦宿二	577	587	628	628	651	640	656	621	621	607	105.2%	97.7%
4 浦宿三	164	154	150	146	143	157	179	190	189	180	109.8%	95.2%
5 針浜	135	141	132	124	141	141	134	127	122	121	89.6%	99.2%
6 旭が丘	682	708	708	712	708	702	705	703	686	677	99.3%	98.7%
7 上一	179	141	122	114	94	58	46	25	11	8	4.5%	72.7%
8 上二	198	152	132	111	91	82	59	76	75	14	7.1%	18.7%
9 上三	234	220	192	177	158	177	226	241	219	329	140.6%	150.2%
10 上四	338	278	257	252	248	324	327	310	387	399	118.0%	103.1%
11 上五	452	388	380	377	383	373	357	406	410	346	76.5%	84.4%
12 西一	217	174	160	144	109	96	78	59	18	14	6.5%	77.8%
13 西二	172	170	167	149	149	152	147	196	0	0	0.0%	—
14 黄金	153	111	98	95	58	42	39	23	19	12	7.8%	63.2%
15 南	146	110	95	83	70	57	45	28	15	14	9.6%	93.3%
16 小乗	195	165	144	130	103	90	86	77	56	46	23.6%	82.1%
17 高白	78	71	67	65	53	48	44	41	40	37	47.4%	92.5%
18 横浦	114	86	77	74	65	59	55	55	49	51	44.7%	104.1%
19 大石原	23	22	22	20	14	16	16	16	13	11	47.8%	84.6%
20 野々浜	67	59	59	54	43	35	30	26	20	21	31.3%	105.0%
21 飯子浜	104	97	86	83	77	70	65	65	76	70	67.3%	92.1%
22 塚浜	169	144	129	123	87	73	65	51	37	39	23.1%	105.4%
23 小屋取	70	66	73	68	66	57	57	52	56	49	70.0%	87.5%
24 女川一	241	188	173	149	106	95	101	25	11	10	4.1%	90.9%
25 女川二	276	218	203	166	131	115	99	53	14	12	4.3%	85.7%
26 大原一	280	170	132	108	72	68	59	113	6	0	0.0%	0.0%
27 大原二	350	284	280	268	182	207	296	128	28	8	2.3%	28.6%
28 大原三	175	142	125	108	92	74	70	35	18	12	6.9%	66.7%
29 大原四	176	126	107	98	71	51	40	14	4	4	2.3%	100.0%
30 清水一	309	221	184	170	141	110	85	80	12	4	1.3%	33.3%
31 清水二	499	387	355	316	260	225	186	122	20	3	0.6%	15.0%
32 清水三	343	294	299	278	252	237	209	107	36	15	4.4%	41.7%
33 宮ヶ崎	387	322	312	308	288	283	288	266	382	393	101.6%	102.9%
34 石浜東	234	179	171	149	109	94	100	20	7	3	1.3%	42.9%
35 石浜西	216	180	168	149	87	79	53	38	19	5	2.3%	26.3%
36 桐ヶ崎	74	66	67	57	52	48	53	49	48	45	60.8%	93.8%
37 竹浦	188	149	143	135	119	100	100	108	101	97	51.6%	96.0%
38 尾浦	238	201	190	174	170	157	146	142	129	130	54.6%	100.8%
39 御前浜	160	108	94	83	76	74	67	42	30	30	18.8%	100.0%
40 指ヶ浜	103	76	66	62	58	58	56	53	51	52	50.5%	102.0%
41 出島	242	217	202	192	146	132	120	79	69	60	24.8%	87.0%
42 寺間	257	228	204	181	139	130	113	77	59	54	21.0%	91.5%
43 江島	94	91	79	76	64	62	58	53	51	48	51.1%	94.1%
44 大原北	—	—	—	—	406	398	391	367	354	334	—	94.4%
45 女川南	—	—	—	—	—	—	—	193	231	231	—	100.0%
46 大原南	—	—	—	—	—	—	—	382	412	491	—	119.2%
47 石浜	—	—	—	—	—	—	—	88	87	107	—	123.0%
48 西	—	—	—	—	—	—	—	—	323	338	—	104.6%
49 女川北	—	—	—	—	—	—	—	—	126	138	—	109.5%
50 清水	—	—	—	—	—	—	—	—	148	166	—	112.2%
合計	10,016	8,607	8,153	7,647	7,229	6,930	6,779	6,668	6,504	6,418	64.1%	98.7%

出典：女川町人口世帯集計表(女川町ホームページ)

行政区別の世帯数は、震災前の平成23年2月から令和元年9月の増減率をみると、人口と同じく既存の行政区から新たな行政区への異動があったことが予測されますが、浦宿一・二・三、針浜、旭が丘、上三・四、宮ヶ崎は震災前より世帯数が多くなっています。

図表1-2-6 女川町行政区別世帯数の推移

行政区	平成23年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	震災前からの世帯増減率	1年前からの世帯増減率
	2月末	9月末	R1.9/H23.2	R1.9/H30.9								
1 大沢	68	68	67	69	67	66	69	69	66	68	100.0%	103.0%
2 浦宿一	189	192	232	220	240	251	247	239	231	216	114.3%	93.5%
3 浦宿二	272	288	332	336	347	348	365	352	358	365	134.2%	102.0%
4 浦宿三	73	68	66	64	68	77	84	92	93	91	124.7%	97.8%
5 針浜	45	47	47	48	52	52	50	52	51	54	120.0%	105.9%
6 旭が丘	237	245	255	262	266	271	280	287	279	284	119.8%	101.8%
7 上一	76	62	56	55	46	33	27	17	8	6	7.9%	75.0%
8 上二	90	70	63	59	47	43	35	39	35	7	7.8%	20.0%
9 上三	103	94	81	75	69	75	98	106	100	143	138.8%	143.0%
10 上四	120	105	100	97	95	141	143	137	178	188	156.7%	105.6%
11 上五	170	156	157	153	152	150	144	164	172	158	92.9%	91.9%
12 西一	90	76	73	66	52	46	39	32	11	8	8.9%	72.7%
13 西二	71	72	73	69	67	69	69	92	0	0	0.0%	—
14 黄金	58	46	45	44	30	23	22	16	12	9	15.5%	75.0%
15 南	56	43	38	34	30	22	18	11	5	4	7.1%	80.0%
16 小乗	74	66	60	53	45	42	39	36	26	23	31.1%	88.5%
17 高白	28	27	27	27	23	22	19	16	16	15	53.6%	93.8%
18 横浦	35	32	31	31	28	26	22	25	19	17	48.6%	89.5%
19 大石原	7	9	9	10	9	8	8	8	6	5	71.4%	83.3%
20 野々浜	27	26	26	25	21	16	14	12	9	9	33.3%	100.0%
21 飯子浜	28	30	29	29	27	26	22	22	24	23	82.1%	95.8%
22 塚浜	55	51	49	47	35	29	26	15	11	12	21.8%	109.1%
23 小屋取	31	30	38	39	38	31	31	28	32	29	93.5%	90.6%
24 女川一	95	81	75	69	50	44	46	14	7	7	7.4%	100.0%
25 女川二	101	91	88	74	63	57	49	30	11	9	8.9%	81.8%
26 大原一	104	66	52	43	31	29	25	62	2	0	0.0%	0.0%
27 大原二	128	114	119	116	89	101	140	70	19	7	5.5%	36.8%
28 大原三	69	63	60	54	45	38	36	19	9	7	10.1%	77.8%
29 大原四	72	53	46	42	34	24	21	9	4	4	5.6%	100.0%
30 清水一	110	88	79	72	58	48	39	37	6	4	3.6%	66.7%
31 清水二	190	160	145	136	104	92	82	48	9	3	1.6%	33.3%
32 清水三	118	107	108	114	107	103	101	61	23	7	5.9%	30.4%
33 宮ヶ崎	158	124	125	140	139	136	152	153	204	218	138.0%	106.9%
34 石浜東	95	78	75	68	51	45	51	12	5	2	2.1%	40.0%
35 石浜西	92	82	80	73	44	42	29	24	11	4	4.3%	36.4%
36 桐ヶ崎	28	26	27	24	22	20	20	19	18	17	60.7%	94.4%
37 竹浦	68	57	58	56	50	43	43	44	40	39	57.4%	97.5%
38 尾浦	75	67	64	61	60	55	52	49	46	46	61.3%	100.0%
39 御前浜	63	47	44	40	39	38	36	24	17	17	27.0%	100.0%
40 指ヶ浜	32	26	23	22	21	21	21	17	17	17	53.1%	100.0%
41 出島	103	87	86	85	75	70	68	49	42	38	36.9%	90.5%
42 寺間	93	89	83	78	66	64	62	47	36	34	36.6%	94.4%
43 江島	55	54	45	44	36	36	34	32	33	31	56.4%	93.9%
44 大原北	—	—	—	—	199	198	197	193	191	185	—	96.9%
45 女川南	—	—	—	—	—	—	—	76	88	90	—	102.3%
46 大原南	—	—	—	—	—	—	—	176	191	220	—	115.2%
47 石浜	—	—	—	—	—	—	—	50	50	65	—	130.0%
48 西	—	—	—	—	—	—	—	—	160	167	—	104.4%
49 女川北	—	—	—	—	—	—	—	—	75	85	—	113.3%
50 清水	—	—	—	—	—	—	—	—	62	73	—	117.7%
合計	3,852	3,463	3,436	3,323	3,237	3,171	3,175	3,182	3,118	3,130	81.3%	100.4%

出典：女川町人口世帯集計表(女川町ホームページ)

(6) 世帯構成

国勢調査の結果から、東日本大震災の影響もあり世帯数は平成22年から27年にかけて大幅に減少しており、平成27年は2,818世帯となっています。

平成27年の世帯構成をみると、単独世帯が1,257世帯であり、全体に占める割合は44.6%となっています。

図表1-2-7 世帯構成の推移(各年10月1日現在)

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
合計	4,284	100.0%	3,937	100.0%	3,937	100.0%	2,818	100.0%
親族世帯	3,115	72.7%	2,915	74.0%	2,690	68.3%	1,547	54.9%
核家族世帯	2,109	49.2%	2,010	51.1%	1,918	48.7%	1,243	44.1%
夫婦のみの世帯	904	21.1%	892	22.7%	830	21.1%	538	19.1%
夫婦と子どもの世帯	884	20.6%	773	19.6%	737	18.7%	461	16.4%
男親と子どもの世帯	38	0.9%	45	1.1%	46	1.2%	45	1.6%
女親と子どもの世帯	283	6.6%	300	7.6%	305	7.7%	199	7.1%
その他の親族世帯	1,006	23.5%	905	23.0%	772	19.6%	304	10.8%
夫婦と親の世帯	218	5.1%	205	5.2%	195	5.0%	70	2.5%
夫婦、子どもと親の世帯	623	14.5%	521	13.2%	415	10.5%	120	4.3%
その他	165	3.9%	179	4.5%	162	4.1%	114	4.0%
非親族世帯	6	0.1%	5	0.1%	12	0.3%	14	0.5%
単独世帯	1,163	27.1%	1,017	25.8%	1,231	31.3%	1,257	44.6%

資料：国勢調査

(7) 高齢者世帯

国勢調査の結果から、平成22年から27年にかけての一般世帯全体の大幅な減少に伴い、65歳以上の世帯員がいる世帯も減少しています。平成27年の65歳以上の世帯員がいる世帯は1,363世帯であり、全世帯の48.4%を占めています。

また、平成27年の65歳以上の単身世帯は373世帯であり、全世帯に占める割合は上昇傾向で13.2%を占めています。夫婦とも65歳以上の世帯は340世帯であり、全世帯の12.1%を占めています。

図表1-2-8 高齢者世帯数の推移(各年10月1日現在)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,284世帯	3,937世帯	3,937世帯	2,818世帯
65歳以上世帯員がいる世帯 (対全世帯数比)	2,039世帯 47.6%	2,189世帯 55.6%	2,226世帯 56.5%	1,363世帯 48.4%
65歳以上の単身世帯 (対全世帯数比)	346世帯 8.1%	431世帯 10.9%	472世帯 12.0%	373世帯 13.2%
夫婦とも65歳以上の世帯 (対全世帯数比)	355世帯 8.3%	424世帯 10.8%	496世帯 12.6%	340世帯 12.1%

資料：国勢調査

2 福祉を取り巻く現状

(1) 地区別高齢者状況

地区別の高齢者人口は、旭が丘、浦宿二でそれぞれ200人を超えています。地区人口にみる高齢化率では、小乗、大石原、桐ヶ崎、離島（出島・寺間・江島）で60%を超え高齢化率が高くなっています。

図表1-2-9 地区別高齢者の状況(各年9月末現在)

	行政区	地区人口(人)	地区別 高齢者人口(人)	地区別 高齢化率(%)	備考
1	大 沢	151	70	46.35	
2	浦宿一	432	136	31.48	町営住宅(20戸) 認知症グループホームのどか(18人)
3	浦宿二	607	225	37.06	特養おながわ(50人)
4	浦宿三	180	57	31.66	町営住宅(95戸)
5	針 浜	121	54	44.62	
6	旭が丘	677	259	38.25	
7	上 三	329	118	35.86	戸建災害公営住宅(23戸)
8	上 四	399	132	33.08	集合型災害公営住宅(60戸)
9	上 五	346	121	34.97	集合型災害公営住宅(18戸) 戸建災害公営住宅(16戸)
10	西	338	128	37.86	集合型災害公営住宅52戸 戸建災害公営住宅(30戸)
11	小 乗	46	28	60.86	災害公営住宅(11戸)
12	高 白	37	19	51.35	災害公営住宅(10戸)
13	横浦	51	19	37.25	災害公営住宅(7戸)
14	大石原	11	7	63.63	災害公営住宅(1戸)
15	野々浜	21	7	33.33	災害公営住宅(5戸)
16	飯子浜	70	18	25.71	災害公営住宅(1戸)
17	塚 浜	39	14	35.89	災害公営住宅(2戸)
18	小屋取	49	21	42.85	災害公営住宅(1戸)
19	女川北	138	54	39.13	集合型災害公営住宅(86戸)
20	女川南	231	75	32.46	
21	大原北	334	183	54.79	集合型災害公営住宅(200戸)
22	大原南	491	184	37.47	集合型災害公営住宅(145戸)
23	清 水	166	57	34.33	災害公営住宅(19戸)
24	宮ヶ崎	393	100	25.44	災害公営住宅(70戸)
25	石 浜	107	47	43.92	災害公営住宅(18戸)
26	桐ヶ崎	45	27	60.00	災害公営住宅(11戸)
27	竹 浦	97	41	42.26	災害公営住宅(10戸)
28	尾 浦	130	53	40.76	災害公営住宅(25戸)
29	御前浜	30	15	50.00	災害公営住宅(7戸)
30	指ヶ浜	52	11	21.15	災害公営住宅(7戸)
31	出 島	60	40	66.66	災害公営住宅(24戸)
32	寺 間	54	42	77.77	災害公営住宅(6戸)
33	江 島	48	39	81.25	
	旧住所地 (旧行政区)	138	81		
	合計	6,418	2,482	38.67	女川町全体

(2) 要介護認定者

要介護認定者数は、震災後の平成23年に462人に減少していますが、平成24年以降は500人を上回っています。

要介護度別にみると、平成30年は要支援2、要介護1の割合が高く、それぞれ20%を超えています。また、平成30年は要支援・要介護別にみると、要支援者が187人で34.6%、要介護者が354人で65.4%となっています。

図表1-2-10 要介護認定者数の推移(各年9月末現在)

■認定者数

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
要支援1	79	63	69	76	59	44	70	84	78
要支援2	83	66	85	97	106	105	104	94	109
要介護1	85	76	86	92	84	92	94	109	113
要介護2	83	71	77	86	96	107	98	78	81
要介護3	74	62	77	72	59	56	60	62	58
要介護4	70	64	71	76	72	73	68	70	68
要介護5	66	60	47	36	46	33	37	42	34
要支援計	162	129	154	173	165	149	174	178	187
要介護計	378	333	358	362	357	361	357	361	354
全体	540	462	512	535	522	510	531	539	541

■割合

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
要支援1	14.6	13.6	13.5	14.2	11.3	8.6	13.2	15.6	14.4
要支援2	15.4	14.3	16.6	18.1	20.3	20.6	19.6	17.4	20.1
要介護1	15.7	16.5	16.8	17.2	16.1	18.0	17.7	20.2	20.9
要介護2	15.4	15.4	15.0	16.1	18.4	21.0	18.5	14.5	15.0
要介護3	13.7	13.4	15.0	13.5	11.3	11.0	11.3	11.5	10.7
要介護4	13.0	13.9	13.9	14.2	13.8	14.3	12.8	13.0	12.6
要介護5	12.2	13.0	9.2	6.7	8.8	6.5	7.0	7.8	6.3
要支援計	30.0	27.9	30.1	32.3	31.6	29.2	32.8	33.0	34.6
要介護計	70.0	72.1	69.9	67.7	68.4	70.8	67.2	67.0	65.4
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」

(3) 障害のある人

身体障害者手帳の交付者数は、平成23年度から減少傾向にあり、平成30年度は293人となっています。

療育手帳の交付者数は、平成28年度から平成30年度にかけて43～44人で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成29年度の38人から増加し、平成30年度は47人となっています。

図表1-2-11 障害者手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
身体障害者手帳 交付者	387	435	379	354	352	323	332	303	293
療育手帳交付者	52	58	55	53	51	46	44	43	44
精神障害者保健 福祉手帳交付者数	27	27	28	33	32	36	36	38	47

資料:女川町

(4) 生活保護世帯

生活保護世帯数・人数は、東日本大震災により保護者の死亡転出、義援金等が入ったため、平成23年以降人数は減少しましたが、平成25年以降は増加傾向にあり、令和元年は生活保護世帯数が51世帯、人数は61人となっています。

図表1-2-12 生活保護世帯の推移(各年4月1日現在)

(世帯、人)

	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
世帯数	65	36	22	28	31	35	34	43	50	51
人数	93	49	28	24	36	40	40	50	60	61

資料:女川町

(5) 成年後見制度利用件数

成年後見制度の町長申し立て件数は、町長申し立てを行うようになった平成19年度から令和元年度9月末現在までで、延べ23件（高齢者が延べ16件、障害者が延べ7件）で、現在の実件数の内訳は後見が5件、保佐が4件、補助が2件となっています。年齢別にみると、80歳以上が6件を占めています。後見は司法書士が5件、社会福祉士が4件、社会福祉法人が2件となっています。

図表1-2-13 成年後見制度町長申立件数(平成19年度から令和元年度9月末まで)

(件)

	後見	保佐	補助	計
申立延べ人数	17	4	2	23
令和元年9月末の人数	5(0)	4(4)	2(1)	11(5)

※()は障害者の方

図表1-2-14 成年後見制度町長申立の年齢別内訳(令和元年度9月末)

(件)

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
後見	0	0	0	0	0	0	5	5
保佐	1	0	0	2	1	0	0	4
補助	0	0	1	0	0	0	1	2

図表1-2-15 成年後見制度の後見人の内訳(令和元年度9月末)

(件)

	司法書士	社会福祉士	社会福祉法人	計
後見	3	2	0	5
保佐	2	1	1	4
補助	0	1	1	2

(6) 避難行動要支援者

災害時等において、家族等の支援が困難であり、自力で避難行動が難しい何らかの助けを必要とすると想定される要支援者の名簿を、健康福祉課が有する情報から作成しました。

平成31年4月1日現在では、延べ1,299人となっており、町民の約5人に1人に当たります。

※女川町避難行動要支援者の定義

【支援対象範囲】

○生活の基盤が自宅にある方で、以下の要件に該当する方

- ① 75歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ② 要介護1から要介護5を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1から6級所持者のうち、聴覚障害・知覚障害または肢体不自由であり、下肢、体幹障害者
- ④ 療育手帳AまたはBを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1から3級所持者
- ⑥ その他支援が必要な者（妊婦・乳幼児・難病・その他）

図表1-2-16 避難行動要支援者(平成31年4月1日現在)
(人)

		人数
75歳以上のみ世帯	ひとり暮らし	308
	高齢者のみ世帯	338
要介護認定者	要介護1～5	182
障害者手帳所持者	身体障害者手帳	91
	療育手帳	32
	精神障害者保健福祉手帳	43
妊婦		20
乳幼児		249
難病患者		36

3 町民アンケート調査

(1) 調査概要

調査名	地域生活に関する調査
調査目的	女川町地域福祉計画(第1次)の計画期間終了に伴う、「女川町地域福祉計画(第2次)」と「女川町社会福祉協議会地域福祉活動計画(第5次)」を策定するために実施したものである。また、あわせて新たに策定する「女川町のいのちを守る取組推進計画(仮称)」(女川町自殺対策計画)の資料とする。
調査対象	18歳以上の町民500人
調査方法	郵送配布—郵送回収(督促礼状1回送付)
調査時期	平成30年8月24日(金)～9月18日(火)
回収数(回収率)	227件(45.4%)
実施主体	女川町

(2) 調査結果 (抜粋)

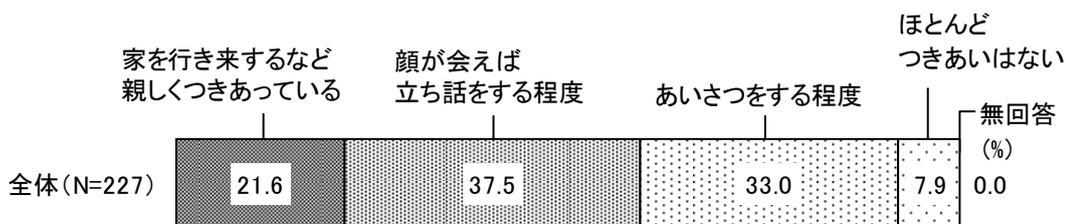
① 普段の近所づきあいの程度

家を行き来する、立ち話をするなど親しいつきあいをしている人が6割強で多いが、若い世代ほど親しい近所づきあいをしている割合は低い

普段の近所づきあいの程度は、「家を行き来するなど親しくつきあっている(21.6%)」が2割強、「顔が会えば立ち話をする程度(37.5%)」と「あいさつをする程度(33.0%)」が3割台となっています。なお、「ほとんどつきあいはない」は7.9%のみです。

年代別にみると、年齢が低くなれば低くなるほど、近所づきあいが希薄になっています。

図表1-2-17 普段の近所づきあいの程度(全体)



図表1-2-18 普段の近所づきあいの程度(全体、年代別)

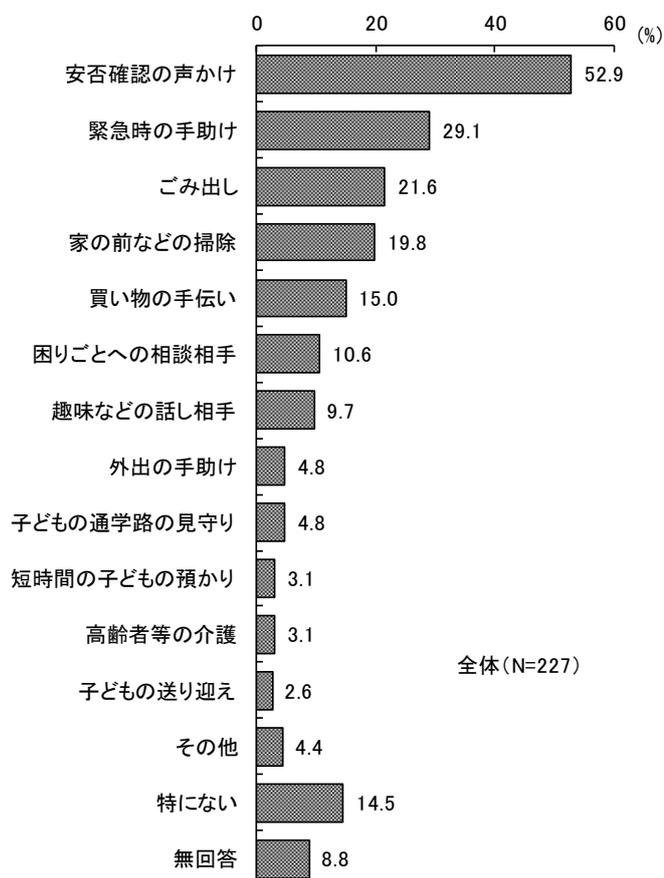
		(%)				
		親家を 行く つき 来 あ つ て な い ど	顔を 会 え ば 立 ち 話 を	あい さ つ を す る 程 度	ほ と ん ど づ き あ い は	無 回 答
全体	(N=227)	21.6	37.5	33.0	7.9	0.0
年代別	18～29歳 (n= 22)	0.0	18.2	59.1	22.7	0.0
	30～49歳 (n= 44)	9.1	27.3	47.7	15.9	0.0
	50～64歳 (n= 54)	14.8	44.5	37.0	3.7	0.0
	65～74歳 (n= 57)	22.8	52.6	22.8	1.8	0.0
	75歳以上 (n= 50)	48.0	30.0	16.0	6.0	0.0

② 隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできること

「安否確認の声かけ」ができる人は5割を超えている

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできることは、「安否確認の声かけ(52.9%)」が最も多く、「緊急時の手助け(29.1%)」、「ごみ出し(21.6%)」、「家の前などの掃除(19.8%)」、「買い物の手伝い(15.0%)」が続いています。

図表1-2-19 隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできること(全体):複数回答



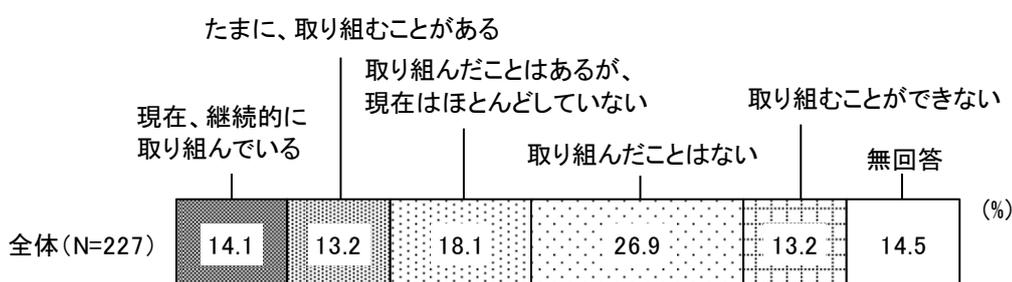
③ ボランティア活動に取り組んだ経験

ボランティア活動に現在取り組んでいる人は27.3%

ボランティア活動に取り組んだ経験は、「現在、継続的に取り組んでいる（14.1%）」と「たまに、取り組むことがある（13.2%）」を合計した《現在取り組んでいる》は27.3%であり、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない（18.1%）」まで含めた《取り組んだことがある》は45.4%です。

年代別にみると、50～64歳、65～74歳の3割前後が《現在取り組んでいる》と回答しています。

図表1-2-20 ボランティア活動に取り組んだ経験(全体)



図表1-2-21 ボランティア活動に取り組んだ経験(全体、年代別)

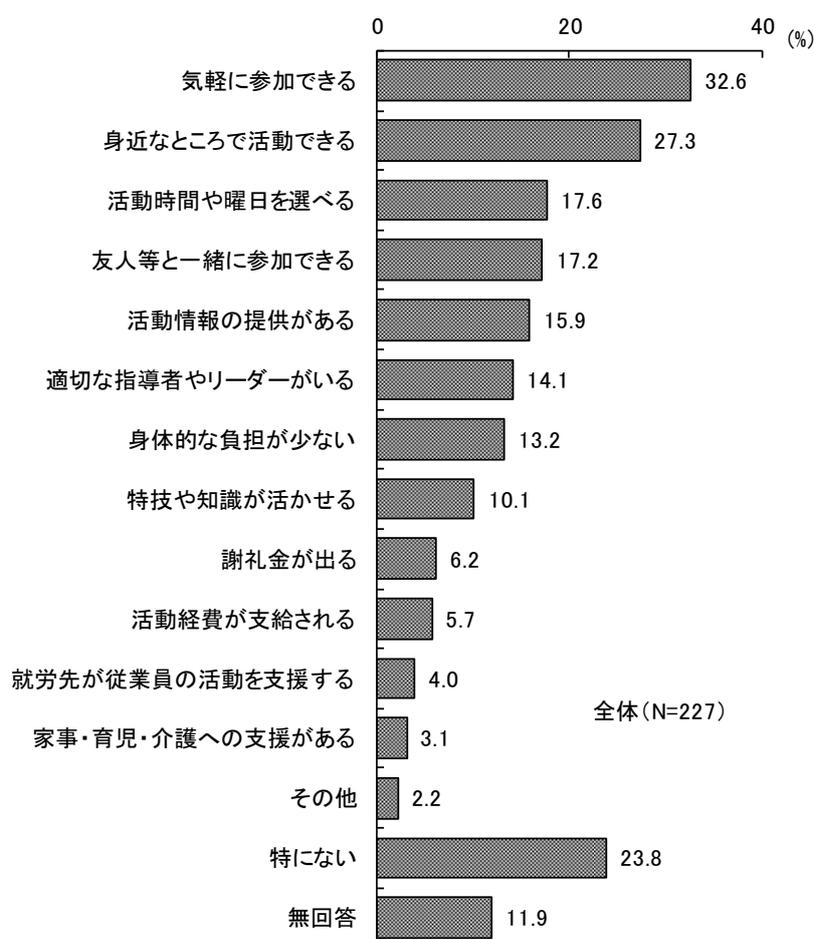
		(%)					
		現在、継続的に取り組んでいる	たまに、取り組むことがある	取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない	取り組んだことはない	取り組むことができない	無回答
全体 (N=227)		14.1	13.2	18.1	26.9	13.2	14.5
年代別	18～29歳 (n= 22)	9.1	9.1	18.2	50.0	4.5	9.1
	30～49歳 (n= 44)	9.1	15.9	20.5	34.1	13.6	6.8
	50～64歳 (n= 54)	18.5	11.1	16.7	29.6	16.7	7.4
	65～74歳 (n= 57)	17.5	15.8	10.5	24.6	10.5	21.1
	75歳以上 (n= 50)	12.0	12.0	26.0	10.0	16.0	24.0

④ ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動に参加しやすい条件は「気軽に参加」、「身近な活動」

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる（32.6%）」が最も多く、「身近なところで活動できる（27.3%）」、「活動時間や曜日を選べる（17.6%）」、「友人等と一緒に参加できる（17.2%）」、「活動情報の提供がある（15.9%）」が続いています。

図表1-2-22 ボランティア活動等に参加しやすい条件(全体):複数回答



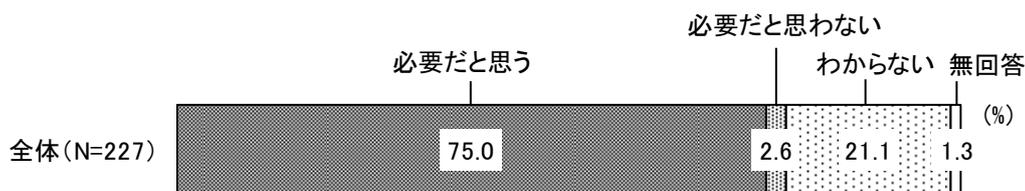
⑤ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性

住民相互の自主的な支え合い・助け合いは7割台が必要だと思っている

住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性は、「必要だと思う（75.0%）」が7割台、「必要だと思わない（21.1%）」が2割強となっています。

年代別にみると、18～29歳、30～49歳で「わからない」の割合が高くなっています。

図表1-2-23 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性(全体)



図表1-2-24 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性(全体、年代別)

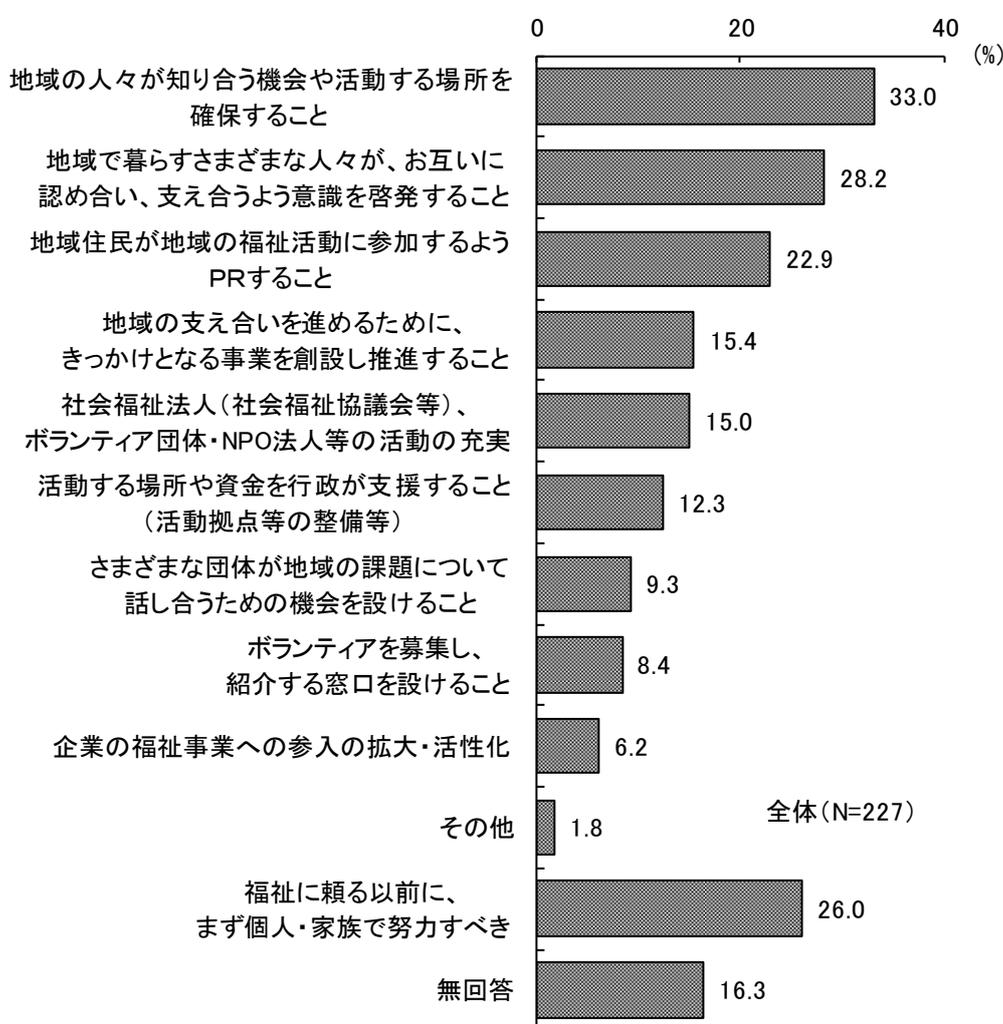
		(%)			
		必要 だ と 思 う	必要 だ と 思 わ ない	わ か ら ない	無 回 答
全体	(N=227)	75.0	2.6	21.1	1.3
年代別	18～29歳 (n= 22)	59.1	0.0	40.9	0.0
	30～49歳 (n= 44)	70.4	2.3	27.3	0.0
	50～64歳 (n= 54)	81.5	3.7	14.8	0.0
	65～74歳 (n= 57)	77.2	3.5	17.5	1.8
	75歳以上 (n= 50)	76.0	2.0	18.0	4.0

⑥ 地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うこと

支え合いの仕組みづくりで必要なことは「地域の人々が知り合う機会や場の確保」、「認め合う・支え合う意識の啓発」、「福祉活動への参加を促すPR」

地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うことは、「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること(33.0%)」が最も多く、「地域で暮らすさまざまな人々が、お互いに認め合い、支え合うよう意識を啓発すること(28.2%)」、「地域住民が地域の福祉活動に参加するようPRすること(22.9%)」が続いています。なお、「福祉に頼る以前に、まず個人・家族で努力すべき」は26.0%となっています。

図表1-2-25 地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うこと(全体):複数回答(3つまで)

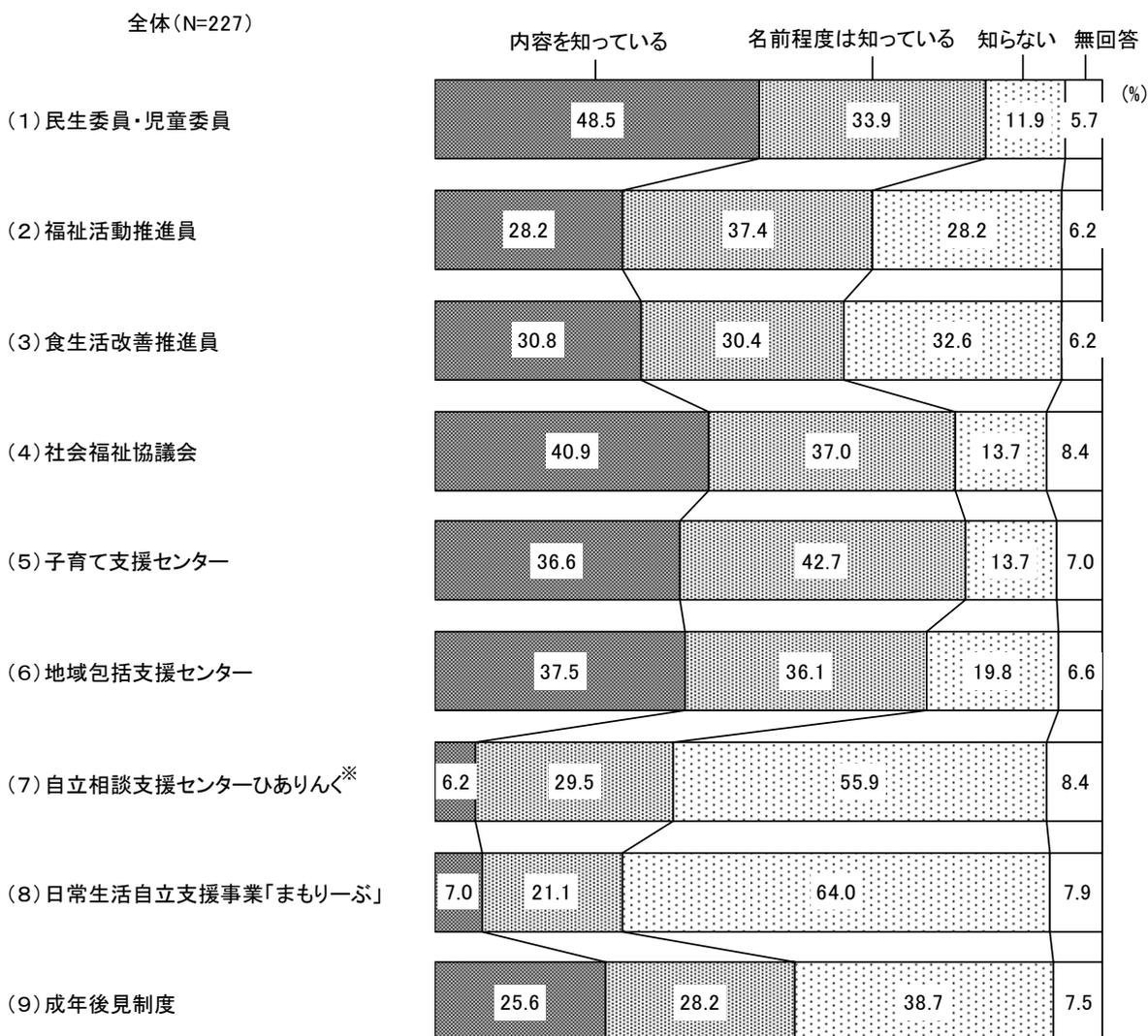


⑦ 地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度

『民生委員・児童委員』、『社会福祉協議会』、『子育て支援センター』、『地域包括支援センター』については《知っている》が7割を超えている

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度について、「内容を知っている」と「名前程度は知っている」を合計した《知っている》の割合は、『民生委員・児童委員』、『社会福祉協議会』、『子育て支援センター』、『地域包括支援センター』で7割を超え、『福祉活動推進員』、『食生活改善推進員』で6割を超え、『成年後見制度』では5割を超えていません。なお、『自立相談支援センターひありんく』では3割台、『日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』では2割台にとどまっています。

図表1-2-26 地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度(全体)



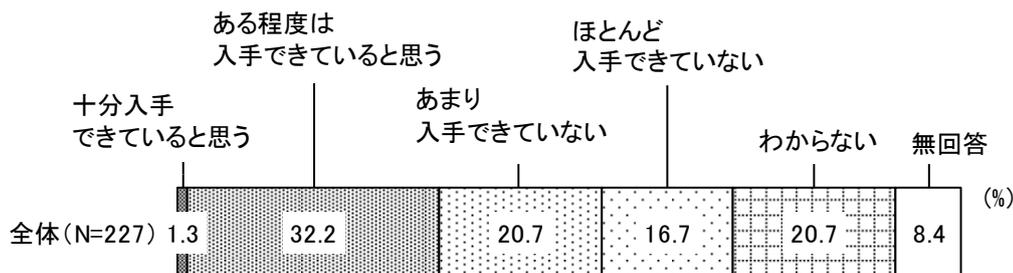
※「自立相談支援センターひありんく」は令和元年度より「宮城県北部自立相談支援センター」

⑧ 福祉サービスに関する情報の入手程度

「入手できている」人、「入手できていない」人、いずれも3割台

福祉サービスに関する情報の入手程度は、「十分入手できていると思う」が1.3%にとどまり、「ある程度は入手できていると思う」が3割台となっています。「あまり入手できていない（20.7%）」と「ほとんど入手できていない（16.7%）」を合計すると3割台、「わからない（20.7%）」が2割程度となっています。

図表1-2-27 福祉サービスに関する情報の入手程度(全体)

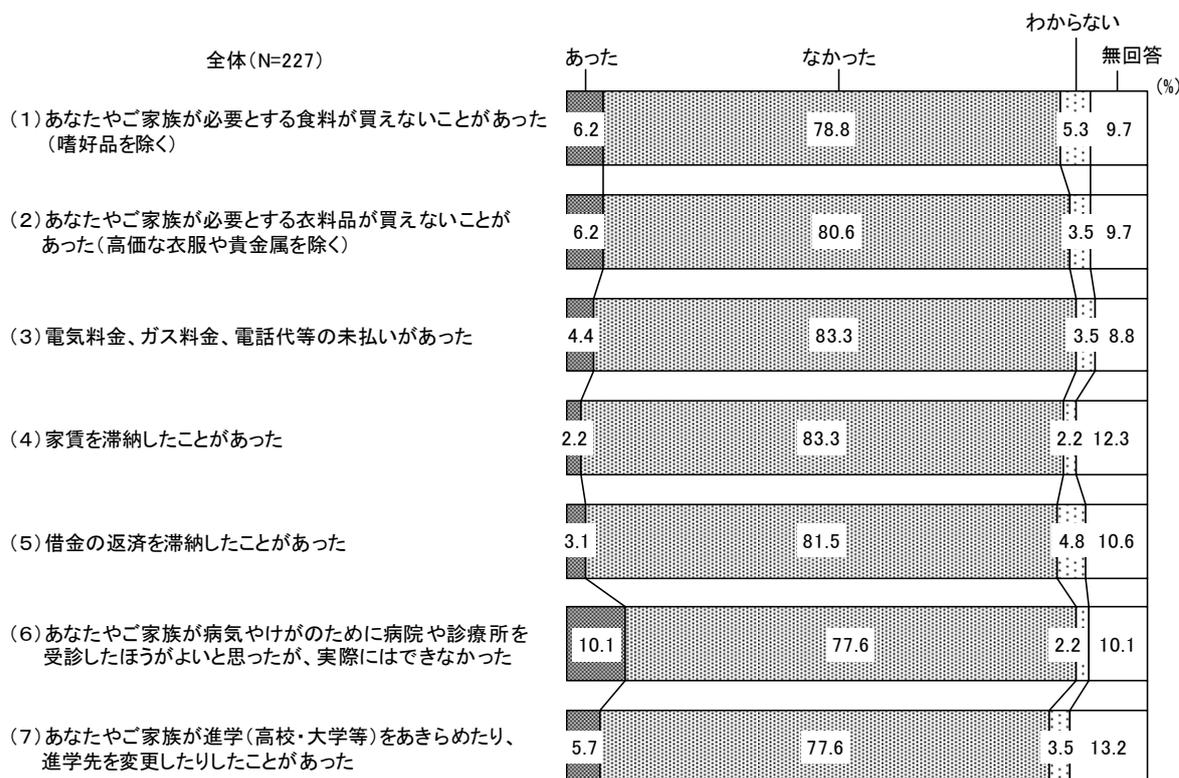


⑨ 経済的な理由で困ったことの有無

経済的な困窮経験がある人は2割

経済的な理由で困ったことの有無について、『あなたやご家族が病気やけがのために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったが、実際にはできなかった』で「あった」が1割を超えています。

図表1-2-28 経済的な理由で困ったことの有無(衣・食・住、病院受診、進学等)(全体)



⑩ 自殺対策に関する事柄について知っていること

『自殺予防いのちの電話』、『こころの相談電話』については《知っている》が半数を超えている

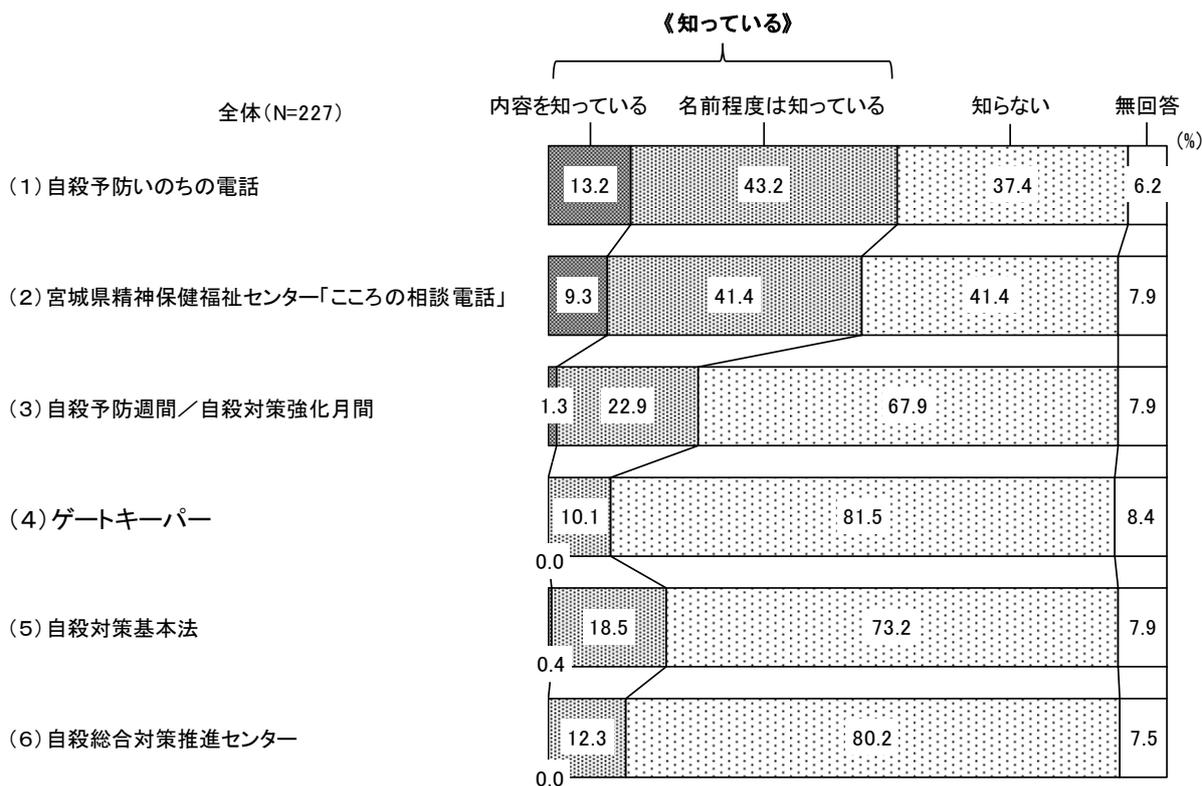
自殺対策に関する事柄について知っていることは、『自殺予防いのちの電話』では「内容を知っている」が13.2%、「内容を知っている」と「名前程度は知っている」を合計した《知っている》が56.4%となっている。

『宮城県精神保健福祉センター「こころの相談電話」』では「内容を知っている」が9.3%、《知っている》が50.7%となっている。

『自殺予防週間／自殺対策強化月間』、『自殺対策基本法』では「内容を知っている」の割合が1%前後で、《知っている》がそれぞれ24.2%、18.9%となっている。

『自殺総合対策推進センター』、『ゲートキーパー』では「内容を知っている」の割合が0%で、「名前程度は知っている」がそれぞれ12.3%、10.1%となっている。

図表1-2-29 自殺対策に関する事柄について知っていること(全体)



4 コミュニティカルテ

(1) コミュニティカルテの概要

コミュニティカルテとは、地区のいいところや気になること、課題に感じることを、地区の人と話し合ったり、解決に向けた活動や取組みを進めていくために、町内の33行政区ごとの統計データ、地域資源の状況等をまとめたものです。コミュニティカルテに記載している内容は以下のとおりです。

1. 基本データ	人口・世帯	人口、世帯数、3区分別人口(割合)
	地域の担い手の人数	民生児童委員、保健推進員、生涯学習推進員、福祉活動推進員、食生活改善推進員
	地域団体の有無	老人クラブ、子ども会
2. 地域資源	地域の強み(有るもの)	地区行事、老人クラブ・サークル活動、コミュニティ、生活関連、保健・福祉、育児・教育、歴史・文化、自然環境、その他
	地域の弱み(不足しているもの)	
	対応策(地域で創っていくもの)	
3. 地域づくり会議(地区座談会)結果		地域のよいところ、地域の課題等

※「2. 地域資源」は社会福祉協議会作成の地区診断シートから

(2) コミュニティカルテから見えること

◆少子高齢化が進んでいる行政区が多い

- ・行政区ごとの年少人口率をみると、26行政区で10.0%を下回っています。また、高齢化率は、17行政区で40.0%を上回っています。
- ・特に離半島部では顕著であり、寺間区、出島区、江島区では子どもが一人もおらず、高齢化率は60.0%を上回っています。

◆日頃から住民同士の支え合いが行われている

- ・地域の強み(有るもの)では、「声かけ」、「見まもり」、「おすそ分け」、「隣近所でのお茶のみ」、「一緒に散歩」、「住民同士の移動支援」という意見が多く見られ、それぞれの行政区で住民同士の支え合いが日頃から行われている状況がうかがえます。

◆集いの場づくり、生活支援・見守り支援が必要となっている行政区が多い

- ・地域で創っていくもの(対応策)として、「集いの場をつくる」が24行政区、「生活支援や見守り支援」は31行政区で見られています。また、特に離半島部では買い物や移動支援も必要です。

図表1-2-30 コミュニティカルテ(基本データ・地区座談会での意見)

	基本データ(%)		地域の強み(有るもの) コミュニティや交流について 【資料:地区診断シート】	地域で創っていくもの(対応策)【資料:地区診断シート】				
	年少人口率 (0~14歳)	高齢化率 (65歳以上)		集いの場をつくる	世代間交流を図る	生活支援や見守り支援をする	買い物や移動支援	若い世代に歴史や文化を伝承する
大沢区	4.8	49.0	・区民が顔なじみで知らない人がいない ・野菜のおすそ分け		○	○	○	
針浜区	5.7	45.1	・見守り、話を聞く ・隣近所での声かけ、野菜のおすそ分け		○	○		
浦宿1区	9.3	30.3	・おすそ分け、声かけ、一緒に散歩 ・大雪時には雪かきを手伝う		○	○		
浦宿2区	6.0	35.3	・声かけ、お茶会の時の送迎 ・ベタンクを通じた交流		○	○		
浦宿3区	13.2	31.2	・声かけ、おすそ分け、ゴミ出しの手伝い ・見守りの黄色い札を出している	○	○	○		
旭が丘区	7.4	38.0	・老人クラブやサークル活動が盛ん ・ラジオ体操を通じた世代間交流	○		○		
上3区	6.8	42.9	・声かけ、おすそ分け、ゴミ出しの手伝い ・ダンベル教室の開催					
上4区	8.0	32.8	・隣近所でのお茶のみ ・ベタンクを通じた交流			○		
上5区	15.9	30.0	・住民同士の移動支援 ・ベタンクを通じた交流			○		
西区	9.3	40.9	・住民同士の移動支援 ・隣近所でのお茶のみ			○	○	
小乗区	0.0	58.9	・住民同士の移動支援 ・活動等への若い世代の参加	○				
宮ヶ崎区	9.7	24.9	・声かけ、隣近所でのお茶のみ ・医療座談会の実施	○		○	○	
石浜区	5.7	49.4	・隣近所でのお茶のみ、おすそ分け ・住民同士の顔の見える関係	○		○		○
清水区	7.4	35.8	・見まわり、声かけ ・隣近所でのお茶のみ、おすそ分け	○		○		
大原南区	8.0	44.2	・隣近所でのお茶のみ、おすそ分け ・活動等への若い世代の参加	○		○		
大原北区	5.6	54.8	・住民同士の移動支援 ・ふれあいカフェ、花壇の手入れ	○	○	○		
女川南区	10.4	33.3	・おすそ分け、一緒に散歩 ・地域のお世話役となる住民が多い	○	○	○		
女川北区	4.8	41.3	・おすそ分け、一緒に散歩 ・地区の中で気にかける人が多い	○	○	○		
桐ヶ崎区	2.1	60.4	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・顔のわかるお互い様の関係性がある	○		○	○	
竹浦区	6.9	36.6	・住民同士の顔の見える関係 ・子どもを地域で育てていこうという風習	○		○	○	
尾浦区	13.2	41.1	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
御前浜区	3.3	43.3	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
指ヶ浜区	9.8	23.5	・住民同士の顔の見える関係 ・子どもを地域で育てていこうという風習	○		○	○	
高白浜区	12.5	52.5	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
横浦区	16.3	36.7	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
大石原区	7.7	53.8	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
飯子浜区	19.7	30.3	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
野々浜区	5.0	35.0	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
塚浜区	5.4	27.0	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・住民同士の顔の見える関係	○		○	○	
小屋取区	5.4	37.5	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・悩みなど隣近所で相談し合える	○		○	○	
寺間区	0.0	71.2	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・島民全員がお互いに頼ることができる	○		○	○	○
出島区	0.0	63.8	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・島民全員がお互いに頼ることができる	○		○	○	○
江島区	0.0	82.4	・声かけ、隣近所のお茶のみ ・島民全員がお互いに頼ることができる	○		○	○	○

※女川町統計書、年齢別人口集計表(平成30年10月1日現在)、地区診断シートより作成

5 第1次計画の評価

(1) 重点的に進捗確認を行う事項

第1次計画では、重点的に進捗確認を行う事項として、4つを定めています。第1次計画期間での進捗状況は以下のとおりです。

① ここからセンターの地域移行・統合

◆第1次計画記載の内容

- ・ 地域支え合い体制づくり整備事業として、第1次計画策定時に8か所あるところとからだとくらしの相談センターのサブセンターを平成29年度にサポート拠点施設2か所に統合し、それ以降は地域ごとの課題解決の相談・支援の仕組みづくりを行っていきます。

◆進捗状況

年度	進捗状況
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブセンターが担当するエリアごとに各支援機関が集まりエリア会議を開催し、個別支援・地域支援を推進した。 ・ エリア会議では、仮設住宅地区では住民が減っていく中でのコミュニティ活動の難しさ、地域のリーダーがいなくなることに対する不安が出た。一方で新しい住宅ができる地区での交流・コミュニティ活動の難しさに対する意見があった。 ・ エリア会議等の結果から各サブセンターの取組みを評価するとともに、地域支え合い体制づくり事業者会議(サブセンターの運営を受託する事業者の会議)で検討し、平成28年度は8か所のサブセンターを統合し、5か所とすることを決めた。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から体制を変更し、サブセンターを5か所とし、エリア会議、地域支え合い体制づくり事業者会議を開催しながら、個別支援・地域支援を行った。 ・ いくつかの地区では行政区長や民生児童委員も交えてエリア会議が開催され、住民自ら地域課題について積極的に検討した。 ・ 地域福祉計画では平成29年度にサブセンターをサポート拠点施設2か所に統合する予定であったが、各サブセンターの取組みの評価から、平成29年度中はコミュニティの変化が大きいため、継続してサブセンター5か所の体制とすることとした。 ・ 平成30年度以降はサブセンターを地域移行し、地域ごとの課題解決の相談・支援の仕組みづくりを行っていくこととした。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度から引き続き、サブセンター5か所の体制で、エリア会議、地域支え合い体制づくり事業者会議を開催しながら、個別支援・地域支援を行った。 ・ 平成30年度以降はサブセンターを地域移行することから、地域支え合い事業を後継する恒久的システムの体制づくりについて、地域支え合い体制づくり事業者会議の中で検討を進めた。今後は社協が地域づくりを主導して進めていくこととなった。

年度	進捗状況
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業の中でここからセンターの地域支援の機能を受け継いでいる。生活支援体制整備事業は社協に委託されており、町内を東部エリア、西部エリアに分割し、生活支援コーディネーターを二人配置した。地域活動の活性化、民生児童委員に寄り添うなど地域支援を行っている。 社協(生活支援コーディネーター)の主催で町内を5地区に分けてエリア会議を実施した。関係機関、専門職が集まり、地域課題を検討した。

◆課題と方向性

- 地域支え合い体制づくり整備事業（こころとからだの相談センターサブセンター事業）のこころとからだの支援員活動の地域移行に向けて、個別支援の情報共有を行政区長や、民生児童委員などを行い、地域づくりの主導を町社協が担うことで地域の支え合いを進めてきていますが、今後は、制度の狭間の課題を抱える人・世帯の把握とその支援を、地域、社協、町、関係機関それぞれが把握する情報を共有し、支援の調整、支援の方法を検討する場が重要です。

② 社協の地域福祉活動計画との一体的推進

◆第1次計画記載の内容

- 社協の地域福祉活動計画（平成28年度～令和元年度）について、策定段階から女川町地域福祉計画（平成27年度～令和元年度）と整合が図れるよう調整します。また、計画の進捗に当たっては、本町と社協で合同作業部会を組織し、一体的に推進します。

◆進捗状況

年度	進捗状況
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 町と社協で合同作業部会を開催し、連携を図りながら地域福祉活動計画の策定を行った。また、合同作業部会が「地域福祉を推進する会」の事務局機能を担った。 町、社協、住民の3者が参加して、地域福祉計画の進行管理組織として「地域福祉を推進する会」を年2回開催し、推進課題を議論した。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 町と社協による合同作業部会を開催し、「地域福祉を推進する会」や住民座談会の開催、地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理、地域福祉に関する施策の進め方等の調整を行った。 町、社協、住民の3者が参加して、地域福祉計画の進行管理組織として「地域福祉を推進する会」を年2回開催し、推進課題を議論した。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 町と社協による合同作業部会を開催し地域福祉計画と地域福祉活動計画の進行管理、地域福祉に関する施策の進め方等の調整を行った。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 女川町地域福祉計画の進行管理、策定を行う女川町地域福祉計画推進委員会を設置した。町と社協が事務局となり、委員会開催のために打合せを重ね、議題検討、資料作成を行った。 地域福祉計画・地域福祉活動計画、両計画策定のための町民向けのアンケート調査を実施した。

◆課題と方向性

- ・ 女川町地域福祉計画（第2次）と社協の地域福祉活動計画（第5次）の策定に向けて、一体的策定に向けた検討が重要です。

③ 災害時要支援者の名簿の管理・共有、具体的な支援体制の構築

◆第1次計画記載の内容

- ・ 本町では平成 26 年度に災害時要支援者名簿を作成していますが、具体的な運用方法、支援体制の検討が課題となっています。自治会、民生児童委員、地域活動組織等と連携を図りながら、名簿の管理・共有のあり方、個別の支援体制を構築します。

◆進捗状況

年度	進捗状況
平成27年度	・ 地域と災害時要支援者の情報を共有するため、「ひとり暮らし・二人暮らし・障害者台帳」の作成を女川町民生児童委員協議会に依頼し、管理表をまとめた。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要支援者約 1,487 人から、健康福祉課で避難支援が必要な対象者（障害者、要介護者、75 歳以上ひとり暮らし等）531 人を抽出し、そのうち死亡転居等を除いた382 人に「災害時における避難に関するアンケート」を実施した（アンケート回収率 100%）。 ・ アンケート結果を整理し、健康福祉課としての 194 人の災害時要支援者名簿を作成した。名簿については、民生児童委員（事務局含）及び消防署に対し情報提供を行った。
平成29年度	・ 平成 30 年 2 月に策定した「女川町防災計画」に、避難行動要支援者に関して盛り込んだ。計画に難病患者を避難行動要支援者として記載したことにより、今後、宮城県から女川町内に暮らす難病患者の方の情報を得ることができるようになった。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの難病患者の情報の取得について、宮城県東部保健福祉事務所との協議の結果、県の「要配慮者情報提供事務処理フロー」に基づいて、令和元年度に情報提供依頼を行うこととなった。 ・ 名簿の更新方法は、年間1回、指定された日に更新を行って登録する更新方法を採用。 ・ 個別支援方法について庁内関係課との調整が必要であるとの認識に至った。

◆課題と方向性

- ・ 災害時要支援者名簿の作成を行政区長、民生児童委員、地区役員などと一緒に作成し、情報共有、個別の避難支援方法まで、地区や避難支援関係者、庁内関係課と行う必要があります。

④ 地域における話し合いの場の開催

◆第1次計画記載の内容

- ・ コミュニティでの支え合いを促進するため、各コミュニティごとに活動者が集まり、地域課題を共有し、その解決方法を検討する場が開催されるように、主に社協が支援します。

◆進捗状況

年度	進捗状況
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区や自治会の役員会・行事等の打合せに出席し、住民の意見を聴き関係機関とのパイプ役となった。 ・ 地区の老人クラブの立上げの協議に参加し、老人クラブの意義を住民に訴えた。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度中に9回の地区座談会を開催した。座談会では「地域のいいところ」を聞いたうえで、「地域の中で気になっているところ」、「地域でできること(やってみたいこと)」をたずねた。地域の伝統である祭りを復活させたいなどの意見はあったが、見守りとか、生活支援が必要であるという意見はほとんど出なかった。 ・ 福祉活動推進員の任命と活動支援を行った。福祉活動推進員は町内に46名いる。平成28年度中に3回、延べ51人参加を得て研修を行った。福祉活動推進員は日頃地域で見守りをしていただき、問題を抱える人を社協や町につないでいただくことが役割である。研修により、この役割を認識していただいた。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度中に15回の地区座談会を開催した。テーマを設定し、参加者がより自分の考えを表現しやすい形にすることで、万遍なく意見を出しあえた。地区での実践活動の様子を見てもらい、身近な支え合い活動に焦点を当て、自分ごととして捉えられ対話のしやすい座談会となった。また、他機関にも地域の実情の周知を図り、顔の見える関係を作る機会となった。 ・ 福祉活動推進員の任命と活動支援を行った。福祉活動推進員は町内に51名いる。研修会を重ねることで福祉活動推進員の意識高揚がみられた。福祉活動推進員が各地でそれぞれ行っている活動を共有することで、互いに刺激し合い、町内全体の意識を高めることにつながられた。社協だよりで福祉活動推進員の活動内容と氏名を記載することで広く周知することができた。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度中に14回の地区座談会を開催した。平成28年度からの3年間ですべての地区で実施したこととなった。テーマを設定し、平成29年度と同様の成果が得られた。

◆課題と方向性

- ・ 今後は住民主体で地区座談会が開催され、社協が実施支援を行う形が望まれます。地区の中で話し合いが行われる中で、地域の課題解決力の強化を図る必要があります。

(2) 各施策評価

第1次計画では、施策ごとに毎年度、以下の評価軸に沿って進行管理を実施しています。

○：計画記載の具体的施策のとおり実施
 △：計画記載の具体的施策の一部を実施
 ×：未実施

平成28年度から平成30年度の結果は以下のとおりとなっています。

基本目標1 支え合う地域福祉のまちづくり（21 具体的施策）

- ・地域福祉計画では平成29年度からころとからだとくらしの相談センターのサブセンターをサポート拠点施設2か所に統合し、それ以降は地域ごとの課題解決の相談・支援の仕組みづくりとして、平成30年度からサブセンターを地域移行し地域ごとの課題解決の相談・支援の仕組みづくりを行っています。
- ・その他の事業は実施していますが、さらなる福祉意識の啓発、コミュニティ・地域福祉活動の活性化が必要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成27年度	件数	9	9	3
	割合	42.9%	42.9%	14.3%
平成28年度	件数	18	0	3
	割合	85.7%	0.0%	14.3%
平成29年度	件数	20	0	1
	割合	95.2%	0.0%	4.8%
平成30年度	件数	17	0	4
	割合	81.0%	0.0%	19.0%

基本目標2 暮らし続けるための仕組みづくり（10施策）

- ところとからだとくらしの相談センターのサブセンターは平成29年度で地域移行し、平成30年度から課題を抱える人・世帯を地域で把握し、必要な場合は専門機関につなげる地域づくりがはじまったところです。地域力の強化、また、複合的な課題を抱える人・世帯について多職種連携で情報共有しながら長い時間軸で支援できる体制の強化が重要です。
- 災害時要支援者体制については、防災計画への記載は行ったので、今後は名簿の更新方法、個別支援方法の検討が必要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成27年度	件数	2	6	2
	割合	20.0%	60.0%	20.0%
平成28年度	件数	8	2	0
	割合	80.0%	20.0%	0.0%
平成29年度	件数	7	3	0
	割合	70.0%	30.0%	0.0%
平成30年度	件数	8	2	0
	割合	80.0%	20.0%	0.0%

基本目標3 支え合うコミュニティを担う人づくり（4施策）

- 平成28～30年度はすべての施策が実施となっています。
- コミュニティを支える人づくりについて、ボランティア入門講座等に参加した人を活動の場につなげていくことが課題です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成27年度	件数	2	2	0
	割合	50.0%	50.0%	0.0%
平成28年度	件数	4	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%
平成29年度	件数	4	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%
平成30年度	件数	4	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%

6 ヒアリング調査

本計画策定に向けた現状把握、課題の整理のため、地域福祉活動、生活困窮者支援、若者支援、子どもの学習支援、就労（後継者）支援、高齢者支援、障害者支援等を行う団体へのヒアリングを行いました。

（1）調査概要

調査対象	【女川町内の関係機関】 ①女川町民生児童委員協議会 ②女川町社会福祉協議会 ③女川町地域包括支援センター 【女川町内の福祉サービス提供事業所】 ④女川町地域活動支援センター うみねこ園 ⑤NPO法人 きらら女川 ⑥社会福祉法人 永楽会 【広域で活動する相談支援機関】 ⑦NPO法人 TEDIC(石巻圏域子ども・若者総合センター) ⑧自立相談支援センターひありんく ⑨石巻地域若者サポートステーション
日程	①・⑦～⑨：平成30年12月7日(金) ②～⑥：平成31年1月24日(木)
ヒアリング内容	・活動の現状 ・活動の課題(困難ケースなど) ・地域課題 ・課題解決への提案 ・行政への要望など

（2）調査結果

【女川町内の関係機関】

① 女川町民生児童委員協議会

- ・情報が入ってこないことがネックになっている。自分の情報と地域包括支援センターや行政区長さんの持っている情報といろいろある。今後民生児童委員として新しい地域、復興住宅を受け持った場合、行政区長さんなどと連絡を密に取って情報提供してもらう必要がある。

- ・ひとり暮らしが多くなっており、入院して少しよくなったので退院したが、数日後に亡くなっていた事例があった。
- ・老老介護などの対応や介護保険制度の方向など、行政から随時情報発信してほしい。

② 女川町社会福祉協議会

- ・複合的な課題を抱える人については、関係機関で調整が必要な場合は、必要に応じて集まっている。調整する役割の人が決まっているわけではなく、そのための調整会議等が決まっているわけではない。関係機関の了承を得ながら手順を踏むことになり、緊急性を要する課題への対応が難しくなっている。

③ 女川町地域包括支援センター

- ・五部浦地域は通所サービスの利用者が少ないため、介護事業所からの送迎がきていない。
- ・集会所等への移動など、地区内の移動が困難な方がいる。
- ・住民同士の支え合い活動には、限界がある。家庭の中にまで入って支援することは難しい。

【女川町内の福祉サービス提供事業所】

④ 女川町地域活動支援センター うみねこ園（利用者の保護者含む）

- ・24時間、緊急時に連絡対応ができる窓口が町内にない。当事者が一人取り残されてしまった場合、一時的な預かり先など緊急時のつなぎ先を把握できていない。
- ・グレーゾーンの方がどこにもサービスにつながっていない。相談に来なければ、問題を吸い上げられない状況にある。

⑤ NPO 法人 きらら女川

- ・半島に住んでいる方の送迎が困難。バスで来てくれる方もいたが、運賃がかかるので厳しい。
- ・シーパルピア女川の障害者優先の駐車場に健常者の人が止めていることがある。意識啓発が必要。
- ・本町の計画、施設利用、災害時の避難等について、すべての人にわかりやすい情報提供・情報共有の促進が必要。
- ・女川高等学園の生徒が卒業後に本町に就職するためには住むところが必要になる。人口減少が進んでいる本町としては貴重な人材になると思う。

⑥ 社会福祉法人 永楽会

- ・職員が集まらないので、未経験者を採用することも多いが、すぐに辞めてしまうことが多い。
- ・サービスを量的に考えていく中で本町に必要なサービスを検討すれば、現在隙間になっ

ている部分も実施できる。例えば、デイサービスでは送迎以外の時間は車も運転手も空いているので移動支援が可能かもしれない。

- ・ 事業者間連携を深めていくことが重要である。
- ・ 特養内の地域交流スペース、サークル室等は地域の方に活用していただくことができる。

【広域で活動する相談支援機関】

⑦ NPO 法人 TEDIC（石巻圏域子ども・若者総合センター）

※女川町・石巻市・東松島市に住んでいる0歳～39歳の人々が相談できる窓口で、石巻市内に開設している。

- ・ 現象としては不登校や中退だが、母親の病気や家庭環境、経済的なことなどが絡み、単体の機関では対応できない案件が多い。
- ・ 他の相談機関と連携するためには、顔の見える関係を作ることが重要であり、そのためには勉強会や協議会が必要だ。

⑧ 自立相談支援センターひありんく

※生活困窮にかかわらず、生活や仕事などの多岐にわたる相談を受け付けている。

女川町ほか県内5町に住んでいる方を対象として活動している。事務所は大崎市に所在している。

- ・ 相談内容としてはお金に関連する仕事の問題、手帳を持っていないが狭間にいる方の相談が多い。
- ・ 地域が狭く、住民が近隣の目を気にしている印象で、本人からの発信が少ない。
- ・ 町の関係機関の方に事業の理解を深めるための説明会を定期的に設けてほしい。
- ・ さまざまな機関が入り、それぞれ特色、強み、範囲などもあるので、お互いを知り合う機会を設けてほしい。

⑨ 石巻地域若者サポートステーション

※社会への第一歩を踏み出せないでいる若者や、家族の相談を受けている。石巻圏域及び南三陸町に在住している方を支援範囲とし、ステーションは石巻市内に開設している。

- ・ 病気や障害など、課題を抱えた方はたくさんいるが、コミュニティが狭く、他人には言わないでくれという人が多い。
- ・ 当事者という認識がなく、手帳を持っていない狭間の方かもしれない。本来、県社協の「まもりーぶ」（日常生活自立支援事業）などにつなぐべきだが、本人が拒否しているという事例がある。
- ・ フリースペースがあり、そこにサポートステーションのスタッフ、制度に詳しい方、保健師などがいれば、ワンストップの相談コーナーになるかもしれない。

7 地域福祉計画推進委員会の議論の結果

地域福祉計画推進委員会は、平成30年度から令和元年度にかけて計7回開催し、地域福祉計画（第2次）の検討を行いました。

その中で、平成30年度の第3回、令和元年度の第1回・第2回・第3回委員会では、委員が3～4つのグループに分かれ、グループごとに意見交換を行いました。その主な結果を記載します。

（1）第1次計画の課題と必要だと思うことの検討

平成30年度の第3回地域福祉計画推進委員会では、地域福祉計画（第1次）の体系に沿って、委員が3つのグループに分かれ、「基本目標に向けた女川町の課題」と「基本目標に向けて必要だと思うこと」について意見交換を行いました。以下に主な意見を掲載します。

基本目標	課題	必要だと思うこと
基本目標1 支え合う地域福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・つきあいの希薄化(あいさつ程度、お茶飲みなくなった) ・助け合いの介入度合いが困難 ・情報が届いていない ・新しいコミュニティの課題(集合住宅、住民同士の交流) ・生活環境の変化(昔からの習慣を変えられない、マナーの理解) ・小さな町の良さを生かしたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、誘う、話を聞く ・支え合いが重要 ・子どもの頃から参加してもらう ・多様なイベント・行事(世代間交流、カフェ、温泉活用、飲む・食べる、伝統行事) ・企業からの資金援助を募る ・趣味活動、コミュニティ活動、老人クラブ、見守り・あいさつ活動等の活性化 ・わかりやすい広報・情報
基本目標2 暮らし続けるための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が理解されていない(制度等) ・相談支援体制(横の連携) ・移動手段の確保 ・人材不足 ・個人情報の取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人への助け合い ・なんでも生活相談 ・新たな交通システム(福祉車両の活用、オンデマンド、地域での助け合い) ・買物難民対策、移動販売 ・薬の配達等、企業の努力・契約
基本目標3 支え合うコミュニティを担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足(高齢化) ・核家族化で人が集まらない ・子ども会がないから親が出てこない ・活動へのハードルが高い ・活動団体等の情報不足 ・団体同士のつながりが少ない ・人(地域)のために何かするという意識が薄い 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のハードルを下げる ・イベントで団体が集まる・伝える ・地域の清掃活動への参加でも十分 ・勤め人も役に立ちたい思いはある ・夜とか土日であれば現役も出れる ・気の合う仲間づくり、ふだん仲良くする ・人のかかわりから生まれる声を大切に ・リハビリのためにボランティアするとよい

(2) 町民・地域・関係機関・行政が今後取り組むべきこと

令和元年度の第1回地域福祉計画推進委員会では、「女川町地域福祉計画（第2次）」の体系（案）の基本目標に向けて、町民・地域・関係機関・行政が今後取り組むべきことについて意見交換を行いました。以下に主な意見を掲載します。

基本目標	町民・地域・関係機関・行政が今後取り組むべきこと
基本目標1 誰もが支え合う 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の面で福祉のボランティアを行う。 ・ ボランティアを行うことで、地域の交流が増えていくと思う。 ・ 体が不自由な人でも教育の面で福祉のボランティアを行う。 ・ 集まらない人に、きっかけを作って集ってもらう(地域食堂など)。 ・ 地域食堂を民生児童委員が行っている。それをもっと広めていく。 ・ 気軽に相談できる地域の窓口が必要。 ・ 得意なことを見つけて、自分にできることもあるという事から、ボランティアに参加。 ・ いつものメンバーではない人も積極的に参加する行事・イベント(夏祭りなど)。 ・ ひきこもりの人に出てきてもらうような仕組みづくり。 ・ 積極的なあいさつ・声かけ。 ・ みんなで見守り運動を行う。
基本目標2 包括的な支援の 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の拠点づくり。その拠点を高機能化。 ・ 住民の合議体をつくる。住民による住民のための助け合い組織をつくる。 ・ 地域で相談を受けて、地域の役職者、行政につなげる仕組みをつくる。 ・ 行政(あるいは社協)に、あらゆる相談に応じる窓口を設置する。 ・ みんなで見守る(子ども、高齢者)。声かけ、見守りネットワークづくり。 ・ 行政区活動の活発化。子ども会活動推進。お茶飲み会でのつながり強化。 ・ 生活困窮者自立支援制度における各種事業の社協委託。 ・ 学校(小中一貫教育)を中心にした住民のつながりづくり。 ・ ボランティア友の会の組織の充実・強化を図る。
基本目標3 生涯にわたり安 心して暮らせるま ちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の見直し。付加価値をつける。 ・ 震災関連の地域資源を体系化。移動コース等の作成。 ・ ひきこもりの人の把握。対策の検討。 ・ 行政区における防災訓練の推進。自主防災組織の構築。 ・ 災害時要支援者の把握。具体策の検討。 ・ 災害時に地域で誰が支援が必要なのかを話し合っグループを作る。 ・ 中学生・高校生、女川高等学園の生徒を災害時の担い手として考える。 ・ 移動に困難を抱える人が使いやすい交通手段の検討。買い物代行。



(3) 町民が担える（できる）こと・取り組むべきことの検討

令和元年度の第2回地域福祉計画推進委員会では、「女川町地域福祉計画（第2次）」の具体的施策（案）について、施策ごとに町民が担える（できる）こと・取り組むべきことについて意見交換を行いました。以下に主な意見を掲載します。

基本目標	町民が担える(できる)こと・取り組むべきこと
<p>基本目標1 誰もが支え合う 地域づくり</p>	<p>基本施策1 地域福祉に対する意識づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偏見をなくし、どんな人とも平等に接する。 ・ 認知症などに対する家族など理解がもっと進むように(学ぶ、人づくり)。 <p>基本施策2 コミュニティを支える人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役割の固定化を防止するため、全員が役割を持てる環境を作る。 ・ 福祉活動推進員を各地域に配置する。 <p>基本施策3 人とのつながりを大切に作る心、故郷を愛する心の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祭り等の行事に積極的に参加できるようにする。 ・ 子どもが参加したくなるような行事を作る。
<p>基本目標2 包括的な支援の 仕組みづくり</p>	<p>基本施策4 包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の役職の方の連携。その人たちの役割についての住民への情報提供。 ・ 地域の中で地域の人との相談、見守りをする。 <p>基本施策5 住民主体による地域生活課題の解決力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉活動推進員を増やす。一人当たりの負担を減らす。 ・ 住民同士やボランティア団体とのコミュニケーションをとる。 <p>基本施策6 コミュニティづくりに向けた住民活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償(ポイント、時間等)ボランティアの仕組みづくり。 ・ 住民同士でちょっとしたできることをメニュー化する。 <p>基本施策7 一人ひとりの尊厳を守るための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立しないように地域の人が交流する、交流の場をつくる。 ・ 地域で見る目を増やすことが大事(虐待防止につながる)。 <p>基本施策8 福祉的課題を抱える人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮には他の課題がある。原因を明らかにして考える。 ・ 訪問で回っていると生活困窮は発見できる。何か困りごとがあるか聞く。
<p>基本目標3 生涯にわたり安 心して暮らせるま ちづくり</p>	<p>基本施策9 新たな地域資源の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館などの使用状況の把握。 ・ 空き家の活用方法を話し合う。 <p>基本施策10 防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちへの防災教育。地域の防災時の担い手に。 ・ 消防隊員になりたいような意識改革。地区防災組織の立ち上げ。 <p>基本施策11 生活の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民同士の送迎。カーシェアリング。 ・ 各ボランティアが作り、配達する。配食サービスの再開。

(4) 計画に記載する具体的取組みの検討

令和元年度の第3回地域福祉計画推進委員会では、「女川町地域福祉計画（第2次）」に記載する町民の具体的取組み（案）、事業所の具体的取組み（案）について意見交換を行いました。以下に主な意見を掲載します。

① 町民の具体的取組み（案）に対する意見

基本目標	町民の具体的取組み(案)
基本目標1 誰もが支え合う 地域づくり	<p>基本施策1 地域福祉に対する意識づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが地域や福祉について学ぶ場を集会所や公園で設ける。 ・ お茶っ子やカラオケやペタンク、誘い合い、声かけをする。 ・ 認知症サポーター養成講座を受講する。 ・ 高齢者介護の家族交流会の参加対象を広める。若い世代でもよい。 <p>基本施策2 コミュニティを支える人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画の多様化について役割を持っている側も意識していく。 ・ 役割をふるようにする(ふれるようにする)。 <p>基本施策3 人とのつながりを大切に作る心、故郷を愛する心の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ活動、サークル活動。地区行事への参加。 ・ 住民同士で声かけ合う。声かけが知り合うきっかけになる。
基本目標2 包括的な支援の 仕組みづくり	<p>基本施策4 包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員をサポートする役割を住民が担う。 ・ 地域の集まりのときには、関係機関に来てもらって、いろんな話をしてもらおう。 <p>基本施策5 住民主体による地域生活課題の解決力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所の小さな問題を住民間で解決する。 ・ 有償のボランティアの活用 <p>基本施策6 コミュニティづくりに向けた住民活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近所で助け合いをする。 ・ 元気な高齢者を活用できる仕組みづくり。 <p>基本施策7 一人ひとりの尊厳を守るための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り。できるだけ早く発見できるようにする。 <p>基本施策8 福祉的課題を抱える人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談マップがあるといい。 ・ 個人に来た相談を専門機関に。
基本目標3 生涯にわたり安 心して暮らせる まちづくり	<p>基本施策9 新たな地域資源の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の状況を全体で把握する。 ・ 女川の特色を生かす。 ・ プチ移住、1週間、10日間、発信・推進。 <p>基本施策10 防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練を定期的に行う。 ・ 要支援者への声かけ必要。 ・ 地域の人とで要支援者を支える。 ・ 避難した人は玄関に「避難しました」という看板をわかりやすいように置く。

② 事業所の具体的取組み（案）に対する意見

基本目標	事業所の具体的取組み(案)
<p>基本目標1 誰もが支え合う 地域づくり</p>	<p>基本施策1 地域福祉に対する意識づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、障害・障害のある人の理解を促進するために福祉・介護の体験機会を提供する。 ・ 認知症サポーター養成講座の修了者について、実体験の場として、事業者でボランティアとして受け入れる。 ・ 認知症カフェなどを開いて、ボランティアが来やすくなる環境を作る。 <p>基本施策2 コミュニティを支える人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の福祉事業者間(高齢、障害等)で話し合いの場を設ける。分野横断的な事業者会議。その中で町内の福祉・介護人材の育成・確保等を検討していく。 ・ 事業者間で人材交流、共同研修を行う。それが町内の福祉専門人材を町外に出さないことにもつながる。町の人材バンク的な形にできるとよい。 ・ 行政や社協が専門職人材育成のための研修(介護職員初任者研修等)を実施する場合は、事業者として協力する。 ・ 町の資格取得支援事業補助金の制度について、事業者から専門職をめざす人に情報提供を行う。
<p>基本目標2 包括的な支援の 仕組みづくり</p>	<p>◆包括的相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な課題を抱える人を行政・関係機関につなげる。



8 計画策定に当たっての課題

以上の現状、アンケート調査(A)、コミュニティカルテ(B)、第1次計画の評価(C)、ヒアリング調査(D)、地域福祉計画推進委員会での検討(E)等を踏まえると、計画策定に当たっての課題は次のようになります。

(1) 誰もが支え合う地域づくり

① 地域の困りごとを、誰もが我が事として受け止められることができる意識づくり

- アンケート調査では、ボランティア活動等に参加しやすい条件として、活動情報の提供があるということは上位であり、地域活動団体・ボランティア団体の活動情報の広報を広く周知する仕組みが必要です。(A)
- アンケート調査では、自主的な支え合い・助け合いが行えると思える範囲は、隣近所が行政区と回答するの人が7割を超えています。また、地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うことは、地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること、地域で暮らすさまざまな人々が、お互いに認め合い、支え合うよう意識を啓発すること、地域住民が地域の福祉活動に参加するようPRすることが上位となっています。(A)
- 第1次計画では、地域福祉に対する意識づくりに関する施策は概ね順調に実施されています。社協では福祉教育等を推進していますが、今後はより一層子ども頃から具体的な地域活動・ボランティア活動に参加してもらえるような工夫が必要です。(C)
- 地域福祉計画推進委員会では、第1次計画の「支え合うコミュニティを担う人づくり」について、情報不足、意欲不足という課題が出ています。そして、情報不足の解決に向けては活動の広報、団体同士の交流、意欲不足の解決に向けては、子ども頃から地域活動に参加してもらうことも重要という意見が出ています。(E)

——以上のことから、地域の困りごとを、誰もが我が事として受け止めることができるように、意識啓発とともに身近な地域で人々が知り合う機会や活動する場所を確保することが重要です。

② 誰もが地域活動・ボランティア活動の参加ができるようになるために

- アンケート調査では、ボランティア活動に取り組んだ経験がない人の理由は、仕事で忙しい、時間がない、家事・育児・介護で忙しい、きっかけがない、一緒に活動する仲間がないということが多く、ボランティア活動等に参加しやすい条件は、気軽に参加できる、身近なところで活動できる、活動時間や曜日を選べる、友人等と一緒に参加できるということが多くなっています。(A)
- 社協ではボランティア入門講座、地域包括支援センターでは認知症サポーター養成講座を実施していますが、受講者や育成した人材を実際の活動につなげることに苦慮してい

ます。また、ボランティアセンターは個人ボランティアの登録のみであり、ボランティア団体の活動支援、ボランティア団体の組織化の支援等はできていません。(C)

- ・地域福祉計画推進委員会では、第1次計画の「支え合うコミュニティを担う人づくり」について、地域の担い手が不足しているという課題が出ています。(E)

——以上のことから、誰もが地域活動・ボランティア活動の参加ができるようになるために、身近なところで気軽に参加できる地域活動の機会を確保することが重要です。また、地域活動・ボランティア活動の活性化のためには、ボランティア入門講座や認知症サポーター養成講座等に参加した人の受け皿を確保するとともに、ボランティア団体の活動支援、組織化の支援が重要です。

(2) 包括的な支援の仕組みづくり

① 必要な人が必要な支援につながるために

- ・アンケート調査では、福祉制度・サービスに関する認知度は低いものも多くなっています。(A)
- ・地域福祉計画推進委員会では、必要な人に福祉・サービスの情報が理解されていないことが指摘されています。(E)
- ・本町は震災直後に「こころとからだの相談センター」を設置し、平成28年度まで町内の事業所等の支援を受け、ここから支援員のサポートを設けながら、町民の個別支援・地域支援を続けてきました。平成29年度からは生活支援体制整備がスタートし、センター機能をエリア会議や行政区での活動に移行しています。(C)
- ・ヒアリング調査では、複合的な課題を抱える人・世帯の場合の支援については、関係機関で調整が必要な場合は、必要に応じて集まっており、調整する役職、調整会議等が決まっているわけではないとの意見が出ています。(D)

——以上のことから、必要な人が必要な支援につながるために、福祉制度・サービスに関する情報について、より一層周知を進めていく必要があるとともに、対象となる年代によって媒体を検討する必要があります。また、今後は包括的な相談支援体制を構築することが必要です。

② 地域において誰もが支え合い・助け合うようになるために

- ・アンケート調査では住民相互の支え合い・助け合いについては必要と考える人が多く、実際に隣近所で困っている家庭があった場合にどの年代でも手助けできると回答する人が多くなっています。(A)
- ・コミュニティカルテによると、新たな行政区などでは顔の見える関係づくりができていない行政区もあり、老人クラブや子ども会がない行政区も多いようです。一方で、地区座談会では生活支援や見守り支援の要望も多く出ています。(B)
- ・第1次計画では、「こころとからだの相談センター」を要とした地域支え合い体

制づくり事業において、地域における支え合いの体制づくり、地域見守りネットワークの構築を進めてきました。(C)

- ・地域福祉計画推進委員会では、地域の課題として、深い付き合いがなくなった、助け合いにどこまで介入するかが難しいとの意見が出されています。課題解決のためには、声かけからはじまり、見守り・あいさつの実施、地域における多様なイベント・行事の開催、地域のコミュニティ活動・趣味活動の活性化などが出されています。また、今後取り組むべきこととしては、住民の合議体をつくることや、住民による助け合い組織をつくることが提案されています。(E)

—以上のことから、地域において誰もが支え合い・助け合うようになるために、声かけ・あいさつにはじまる普段のコミュニティ活動を活性化し、そのうえで地域における見守り・生活支援を進めていく必要があります。行政区によっては、行政区長、民生児童委員、社協が参加する会議体も設けられているため、今後はそのような会議で地域課題を検討するとともに、社協や関係機関が継続的に地域支援を行っていくことが必要です。

③ 一人ひとりの尊厳を守り、福祉的課題を抱える人を支援するために

- ・第1次計画では、権利擁護事業の推進として、成年後見制度の利用促進等を実施してきました。また、宮城県と連携しながら生活困窮者への支援を推進してきました。(C)
- ・ヒアリング調査では、障害者の親の高齢化により、親に何かあったときの緊急時の障害のある人への支援を検討する必要があるとの指摘も出ています。(D)
- ・本町では平成31年3月に「女川町いのちを守る取組推進計画（自殺対策計画）」を策定しているため、計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要です。

—以上のことから、今後は高齢化も一層進み、認知症の方も増加することが見込まれるため、権利擁護支援や成年後見制度への理解、利用促進が必要であるとともに、緊急時の相談体制の構築に向けた検討も重要です。また、今後も本町や社協が宮城県の自立相談支援機関と連携を深めながら支援を進めていく必要があります。

(3) 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

① 住み慣れた地域で、居住継続ができるために

- ・アンケート調査では、前述したように、地域の支え合いの仕組みづくりが必要だと思ふことは、地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保することとの回答が多くなっています。(A)
- ・ヒアリング調査では、半島に居住している人のサービス利用が困難だとの指摘も出ています。(D)
- ・地域福祉計画推進委員会では移動手段の確保が難しいことも地域課題として出ており、解決策としては、公共交通の充実とともに、地域の人同士での移送、買い物支援の仕組

みづくりが出されています。(E)

—以上のことから、地域の支え合いを進める機会や場の確保として、新たな地域資源の発掘と開発を推進することが必要です。また、住み慣れた地域で居住継続ができるために、地域公共交通網形成計画に合わせた交通環境の整備とともに、地域での移送の助け合いを支援していくことが必要です。

② 誰もが安心して暮らし続けることができるために

- 第1次計画では、災害時要支援者の名簿の作成、地域及び関係機関との共有を進めてきました。(C)
- ヒアリング調査では、知的障害のある方等への災害時の避難方法に関する周知が進んでいないとの指摘がありました。(D)
- 地域福祉計画推進委員会では、今後取り組むべきこととして、行政区における防災訓練の実施、自主防災組織の構築が挙げられています。(E)

—以上のことから、誰もが安心して暮らし続けることができるために、地域における防災活動を積極的に支援する必要があります。また、誰にでもわかりやすい災害時の避難方法等の周知を進めるとともに、災害時要支援者の個人支援方法を検討する必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

「女川町総合計画2019」の本町がめざす将来像「『いのち』と『暮らし』をみんなが紡ぐまち」に基づく福祉関連分野の基本計画として、また同時に地域福祉分野の計画として、具体的方策や体制づくりを推進し、本町における地域共生社会の実現をめざします。

地域の支え合いとつながりで
一人ひとりの幸せが
実現するまち おながわ

◆基本理念実現のための視点

① 人権尊重の視点

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざします。

② あらゆる人・主体の参画の視点

高齢者、障害者、子ども、その家族も含めたあらゆる人、また団体、企業、事業者等のあらゆる主体が「支え手」「受け手」という関係を超えて参画し、支え合い、つながることで、一人ひとりの幸せが実現されることをめざします。

③ まちづくりの視点

変わっていくことや新しいことを受け入れていくなかで、住民の暮らしと日常を守りつつ、変化をうまく取り入れながら、町に住んでいる人、働く人、町に関わる人、皆がつながりの種をまきたくなり、つながりの芽が出てみんなで育て、そしてさまざまな花が咲くようなまちづくりをめざします。

2 基本目標

施策の展開に当たっては、次の3つの基本目標に基づき推進していきます。

(1) 誰もが支え合う地域づくり

本町の強みであった支え合い精神について、地域への愛着、人（つながり）への愛着を醸成するとともに、一人ひとりの地域福祉に対する意識づくり、コミュニティを支える人づくりによって取り戻し、高齢者、子ども、障害者等も含んだあらゆる人が支え合いとともに生きる豊かな地域づくりを進めます。

(2) 包括的な支援の仕組みづくり

本町で生活する一人ひとりが地域における生活課題に対し、我が事として受け止め、町、関係機関、町民及び事業者が連携・協働して解決するコミュニティづくりを進めます。

従来 of 枠組みでは対処しきれない、複合的な地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、包括的な相談支援体制を構築します。また、権利擁護・虐待の防止、生活困窮者等への支援等セーフティネットを充実します。

(3) 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

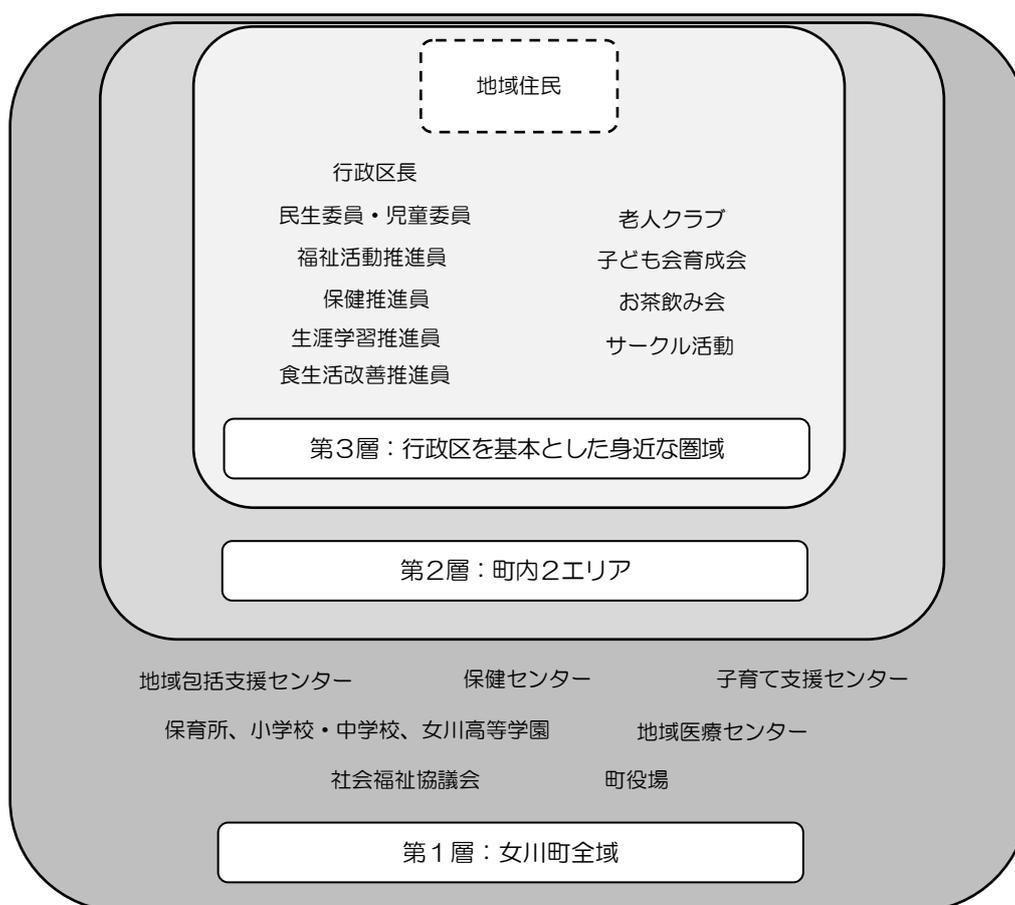
あらゆる人が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域における拠点など新たな地域資源を開発するとともに、生活の利便性の向上に取り組みます。

防災体制の充実、災害時要支援者の支援体制の整備等、町と地域や事業者が協働で、安心・安全を守るための体制づくりを進めます。

3 計画における圏域の考え方

本町では、地域住民が主体的に地域生活課題に取り組む身近な範囲を行政区として考え第3層の圏域として設定し、地域に対する専門的な支援を検討する範囲を町内2エリアの第2層の圏域とします。そして、第1層の町全域で総合的な支援を行います。各層の階層間での連携を図ります。

図表1-3-1 「地域」の考え方



◆地域の範囲の考え方

第3層	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民同士のつながりにより、日常的なささえあい活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくりなどを行う範囲 地域活動者間のネットワークの構築等により、地域の課題やニーズの掘り起こしを行い、地域主体で解決に向けた取組みを行う範囲
第2層	<ul style="list-style-type: none"> 地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し、関係機関が解決に向けた検討を行う範囲
第1層	<ul style="list-style-type: none"> 町全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し、広域での調整、隣接市や県・国との協議等を行う範囲

4 重点施策

本町の現状と課題を踏まえ、次の取組みを重点施策として設定し、重点的に推進します。

(1) 「我が事・丸ごと」地域支え合い・助け合い活動の推進

住民の方が地域の課題を「我が事」として「丸ごと」捉え、地域の中で支え合い活動が促進されるように、福祉に関する意識啓発を推進するとともに、地域と町・社協・事業者が連携しながら、身近なところから活動する機会を確保します。

また、地域において誰もが支え合い・助け合うようになるために、町・社協・関係機関が連携を図りながら、声かけ・あいさつにはじまる普段のコミュニティ活動を活性化し、そのうえで地域における見守り・生活支援を進めていきます。

行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員等だけでなく、地域の住民が主体となって支える地域での体制、醸成づくりを推進します。

(2) 包括的な相談支援体制の構築

地域の複合的な課題を解決する包括的な支援の仕組みづくりを構築します。

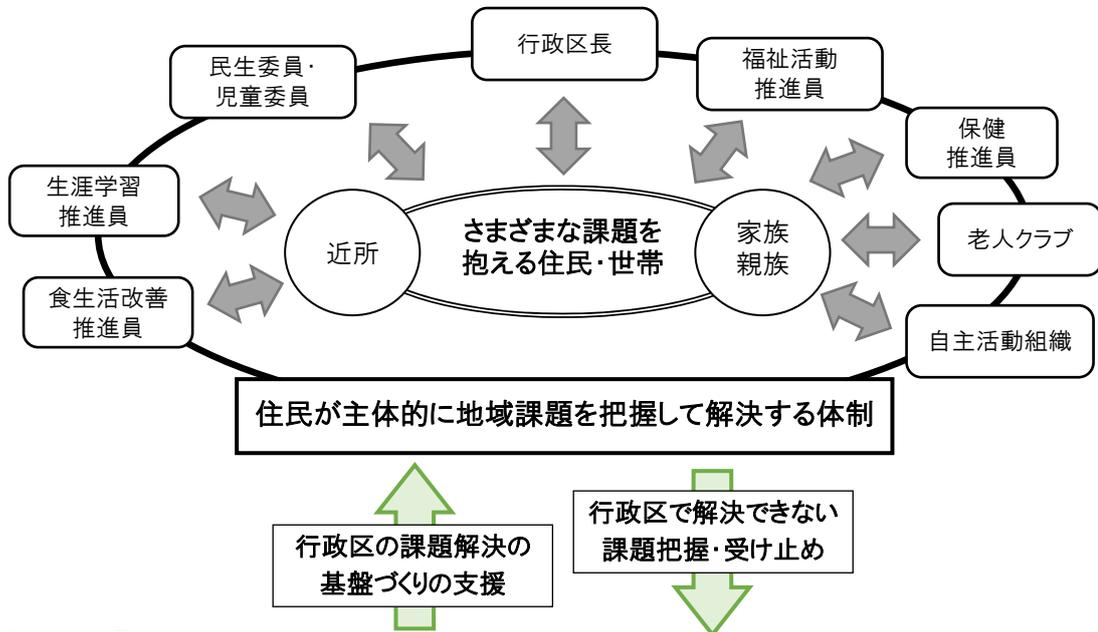
行政区の話し合いの場には、行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員等の地域の方々が参加し、住民が主体的に地域課題を把握して地域課題を解決する体制を支援します。

地域で解決できない課題については、町や社協が受け止め、エリアごとに共有を図り解決する体制を構築します。

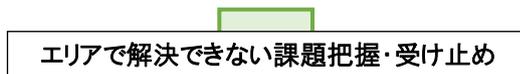
エリアでも解決困難な課題については、多機関が協働する中で「丸ごと」捉え、調整を図りながら解決をめざす支援体制を強化します。

図表1-3-2 女川町における包括的な支援の仕組みづくりのイメージ

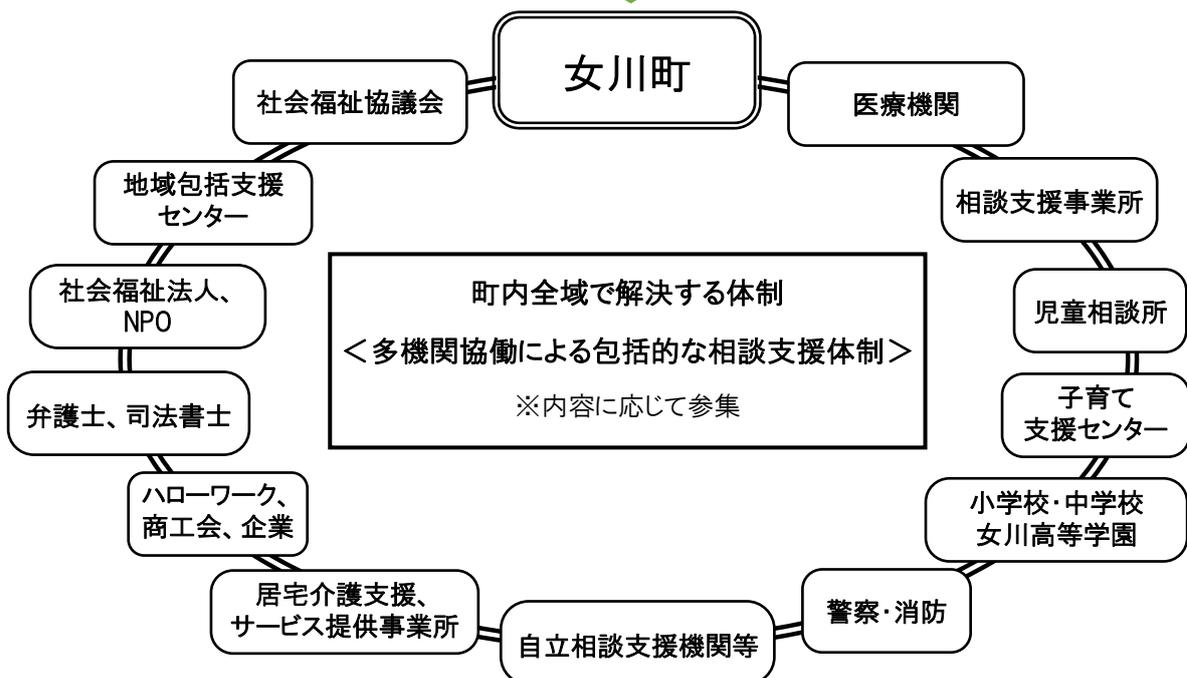
【行政区】



【町内2エリア】



【女川町全域】



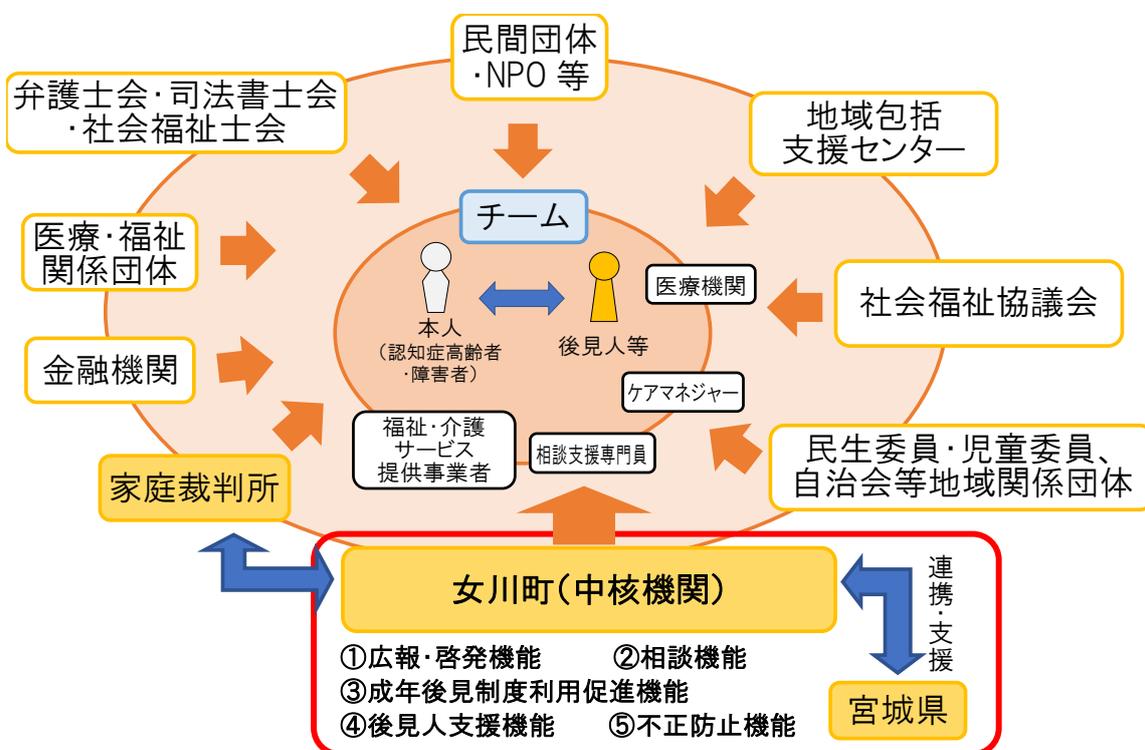
(3) 成年後見制度の利用促進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう権利擁護や成年後見制度の一層の普及・啓発、利用しやすい仕組みづくりを行います。

そのためには、町が中核機関としての役割を担い、保健・医療・福祉・司法等の関係機関との連携を図り、成年後見に係る相談や後見人への支援、後見人の不正防止機能を強化します。

また、成年後見制度を広く普及させるために、関係機関と連携しながら、住民への制度の周知を強化します。さらには、住民自らが制度を理解し利用を選択できる力を持つように、必要な方への支援が届くよう制度啓発に努めます。

図表1-3-3 成年後見制度の地域連携のイメージ



(4) 地域福祉活動計画との一体的推進

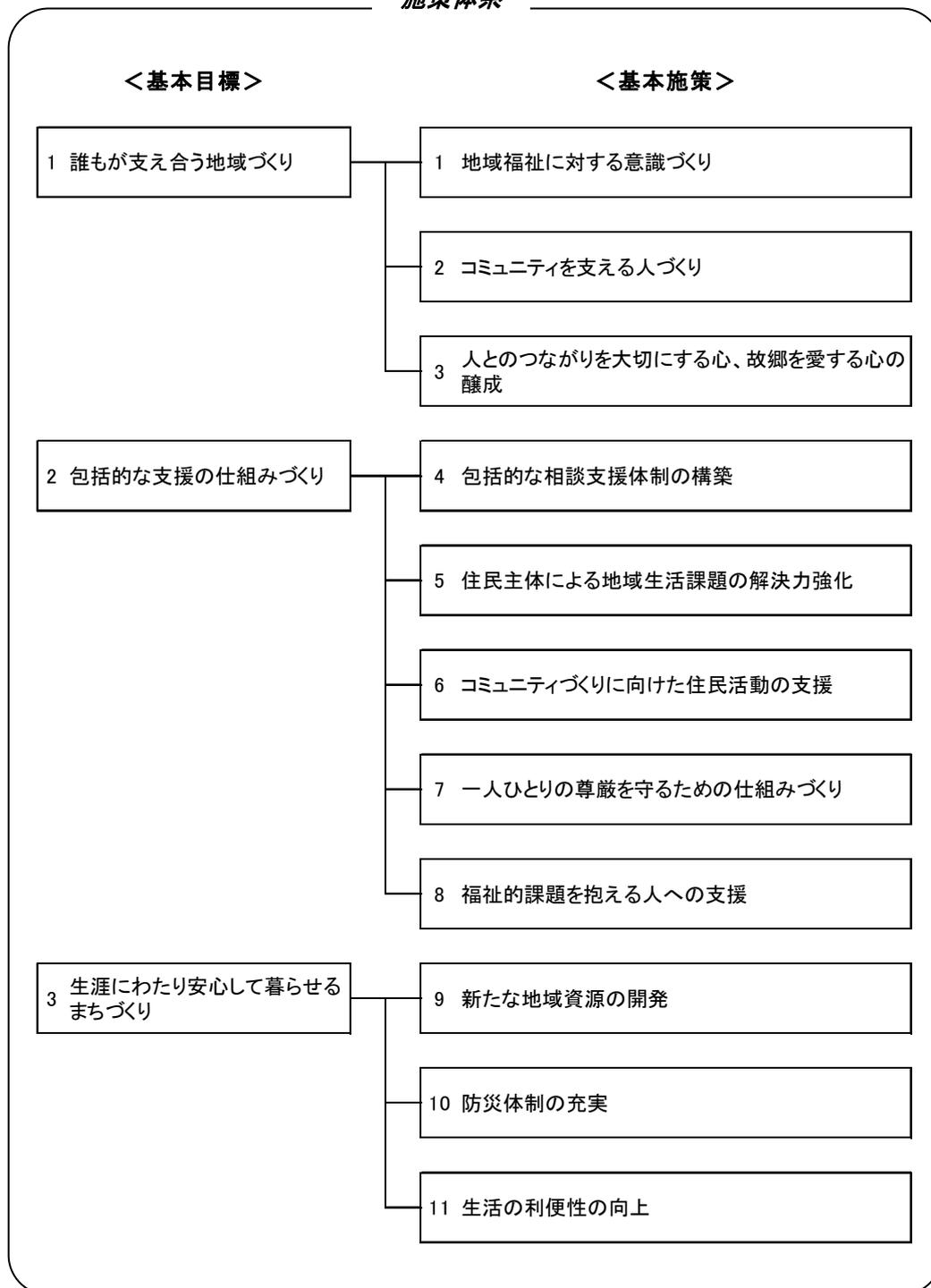
地域福祉計画は、地域福祉の推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域課題を明らかにし、地域の基盤や体制整備を整えることを規定した計画であり、社協が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉計画で定めた目標を実現するために、住民が主体となって取り組む地域福祉活動の具体的な活動内容を策定する計画となっています。このことから、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に推進することにより、住民主体の自助共助のまちづくりを推進します。

5 計画の体系

<基本理念>

地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ

施策体系



第2部 施策の展開

基本目標 1 誰もが支え合う地域づくり

基本施策 1 地域福祉に対する意識づくり

(1) 福祉の風土づくり（福祉学習）

【課題と方向性】

- 保育所から中学校にかけて、地域の高齢者福祉施設・事業所、障害者福祉施設・事業所、女川高等学園と交流を図るとともに、小・中学校でボランティア活動を促進する必要があります。
- 子どもの頃から高齢者や障害のある人に接する機会を持ち、環境をつくり、すべての人が支え合えるまちをめざすことが重要です。
- 子どもの頃からの多文化共生教育を進めることが必要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①人権尊重教育 学校、地域、家庭が一体となって、障害者、外国人、男女共同参画など、さまざまな人権に関わる問題を子どもたちの発達段階に応じて適切に指導し、人権尊重の教育を進めます。
	②共生教育 小学校からの英語教育が必修化されることから、外国人との交流活動や国際的視野を深める体験活動等の充実を図ります。
	③小中学校でのボランティア活動の促進 保育所から中学校にかけて、地域の高齢者福祉施設・事業所、障害者福祉施設・事業所、女川高等学園と交流を図るとともに、小・中学校でボランティア活動を促進します。
社協	①情報交換や協議の場づくり 地域における各種団体は、地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、多様な地域団体が交流できる機会をつくります。
	②支え合い意識を高めるための取組み 誰もが自然に会話を交わせる地域づくりのために、声かけを推進していきます。
	③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援 さまざまな地域活動を通じてお互いの顔を覚え、あいさつを交わすことのできる地域づくりを推進します。

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏見をなくし、お互いを理解し合い、身近なところから支え合います。 ・ 子どもが地域や福祉について学ぶ場・体験する場を積極的に設けます。 ・ 大人が地域や福祉に関心を持ち、学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生・中学生の福祉学習の場としての受け入れを行います。 ・ ボランティアの受け入れ、ボランティア体験の場としての受け入れを行います。

(2) 地域福祉への理解や関心を高める

【課題と方向性】

- 「ぴんぴん元気推進塾」、「認知症サポーター養成講座」、「ボランティア入門講座」等の各種講座を実施し、地域の担い手を増やします。また、各種講座を受講した人について、地域活動やボランティア活動につなげる仕組みを構築するとともに、活動の場づくりを行うことが必要です。
- 講座、講演会、各種イベント等、あらゆる機会において、地域福祉についての理解、認知症、障害や障害者等に対する理解を促進し、誰もが支え合い助け合いながら、ともに暮らすことのできる地域の構築をめざします。
- 本町でも外国人人口が増えています。多文化共生についての理解を促進します。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①ぴんぴん元気推進塾 地域包括支援センターで地域お茶会等お世話役育成講座「ぴんぴん元気推進塾」を実施します。
	②認知症サポーター養成講座 認知症に関する正しい理解や認知症の方に対する接し方を身につけ、地域での暮らしを支える人材を育成するため、地域包括支援センターで認知症サポーター養成講座を実施します。
	③認知症サポーター養成講座のフォローアップやスキルアップ研修 認知症サポーター養成講座を受講した人向けのフォローアップやスキルアップ研修を実施し、福祉活動推進員などの地域見守り活動等を担う人材づくりにつなげます。
	④意識啓発用パンフレット等作成・配布 各種法律、制度、サービス等のわかりやすいパンフレットを用意・作成し、配布・設置することで意識啓発・周知を図ります。

主体	具体的取組み
社協	<p>①地域のリーダー育成 地域における支え合い活動を展開するためには、地域の推進役となるリーダーの役割が非常に重要であることから、リーダー育成講座などの開催に努めます。</p> <p>②救急医療情報キットの配布と活用 救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することで、万が一の際の迅速な救命活動につなげ、要援護高齢者等に対し暮らしの中に安全・安心を提供します。</p> <p>③座談会の開催 地区毎に、地域の福祉課題等を話し合い、協働で解決していく座談会の開催を支援していきます。</p> <p>④地区役員への福祉意識の啓発 地区役員に対し、福祉出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などを通して、福祉意識の啓発を図ります。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域へ関心を持ち、地域のよいところを伸ばします。 ・ 福祉に関心を持ち、認知症や障害等について学び、当事者、その家族に対する理解を進めます。 ・ 誰でも地域の行事やイベントに参加できるように誘い合い、支え合います。偏見をなくし、どんな人とも平等に接します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉活動が実践できる場を提供します。 ・ ボランティアの受け入れ、ボランティア体験の場としての受け入れ、ボランティアが来やすい環境づくりを行います。 ・ 福祉・介護の体験機会を提供します。

基本施策2 コミュニティを支える人づくり

(1) 地域福祉の担い手となる人財*の育成・活用

*本町に暮らす一人ひとりの知識・経験・支え合うところを財産として捉え『人財』と表現しています。

【課題と方向性】

- すべての地域住民、地域の多様な主体が「支え手」「受け手」という関係を超えて、支え合い助け合う地域福祉の担い手になることをめざします。
- 民生児童委員、福祉活動推進員、保健推進員等に積極的に地域福祉活動に取り組んでもらうための仕組みづくりが必要です。既に福祉活動が進んでいる地区では、リーダーを支えてもらえるような体制づくりを進めます。
- 地域活動やボランティア活動に興味を持った人を、活動につなげる仕組みを構築するとともに、活動の場づくりを行うことが必要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①地区自治活動事業補助金 行政区の自治活動を促進するため、地区自治活動事業補助金を交付します。
	②民生児童委員、保健推進員等に向けた研修 民生児童委員、保健推進員等の研修を行います。
社協	①情報交換や協議の場づくり【再掲】
	②支え合い意識を高めるための取組み【再掲】
	③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援【再掲】
	④地域のリーダー育成【再掲】
	⑤救急医療情報キットの配布と活用【再掲】
	⑥座談会の開催【再掲】
	⑦地区役員への福祉意識の啓発【再掲】
	⑧企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発 公的なサービス、ボランティアなどのインフォーマルサービスに関わらず地域福祉活動に関する情報を整理し、広報紙「社協だより」及びホームページを通じて、地域福祉活動への理解と参加の啓発を行います。
	⑨地域づくり会議(仮)の開催 地域の事業・ニーズに対応した柔軟な福祉サービスが提供されるように、企業やNPO法人との連携を強化します。

主体	具体的取組み
社協	⑩支援種別(テーマ別)に応じたネットワーク会議(プラットフォーム)の開催 医療・介護・福祉及び保健等関係者が連携し、高齢者等の生活全体を支えていくためのネットワーク化を進めます。
	⑪地域と関係者との連携 高齢者や障害のある人など福祉サービスを必要としている人が適切にサービスを利用できるよう地域と関係者との連絡調整を図ります。
	⑫関係機関との連携 地域行事や自治会・企業への福祉出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などができるよう関係機関とのネットワークづくりに努めます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割の固定化を防止するため、全員が役割を持てる環境を作ります。 ・ 世代間交流が行われる機会、イベントを実施します。若い人、子ども・子育て世代の参加を促します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受け入れ、ボランティア体験の場としての受け入れを行います。また、講座等を開催し、ボランティアを育成します。 ・ 福祉活動が実践できる場を提供します。 ・ 介護等に関する入門的研修を行います。 ・ 町内の福祉事業者間で話し合いや会議の場を持ち、人材育成や確保を検討していきます。

(2) 専門職人材の育成・活用

【課題と方向性】

- 町内の福祉事業所では人材不足のためサービス提供に支障が出ています。資格取得支援や講座を継続するとともに、人材確保のための方策を検討する必要があります。
- 福祉専門職の資格を持っていても働いていない潜在的な人材について、復職支援を行うことを検討します。また、働き方の多様化、子育て支援・介護者支援の充実など働きやすい環境づくりに努めます。
- 町民に福祉専門職が増え、地域福祉活動の核になるとともに、福祉施設・事業所の職員も増えていくことをめざします。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①資格取得支援事業補助金(訪問介護員等の資格取得支援) 町内在住の人が就労や能力向上のための資格取得に要した経費を一部助成します。

主体	具体的取組み
女川町	<p>②手話奉仕員養成講座 手話によるコミュニケーション技術の取得及び奉仕員の養成を目的として、講座を開催します。</p> <p>③資格取得のための情報提供 広報・ホームページ等で資格取得に向けた情報提供を充実します。</p> <p>④人材育成事業補助金の活用促進 本町の活性化に貢献する方々を応援するため、資格取得を伴わない研修会等の受講経費及び事業者、団体の方々が主催する研修会等の開催経費を一部助成します。</p>
社協	<p>①HP・社協だより・リーフレット・SNS等の活用 社協だよりやホームページ、リーフレット、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等を活用し、住民自ら必要な情報を得ることができるよう情報発信を行います。</p> <p>②相談窓口の周知 住民に対し、相談内容に応じた各種窓口の周知を行います。</p> <p>③集いの場を活かした情報提供 地域内での住民活動による集いの場を活かし、住民への情報提供を行います。</p> <p>④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し 住民同士が相互に情報発信が行えたり、地域が住民に情報を発信することで、必要な情報を地域の中でも収集できるよう、発信力を高められるような働きかけを行います。</p> <p>⑤情報提供のバリアフリー 年代や性別で受け取る情報内容に偏りが生じることなく、平等に受け取ることができるような情報提供を心がけます。</p> <p>⑥リーダーに情報提供(質のよい)し、口コミで伝えてもらう 地域の中で口コミによる情報伝達が行われるように、質のよい情報を地域のリーダーに提供します。</p> <p>⑦情報収集 支部長(区長)や福祉活動推進員・民生児童委員、地域活動の場に参加する住民との情報交換を行うことで、地域内の様子や住民の情報収集に努めます。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の専門的知識を学ぶように努めます。 ・ 町内に居住する福祉専門職は地域福祉活動の核になります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が研修会・講習会に参加し、福祉事業者間での人材交流や共同研修を行います。 ・ 行政や社協が行う専門職人材育成のための研修に協力し、事業者としても専門職人材の育成・養成研修を実施します。 ・ 町の資格取得支援制度など、事業者が専門職をめざす人材に情報提供します。

基本施策3 人とのつながりを大切にする心、故郷を愛する心の醸成

(1) まちづくり・地域づくり活動の支援

【課題と方向性】

- 自治活動を支援することにより、獅子振り等の地区ごとの伝統行事・芸能の継承と充実が行われるとともに、祭りが開催され、地域のつながり、故郷を愛する心が醸成されることをめざします。
- 町民それぞれの身近な地域で住民主体による健康づくり活動・介護予防活動が開催され、地域のつながりが深まることをめざします。
- 地域に根付いた食材を活用し、長年伝承されてきた郷土料理を普及し、地産地消を推進します。世代間交流を通じて食文化を継承します。(総合計画)
- 文化協会や伝承保存会等の活動を支援し、町の文化振興を図るとともに、伝統芸能を保存し、後世へ引き継ぐことにより、郷土の理解と愛着を育みます。(総合計画)
- 愛着を持てる故郷づくりに寄与するため、女川の自然や景観を大切にし、自然に触れる機会の創出を支援します。(総合計画)

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①地区自治活動事業補助金【再掲】
	②文化芸術活動の振興 文化協会や伝承保存会等の活動を支援し、町の文化振興を図るとともに、伝統芸能を保存し、後世へ引き継ぐことにより、郷土の理解と愛着を育みます。
	③健康づくり・食育・介護予防活動 町民それぞれの身近な地域で住民主体による健康づくり・食育・介護予防活動の実施を支援します。
	④世代交流の環境づくり 地域、行政区等における世代間交流のイベント等の実施を支援します。
社協	①心身の健康づくりや介護予防の取組み 暮らしの中で、自分自身、または仲間や地域全体で取り組める健康づくりや介護予防についての情報提供や教室等を開催し、参加の機会が増やせるようにしていきます。

主体	具体的取組み
社協	<p>②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取組み支援 地域行事や自主サークル活動など集いの場を活用し、健康づくりや介護予防についての情報提供をし、一人ひとりの健康意識が高められるようにします。また、その活動が継続できるようにするとともに、個人の活動が仲間づくりや地域活動に発展できるように支援していきます。</p> <p>③地域のお世話役等の育成 個人が得た健康や介護予防の知識・技術・体験を自分自身の生活や地域活動に活かし、一人ひとりが自立した日常生活を送り続けられるよう、また、地域活動をサポートできる「地域の担い手」を育成していきます。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女川の祭り、伝統芸能、郷土料理を引き継ぎます。若い世代は学びます。 ・ 祭り等の地域行事に積極的に参加します。 ・ 地域における健康づくり活動や介護予防活動に取り組みます。 ・ 世代間交流が行われる機会、イベントを実施します。若い人、子ども・子育て世代の参加を促します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と連携し、郷土料理、伝統行事の実施・継承を行います。

基本目標2 包括的な支援の仕組みづくり

基本施策4 包括的な相談支援体制の構築

(1) 包括的な相談支援体制の構築

【課題と方向性】

- 本町では、東日本大震災で被災した町民を支援する事業として、平成23年10月から「地域支え合い体制づくり事業」を進めており、ここからだとくらしの相談センター及びサブセンターを設置し、平成29年度まで町内の事業所等の支援を受け、ここから支援員のサポートを設けながら、町民の個別支援・地域支援を続けてきました。平成30年度からは、センター機能を生活支援体制整備事業、エリア会議や行政区での活動に移行しています。
- 本町の健康福祉課や町民生活課、保健センター、社協、地域包括支援センター等で来所や電話での相談等を受けています。
- 生活困窮者自立支援事業に関する相談窓口は宮城県が設置しており、本町では巡回相談を実施しています。また、宮城県は石巻圏域子ども・若者総合相談センターを平成30年7月からはじめています。
- 生活支援体制整備事業は平成29年度からはじまっており、地域の支え合い活動・生活支援体制整備の推進役として生活支援コーディネーターが2名配置されています。生活支援コーディネーターの主催で町内を2地区に分けてエリア会議を実施し、関係機関、専門職が集まり、地域課題を検討しています。
- また、生活支援体制整備事業では、地域住民主体の支え合いづくりを推進するために、官民・住民が一体となって協議する協議体が開催されています。
- 今後は、複合的な課題を抱える人・世帯を支援するために、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築が必要です。
- 相談支援機関ヒアリング調査によると、障害者の親の高齢化により、親に何かあったときの緊急時の本人への支援を検討する必要があるとの指摘もありました。緊急時の相談体制の構築に向けた検討も課題です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	<p>①相談支援体制の強化 障害者や高齢者に係る相談機関の周知を強化します。 障害者や高齢者への緊急時の相談体制を整えます。</p> <p>②包括的な相談支援体制の構築 複合的な課題を抱える人・世帯を支援するために包括的な相談支援体制を構築します。</p>
社協	<p>①相談員の質の向上 高齢者や障害者などの属性による「困りごと」ととらえず、生活上の「多様なニーズ」や「生活のしづらさ、生きづらさ」に耳を傾け、個別から家族、地域支援も考慮した相談対応ができるように、さまざまな研修へ積極的に参加し、スキルを身に付けていきます。また、地域の中で住民の相談窓口となるリーダーともつながりながら、地域での相談力も高められるようにしていきます。</p> <p>②総合相談ケアパスの作成 総合相談の窓口として相談内容に応じて、つなぐ先の紹介等もできるようにフローチャートの作成を行います。また、地域においても住民自身が困りごとの相談先がわかるように、住民向けの総合相談ケアパスを作成します。</p> <p>③地域内で相談できる仕組みづくり 地域の中でニーズの発見から見守り、予防的支援、継続支援ができるように、地域と福祉分野以外の機関も含めた関係機関と情報共有、連携しながらチームアプローチの体制を整えます。</p> <p>④相談窓口の周知・情報提供 必要な時に必要なところに相談ができるように、わかりやすい言葉で説明し、敷居が高くないイメージを持って相談できるように、地域に伝えていきます。また、住民同士でも情報提供しあえるような内容を伝えていきます。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員等の地域の役職の方が連携します。連携の中で解決できない課題については、町や社協等の関係機関、専門機関につなぎます。 ・ 住民は地域の役職の方の役割を学び、サポートする役割を担います。近所づきあい、地域交流をする中で発見した困っている人・世帯を地域の役職の方につなぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と情報共有を図るとともに、ネットワークを構築します。 ・ 行政・社協・関係機関と連携し、複合的な課題を抱える人を行政や関係機関につなげるとともに、必要な相談支援を行います。

(2) 福祉制度・サービスの情報提供

【課題と方向性】

- 本町では、広報おながわ、ホームページ、各種パンフレット・リーフレット、Twitter（ツイッター）等で福祉制度・サービスについて情報提供を行っています。
- 子育て情報については、平成30年8月からスマートフォン用の子育て情報提供アプリ「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」の提供を開始しています。
- 「地域生活に関する調査」（以下、「アンケート調査」という。）によると、年代によって情報提供媒体を検討する必要があることがわかりました。必要な人に福祉制度・サービスの情報が届くように情報提供方法について検討する必要があります。
- ヒアリング調査によると、民生児童委員などの地域の担い手に情報が十分に届いていないという課題がありました。町・社協・関係機関と地域の担い手の情報共有を進めていく必要があります。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①対象を明確にした情報提供の推進 ・ 広報おながわ、ホームページ、各種パンフレット・リーフレット、Twitter等により、福祉制度・サービスについての情報提供を行います。 ・ 子育て世代向けには、子育て情報提供アプリ「母子手帳アプリおながわすくすくナビ」による情報提供を行います。
	②地域の担い手への情報提供 町・社協・関係機関と地域の担い手の情報共有を推進します。
社協	①HP・社協だより・リーフレット・SNS等の活用【再掲】
	②相談窓口の周知【再掲】
	③集いの場を活かした情報提供【再掲】
	④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し【再掲】
	⑤情報提供のバリアフリー【再掲】
	⑥リーダーに情報提供(質のよい)し、口コミで伝えてもらう【再掲】
	⑦情報収集【再掲】
町民	・ 行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員等の地域の役職の方の役割を学びます。 ・ 福祉の相談支援機関、福祉制度、福祉サービスについて学ぶとともに、その知識を家族、近隣の人、友人・知人に教えたり、地域の集まりなどで情報交換します。
事業者	・ 福祉事業について積極的に情報発信を行います。

基本施策5 住民主体による地域生活課題の解決力強化

(1) 住民による地域生活課題の解決力強化の仕組みづくり

【課題と方向性】

- 住民が地域生活課題を把握し、解決する力を強化するために、地区ごとに活動者（自治会、民生児童委員、福祉活動推進員、保健推進員、活動団体に所属する人等）や住民が集まり、地域生活課題を共有し、その解決方法を検討する地域づくり会議等が開催されるように、開催に向けた支援が必要です。
- 地域づくり会議や地域福祉活動には、より多くの住民が参加してもらえるように、住民主体の地区座談会の実施などを行いながら、活動者を増やすとともに、活動者を支えてもらえるような体制づくりを進めることが重要です。特に男性、若年層へのアプローチが重要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①生きがいつくり活動の促進 生涯学習と地域福祉を連携させ、生きがいつくりを検討し、町と民間企業が連携して解決に取り組めます。
	②生活支援体制整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支え合い活動・生活支援体制整備の推進役として生活支援コーディネーターを2名配置します。 ・ 生活支援コーディネーター主催で町内を2地区に分けて地域ケア会議（エリア会議）を実施し、関係機関、専門職が集まり、地域課題を検討します。 ・ 地域住民主体の支え合いづくりを推進するために、官民・住民が一体となって協議する協議体を開催します。
	③地域課題の共有と地域づくりの発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉における地域課題の共有とそこから派生する地域活動を支援するなど、地域づくりの発信を推進します。
社協	①座談会の開催【再掲】
	②地区役員への福祉意識の啓発【再掲】

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題を理解し、地域で解決に向けて話し合う場に参加します。 ・ 住民は近所づきあい、地域交流、訪問をする中で発見した困っている人・世帯を地域の役職の方につなぎます。地域で課題解決が難しい場合には、関係機関につなぎます。 ・ 行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員に負担が偏らないように、住民全員で支えます。 ・ 誰もができることを行い、地域の中で支え合い、助け合います。隣近所の小さな問題は住民間で解決し、困ったことがある人は地域の人に助けてもらうことも重要です。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区座談会に積極的に参加します。 ・ 女川町生活支援体制整備協議体に参画します。

(2) 地域見守りネットワークの構築

【課題と方向性】

- 行政区により住民主体の見回り活動が進んでいます。行政区の中には、行政区活動として「見回り隊」が組織され、気になる方を住民が見回ることにより、民生児童委員の活動をサポートしています。日常的な見守りは行政区ごとに行われるよう、町と社協が見守り活動の立ち上げ・運営を支援することが必要です。
- 本町では、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の考え方を受けて、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、推進体制を整備し、認知症徘徊SOSネットワーク委員会、認知症ケアパスの作成・普及、認知症の人と家族を支援するネットワークづくり、認知症サポーター養成講座の充実、認知症ほっとカフェの設置等の施策を推進しています。
- 「認知症の人と基本法」が策定され、国では令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定しています。それに伴い「新オレンジプラン」に沿って本町が進めてきた施策を継承し、認知症共生型社会に向けた生活環境づくり（認知症バリアフリー社会）を進めていくことが重要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	<p>①認知症まちづくりの推進(認知症ほっとカフェ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症徘徊SOSネットワーク委員会、認知症ケアパスの作成・普及、認知症の人と家族を支援するネットワークづくり、認知症サポーター養成講座の充実、認知症ほっとカフェの設置等を行います。 ・ 認知症徘徊SOSネットワークでは、家族等から登録いただき、石巻警察署などの関係機関に登録情報を提供することで、見守りを行います。また、認知症徘徊SOSネットワーク委員会を開催し、女川町の関係各課や介護サービス事業者、民間企業、住民組織などが集まり、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。
社協	<p>①情報交換や協議の場づくり【再掲】</p> <p>②支え合い意識を高めるための取組み【再掲】</p> <p>③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援【再掲】</p> <p>④地域のリーダー育成【再掲】</p> <p>⑤救急情報キットの配布と活用【再掲】</p> <p>⑥企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発【再掲】</p> <p>⑦地域づくり会議(仮)の開催【再掲】</p> <p>⑧支援種別(テーマ別)に応じたネットワーク会議(プラットフォーム)の開催【再掲】</p> <p>⑨地域と関係者との連携【再掲】</p> <p>⑩関係機関との連携【再掲】</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所づきあいを行い、向こう三軒両隣で声がけ、会話、つながりを作り、見守りを行います。 ・ 住民は近所づきあい、地域交流をする中で発見した困っている人・世帯を地域の役職の方につなぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の場所を地域住民の交流・活動の場として開放します。 ・ 地域住民の交流の場を運営します。 ・ 地域の見守り活動に参画します。

基本施策6 コミュニティづくりに向けた住民活動の支援

(1) 地域住民の交流の活性化やコミュニティづくり

【課題と方向性】

- 東日本大震災からの復興事業では、従来住んでいた場所から移転せざるを得なかった町民が多く、コミュニティや地域での関係を新たに構築する必要があります。コミュニティ形成の拠点として集会所等における活動を支援し、多様なテーマづくりや役割づくりなどを行いながら地域住民が地域づくりに参加することを支援します。(総合計画)
- アンケート調査によると、近所づきあいの状況は、年代により大きく異なっており、高齢期に比べて若い世代では希薄です。また、アンケート調査によると、地域の支え合いを進めるためには、誰もが来られる居場所づくり、地域の人々が知り合う機会の創出、地域活動の場所の確保等が重要です。
- 社協では、お茶会、多世代交流活動、祭り、新年会等の地域住民が主体となった地区行事や交流機会の継続的な実施に向けた支援を行います。活動者、参加者として、特に男性、若年層へのアプローチ方法を検討します。
- 生活支援体制整備を通じて支え合い体制の支援に取り組んでいきます。高齢者や生活困窮者の実態把握や課題の早期発見、早期対応に努め、コミュニティ内での世代間の交流や支え合いや多様な町民同士の交流など、「おらほのまちづくり」を進める仕掛けづくりを支援します。(総合計画)

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①地区自治活動事業補助金【再掲】
	②生活支援体制整備事業の推進【再掲】
社協	①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援 地域の中で、集いの場を通して仲間づくりや仲間同士の支え合い、仲間から個別に、また、仲間から地域へ活動が発展できるように場づくりの支援をしていきます。
	②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるように支援する 一人ひとり生きがいの持ち方や活動には違いがあり、自分のペースで意欲を持って取り組んでいけるような活動を企業やNPOとも協働・提案し、自分らしい活動や生活が送れるようにサポートしていきます。

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所づきあいをを行い、向こう三軒両隣でつながりを作ります。 ・ お茶会、多世代交流活動、祭り、新年会等の地域行事、交流機会に積極的に参加します。 ・ 地域住民同士でお互いの困っていることについて気軽に助け合います。 ・ お茶会、サロン、趣味活動・健康活動の場等、地域に住民同士が交流する場を作ります。自由に入出りできることが重要です。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の場所を地域住民の交流・活動の場として開放します。 ・ 地域のイベント、地域行事へ積極的に参加します。

(2) 老人クラブ等の地域活動団体等への支援

【課題と方向性】

- 町内の老人クラブは、東日本大震災前には26クラブでしたが、震災後は解散・休止するクラブが相次ぎ、活動可能なクラブは5クラブとなってしまいました。その後、社協が立ち上げ準備会等に参画しながら、適宜アドバイスをを行い、平成30年度末には9クラブとなっています。
- 地域住民が主体となって行う老人クラブ等の福祉活動に関する発足支援や組織化支援を社協が中心となって行い、町は地区自治活動事業補助金を活用して支援します。(総合計画)
- 町内に多様な地域活動団体があり、町内、町外にかかわらずさまざまな団体が交流・連携しながら、活動が活性化していくことをめざします。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①老人クラブ活動助成金 老人クラブの活動に対して助成を行います。
	②障害当事者団体・家族の会等への支援 女川町手をつなぐ親の会等の当事者団体・家族会の運営に対する助成等を行い、活動を支援します。
社協	①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援【再掲】
	②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるように支援する【再掲】

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区活動、老人クラブ、子ども会等の活動に積極的に参加します。 ・ お茶会、サロン、趣味活動・健康活動の場等、地域に住民同士が交流する場を作ります。自由に入出りできる事が重要です。 ・ 地域活動に参加しない人は住民同士で把握し、訪問します。高齢者の方には子どもが訪問することも有効です。 ・ 元気な高齢者を活用できる仕組みづくりを地域で行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動団体と連携します。

(3) ボランティア活動の活性化・支援

【課題と方向性】

- アンケート調査結果によると、ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる」が最も多く、「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日を選べる」、「友人等と一緒に参加できる」、「活動情報の提供がある」が続いており、身近なところで気軽に参加できる地域活動の機会を確保することが重要です。
- ボランティアセンターは社協が運営しています。ボランティアセンターでは、個人ボランティアの登録・斡旋事業・各地区活動の支援・外部ボランティア支援の受け入れ調整等を実施しています。
- ボランティアセンターにおいて、個人ボランティアの登録者の増進、個人ボランティアの組織化、ボランティア団体の運営支援に取り組む必要があります。また、ボランティア団体同士の交流支援も必要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①小中学校でのボランティア活動の促進【再掲】
社協	①新規登録者の確保 ボランティア活動ハンドブックを作成し、現在、活動している個人や団体、これから活動に参加したい個人や団体に役立つ情報を提供することで、新規登録者の確保を行います。
	②広報・啓発活動の充実 ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、社協だよりと社協ホームページのボランティア情報の充実を図り、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行います。

主体	具体的取組み
社協	<p>③ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ子どもや高齢者等が気軽に集うことができる、ふれあいサロン等の立ち上げに関する人材育成や支援を行います。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民同士でお互いの困っていることについて気軽に助け合います。 ・ 多世代で助け合う関係を作ります。 ・ 地域活動・ボランティア活動に積極的に参加します。 ・ 支え合い・助け合いの活性化のため、地域ごとにボランティア活動を行うとポイントが貯まる仕組みなどを検討します。例えば小学生がゴミ出しを手伝ったらスタンプをもらう等の仕組みが考えられます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受け入れ、ボランティア体験の場としての受け入れを行います。 ・ 福祉活動を実践できる場を提供します。

基本施策7 一人ひとりの尊厳を守るための仕組みづくり

(1) 権利擁護事業の推進

【課題と方向性】

- 認知症高齢者の増加や独居高齢者、夫婦高齢者世帯の増加により、身上監護及び財産管理等に関する支援の必要性が高まっていることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の認知度をさらに高め、利用を促進します。
- 障害のある人については、施設入所者等で成年後見制度の利用可能性がある方に直接連絡し、必要な場合は女川司法書士相談センター等につないでいることから、今後も取組みを進めていきます。
- 町が中心となり、社協、宮城県社会福祉士会、宮城福祉オンブズネット「エール」等と連携しながら、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化を図ります。
- 高齢者を狙った訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者を守るために、日頃から高齢者と接する機会が多い地域住民、関係者や事業者等から情報収集することに努め、さらに消費生活相談員等の関係機関との連携を図り、予防策の啓発活動に取り組みます。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	<p>①権利擁護に関する知識・制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周知用パンフレット・チラシの作成、窓口・イベント等での配布により、成年後見制度や日常生活自立支援事業「まもりーぶ」についての周知・啓発を行います。 ・ 地域包括支援センター等における相談内容に応じた各種制度の説明や関係団体の案内等を行います。 ・ 虐待等通報窓口の周知に努めます。 <p>② 成年後見制度の利用促進と相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見町長申立 ・ 町が相談機能を担うことで、成年後見制度に関する相談や、地域、相談支援事業者、サービス事業者、民生児童委員等からの情報を集約し、支援を必要とする対象者の把握と相談行います。 ・ 障害のある人で利用の可能性がある方は、町が相談を受け、必要に応じて女川司法書士相談センター等につなぎます。

主体	具体的取組み
女川町	<p>③成年後見制度における後方支援、不正防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人報酬助成 ・ 後見開始後の後見人からの相談や、関係機関との調整、被後見人との関係について、町が必要に応じて後方支援することで、後見業務が円滑に運用されるよう支援します。 ・ 後見人との連携だけでなく、被後見人の関係者や支援者との連携を図ることで必要な情報収集に努め、後見人による不正防止を図ります。 <p>④消費者被害の予防</p> <p>高齢者を狙った訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者を守るために、地域包括支援センターでは、民生児童委員、介護サービス事業者、近隣住民等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努め、さらに消費生活相談員等の関係機関との連携を図り、予防策の啓発活動に取り組みます。</p>
社協	<p>①日常生活自立支援事業「まもり一ぶ」の周知・活用</p> <p>広報紙や集いの場等さまざまな機会を活用し、日常生活自立支援事業「まもり一ぶ」の事業内容をわかりやすく周知することで、必要な人が活用できるよう支援します。また、活用することで安心感だけではなく、より一層豊かな生活が送られるよう支援します。</p> <p>②住民参加による権利擁護の理解・促進</p> <p>お茶会や地区行事等を活用し、権利擁護の理解促進につながるよう、研修会の開催や広報紙等で定期的に情報発信を行います。また、本会が実施する福祉学習へ住民が参画することで、権利擁護への理解を深めます。</p> <p>③市民後見人の養成に向けた働きかけ</p> <p>地域で暮らす被後見人を支えるため、今後、弁護士等の専門職だけではなく、その担い手としての市民の役割が重要になってくると考えられることから、市民後見とはどのような役割があるかを啓発していきます。</p> <p>④虐待防止に向けた情報発信</p> <p>子ども、高齢者、障害者等の啓発週間や広報紙を活用し、虐待防止に向けた啓発をしていきます。また、どのようなことが虐待になるのかを周知することで、虐待防止と早期発見につながるよう働きかけます。</p> <p>⑤法人後見による自己実現支援</p> <p>監護者のいない被後見人が、法人後見を利用することで、住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、自己実現に向けての支援を行います。</p> <p>⑥法人後見業務の強化</p> <p>監護者のいない被後見人については、さまざまな生活課題を抱えている人も多いことから、社協としての専門性を活かすことで、被後見人の自己実現につながるよう、法人後見業務を強化します。</p>

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関心を持ち、認知症や障害等について学び、当事者、その家族に対する理解を進めます。 ・ 人権・権利擁護への関心、成年後見制度等への理解を高めるよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題の早期発見のために、日常的な声かけによる顔の見える関係づくりを進めます。 ・ 権利擁護に関する研修会・学習会へ積極的に参加するとともに、普及啓発活動を実践します。

(2) 虐待防止の推進

【課題と方向性】

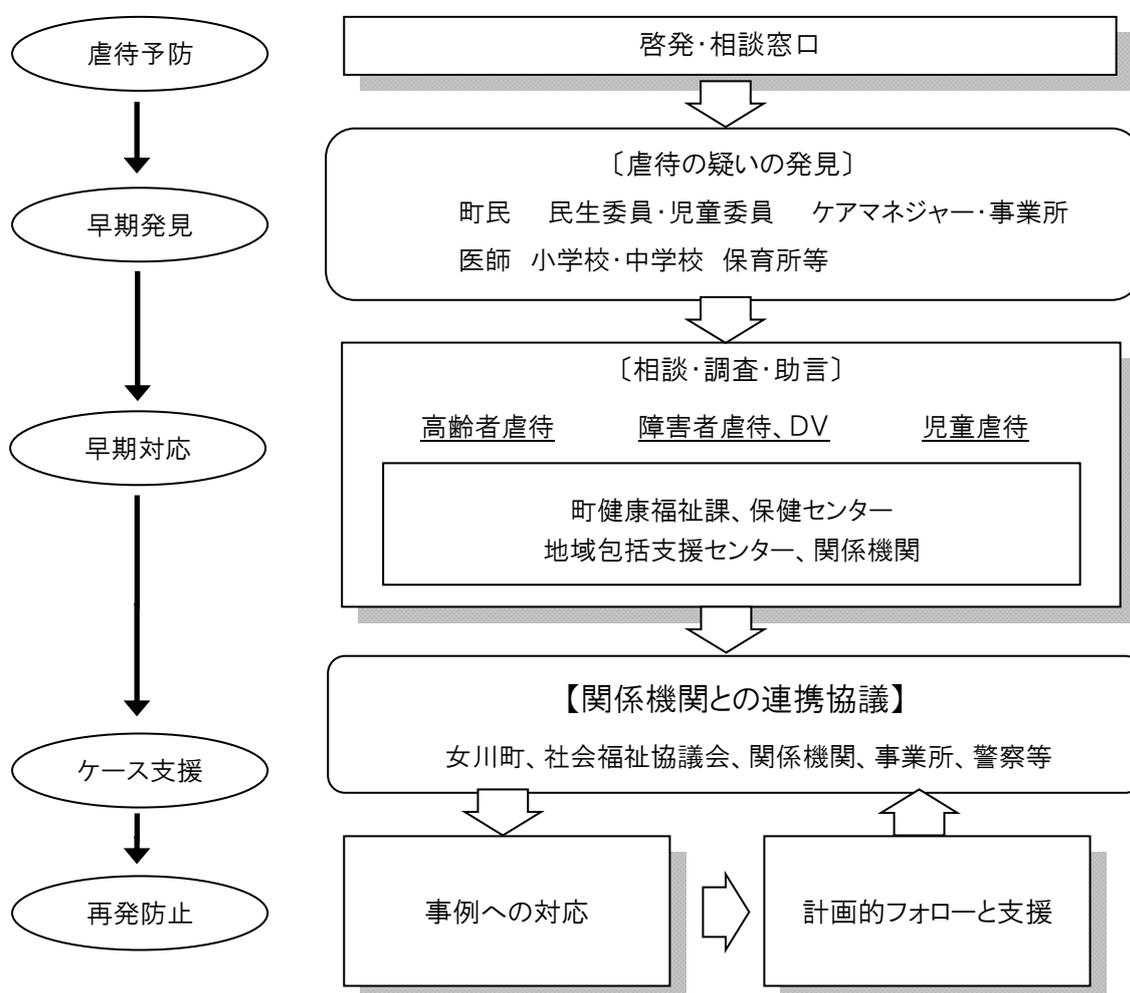
- 地域に暮らす一人ひとりの町民の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 虐待については、問題が複雑であったり潜在化している場合が多いことから、さまざまな機会を捉えて、早期の対応に結びつけることが必要です。
- 虐待防止ネットワーク連絡協議会において、DVや虐待等のケースの情報共有、対応について検討します。
- 高齢者や障害者、児童虐待、配偶者からの暴力については、近隣の通報だけでなく健康診断やカンファレンス、エリア会議等で発見され関係機関において対応します。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	<p>①虐待等の早期発見・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見・対応に取り組めます。 ・高齢者や障害者、児童虐待、配偶者からの暴力については、近隣の通報だけでなく健康診断やカンファレンス、エリア会議等で発見され関係機関により対応しています。 ・地域包括支援センターの相談を通して、高齢者虐待の早期発見を行い、そのような環境から高齢者等を救うために、地域の関係者の協力を得ながら対応しています。(高齢者福祉計画) ・健康福祉課内に設置している「女川町障害者虐待防止センター」において、障害者虐待に関する通報及び届出の受理並びに障害のある人の安全確認及び事実確認とともに、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護に係る調整、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言等を行っています。(障害者計画) ・女川町要保護児童対策地域協議会では、子どもの虐待等の未然防止、要保護児童の早期発見・早期対応、家族再統合及び養育機能の再生・強化をめざし、関係機関と連携して適切に対応できるように取り組んでいます。(子ども・子育て支援計画)
社協	<p>①相談員の質の向上【再掲】</p> <p>②総合相談ケアパスの作成【再掲】</p> <p>③地域内で相談できる仕組みづくり【再掲】</p> <p>④相談窓口の周知・情報提供【再掲】</p> <p>⑤日常生活自立支援事業「まもり一ぶ」の周知・活用【再掲】</p> <p>⑥住民参加による権利擁護の理解・促進【再掲】</p> <p>⑦市民後見人の養成に向けた働きかけ【再掲】</p> <p>⑧虐待防止に向けた情報発信【再掲】</p> <p>⑨法人後見による自己実現支援【再掲】</p> <p>⑩法人後見業務の強化【再掲】</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で孤立する人を出さないように、できるだけ早く発見できるよう見守り合います。 ・虐待や暴力など人権を侵害していたり、疑われる場合は関係機関に連絡・通報します。

主体	具体的取組み
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 問題の早期発見のために、日常的な声かけによる顔の見える関係づくりを進めます。 地域・行政と連携し、虐待や暴力など人権を侵害していたり、疑われる場合は関係機関に連絡します。 権利擁護に関する研修会・学習会へ積極的に参加するとともに、普及啓発活動を実践します。

◆ 女川町の虐待対応時の流れ ◆



基本施策8 福祉的課題を抱える人への支援

(1) 生活困窮者等への支援

【課題と方向性】

- 本町では、生活困窮に至る過程において、地域や社会との関係が薄れ、自ら相談することができなくなるなどの状態にある場合が少なくないことから、生活困窮を予防的な側面からサポートする体制づくりが重要となっています。
- そのためには、生活保護に至る前に、生活困窮者を早期に把握し、支援につなげ、町民の複合的な課題を適切に把握し、状況に応じた支援を行うこと、また生活困窮者の状態に合わせて、就労支援の内容を充実させることが重要になっています。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律に則し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を進める必要があります。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①生活困窮者の早期把握、自立相談支援機関へのつなぎ 生活困窮者の早期把握に努め、宮城県が実施主体である自立相談支援事業へ適切につなぎます。
	②包括的な相談支援体制の構築【再掲】
社協	①相談窓口の周知 相談窓口の周知を、広報紙「社協だより」等を通じて行います。
	②関係機関との協働支援 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援機関等と連携し、相談者の自立支援に努めます。
	③フードバンク(ネットワーク)の支援の確立 町民等から長期保存が可能な食料品を募り、緊急に食糧支援の必要な世帯へ提供します。
	④生活福祉資金・生活安定資金の活用 低所得者世帯や高齢者世帯、障害者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長のため、必要な資金の貸付を実施します。
	⑤多様な貸付制度の周知・紹介 上記貸付制度以外にも他の貸付制度を利用することが可能な場合には、他の貸付制度についても周知・紹介できるよう努めます。

主体	具体的取組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動に参加しない人は住民同士で把握し、訪問します。 ・ 住民は近所づきあい、地域交流、訪問をする中で発見した困っている人・世帯を地域の役職の方につなぎます。地域で課題解決が難しい場合には、関係機関につなぎます。 ・ 子ども食堂、子どもへの学習支援等の活動を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題の早期発見のために、日常的な声かけによる顔の見える関係づくりを進めます。 ・ 地域・行政と連携し、課題を抱えている人がいる場合は関係機関に連絡します。

(2) 自殺防止の推進

【課題と方向性】

- 本町では、自殺対策基本法第13条第2項に規定される市町村自殺対策計画として、平成31年3月に自殺対策を推進するため「女川町いのちを守る対策推進計画（女川町自殺対策計画）」を策定しています。
- 本町では、自殺死亡率は総じて全国、宮城県よりも低いものの、いわゆる働き盛り世代である40代、50代の自殺が多いのが特徴です。
- アンケート調査によると、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」といった自殺対策に関連する事項の認知度が全国的にみて低位であるほか、経済的に困った経験として「病院や診療所を受診したほうがよいと思ったが、実際にはできなかった」との回答が全体の1割となるなど、自殺対策に関する普及啓発や生活困窮者対策が課題です。
- 「女川町いのちを守る対策推進計画（女川町自殺対策計画）」では、①自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること、②自殺は防ぐことができる社会的問題であること、③非常事態はいまだ続いていること等を基本的認識として、以下の5点を基本方針として設定しています。
 - ① 生きることの包括的な支援の推進
 - ② 関連施策との連携を強化した総合的な取組みの推進
 - ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - ④ 実践と啓発を両輪とした施策の推進
 - ⑤ 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	<p>①自殺防止の推進</p> <p>「女川町いのちを守る対策推進計画(女川町自殺対策計画)」に基づき、地域におけるネットワークの強化、取組みを支える人材の育成、町民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、若年層への支援の強化、働き盛り世代への支援、生活困窮者への支援、高齢者への支援を行います。</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は近所づきあい、地域交流、訪問をする中で発見した困っている人・世帯を地域の役職の方につなぎます。地域で課題解決が難しい場合には、関係機関につなぎます。 ・ リスクを抱える人のサインに気づけるよう、ゲートキーパー養成講座等に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題の早期発見のために、日常的な声かけによる顔の見える関係づくりを進めます。 ・ 地域・行政と連携し、課題を抱えている人がいる場合は関係機関に連絡します。

基本目標3 生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり

基本施策9 新たな地域資源の開発

(1) 新たな地域資源の発掘と開発

【課題と方向性】

- 地域資源が不足している中で、空き家・遊休施設を活用し、公共公益的な活動、地域活動・交流の場づくりに活用することが考えられます。
- 本町においても地域ごとのニーズに応じて、NPOやコミュニティビジネス等の立ち上げなど新たな社会資源づくりに取り組むことが考えられます。町や社協では、NPOやコミュニティビジネスも含めて、地域活動における財源確保に向けた支援に取り組むことが重要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①空き家・遊休施設の活用に向けた検討 空き家・遊休施設の地域活動・ボランティア活動等への活用等の方向性、支援策を検討します。
社協	①資源開発 住民参加型のサービスが、公的なサービスを補完する役割として期待されていることから、住民主体の地域事業の立ち上げを支援していきます。 ②生活支援サービスについての調査・検証 座談会等を通じて住民の生の声を聴取し、今後の事業展開に反映させるとともに、町に対しても生活支援サービスに関する提案をしていきます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動・ボランティア活動に積極的に参加します。 ・ 地域生活課題を我が事として捉え、その解決に向けた取組みを地域で検討します。 ・ 地域で空き家の状況を把握し、お試し移住や地域の特色を生かした情報発信を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のニーズを掘り起こし、ニーズに応える取組みを検討・実施します。

基本施策 10 防災体制の充実

(1) 要配慮者・避難行動要支援者への対策

【課題と方向性】

- 一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要です。(地域防災計画)
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める必要があります。(地域防災計画)
- 町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定する必要があります。(地域防災計画)
- ヒアリング調査によると、知的障害のある方等への災害時の避難方法等に関する周知が進んでいないとの指摘がありました。誰にでもわかりやすい知識の普及を進めていく必要があります。

【具体的取組み】

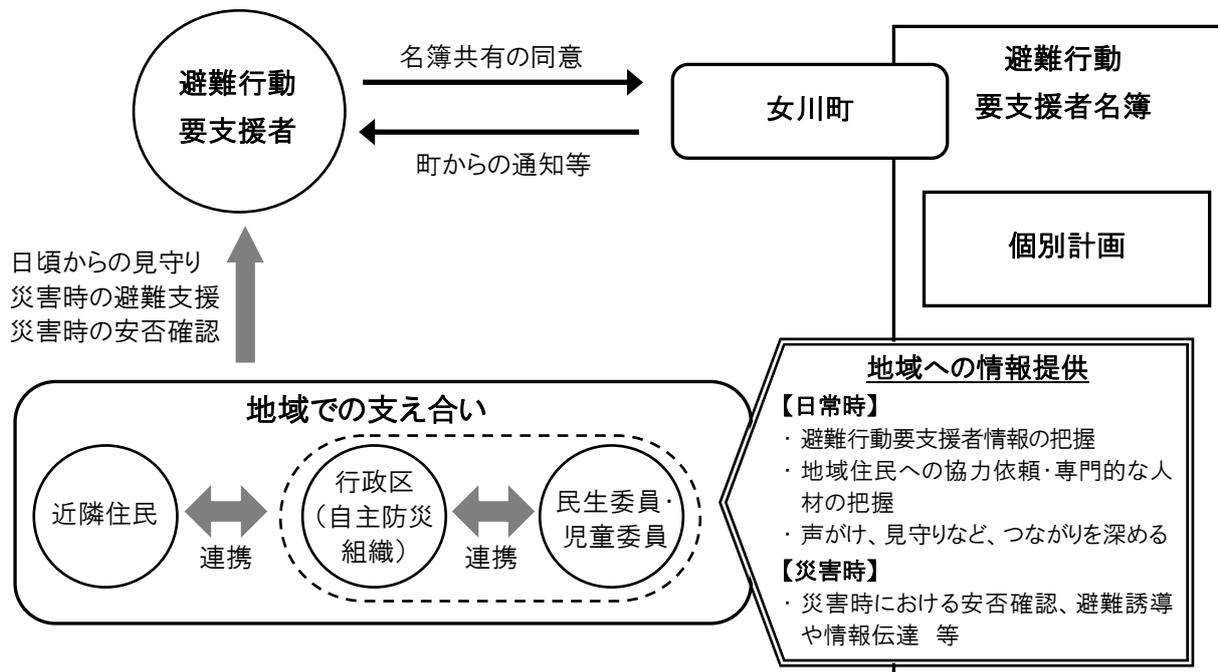
主体	具体的取組み
女川町	①避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿は本人の同意を得たうえで、消防機関、警察機関、民生児童委員、社協、自主防災組織等で共有します。
	②避難行動要支援者の個別計画の策定 避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努めます。
	③福祉避難所の整備・確保 県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定します。
	④わかりやすい避難方法等の周知 誰にでもわかりやすい災害時の避難方法等の周知を行います。

主体	具体的取組み
社協	①町と協働で避難行動要支援者名簿の作成 ・ 要配慮者等が災害時に支援を受けられるよう、民生児童委員、自治会との連携のもと、町に協力して、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成を行います。
	②要配慮者等との避難訓練の実施 町との連携のもと、自主防災組織、民生児童委員、住民など地域の援助者による避難訓練を要配慮者等とともに実施します。
町民	・ 災害時の避難に手助けが必要な人と平常時から交流を行うとともに、避難に必要な支援について理解し、できる範囲で協力します。
事業者	・ 災害時等に、利用者の安全を確保し、迅速かつ適切に対応できるためのマニュアル整備や体制の確保、訓練の実施等の準備を進めます。 ・ 避難行動要支援者の把握、関係づくりを行います。 ・ 地域とともに避難訓練を実施します。

◆ 女川町における「避難行動要支援者」 ◆

- ① 75歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ② 要介護認定1～5を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1～6級所持者のうち、聴覚障害者・視覚障害または肢体不自由であり、下肢、体幹障害者
- ④ 療育手帳AまたはBを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者
- ⑥ その他支援が必要な者(妊婦・乳幼児・難病・その他)

◆ 女川町避難行動要支援者支援体制 ◆



(2) 地域における防災体制の構築

【課題と方向性】

- 住民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、平素から自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、平常時から地域、家庭、職場等で積極的に取組みを行うよう努めることが求められます。(地域防災計画)
- 町内の事業者では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るとともに、地域への貢献のため平素から防災体制の整備、地域の防災訓練等への参加、事業所の耐震化など、地域と連携した防災対策の推進に努めることが求められます。(地域防災計画)
- 町全体、各地区で実践的な防災訓練が実施されることが重要です。要配慮者に対しても、自身の能力向上を図るための防災訓練を実施する必要があります。(地域防災計画)

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①防災に関する意識啓発 住民、事業所に防災、災害時対応に関する意識啓発を行うとともに、知識を得る機会や場を提供します。
	②実践的な防災訓練の実施 町全体、各地区で実践的な防災訓練が実施されることが重要です。要配慮者に対しても、自身の能力向上を図るための防災訓練を実施します。
社協	①防災・災害時に備えた訓練 災害時に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施します。
	②ボランティア人材の確保 個人だけではなく、企業やNPO等にも広く働きかけ、災害時に備えた人材を育成します。
	③被災地区以外からの支援者派遣 水害等の災害時には、町内ボランティア派遣による災害支援を行いません。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、平素から自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域で訓練を定期的実施し積極的に参加します。 ・防災について学ぶとともに、子どもも含めて家庭内で防災について話し合います。 ・住んでいる地域の危険個所の把握を行います。 ・消防団に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生に備え、防災用品の準備や避難経路の確認など、防災訓練を実施します。 ・地域とともに避難訓練を実施します。 ・地区単位・町単位の防災体制を把握します。

基本施策 11 生活の利便性の向上

(1) 誰もが快適に移動できる環境の整備

【課題と方向性】

- 「女川町地域公共交通ネットワーク計画」(平成26年度～平成30年度)の改訂に合わせ、「女川町総合計画2019」の将来像に根ざした地域公共交通の形成や、被災地特例終了後における持続可能な地域公共交通の形成をめざして、町民バス、JR、路線バス、離島航路の交通結節機能なども含めた検討・調整を行い、平成31年3月に「女川町地域公共交通網形成計画」を策定しています。「女川町地域公共交通網形成計画」に沿った交通環境の整備を進めていくことが重要です。その中で、特に離半島部などの需要に対応した地域公共交通の再構築が必要です。
- 地域福祉推進委員会では移動手段の確保が難しいことが地域課題として出ており、解決策としては、公共交通の充実とともに、地域の人同士での移送、買い物支援の仕組みづくりが出されています。子どもの保護者調査でも、子育て環境や支援に対する満足度が低い人は交通機関を不便に感じていることが多くなっています。
- 交通弱者である高齢者、障害者、子ども等を含めた誰もが快適に移動できる環境が求められます。
- 公共交通が届かない場面においては、住民の支え合いを進めることも考えられます。福祉有償運送、住民参加型の移送サービスの検討も必要です。

【具体的取組み】

主体	具体的取組み
女川町	①「女川町地域公共交通網形成計画」に沿った交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「女川町地域公共交通網形成計画」に沿った交通環境の整備を進めます。その中で、特に離半島部などの小さい需要に対応した地域公共交通の再構築が必要です。 ・交通弱者である高齢者、障害者、子ども等を含めた誰もが快適に移動できる環境を検討します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の移動支援(買い物・病院等)について検討します。 ・地域でのカーシェアリングを検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の移動ニーズを把握し、行政と連携します。

(2) 生活支援サービスの検討

【課題と方向性】

- 生活支援体制整備事業は平成29年度からはじまっており、地域の支え合い活動・生活支援体制整備の推進役として生活支援コーディネーターが2名配置されています。地域コミュニティの中で生活支援などの支え合いの仕組みをつくることを支援します。
- 衣食住の安定を図りつつ、住み慣れた地域で生活していくためには、継続した生活支援サービスの提供が求められています。

【具体的取組み】

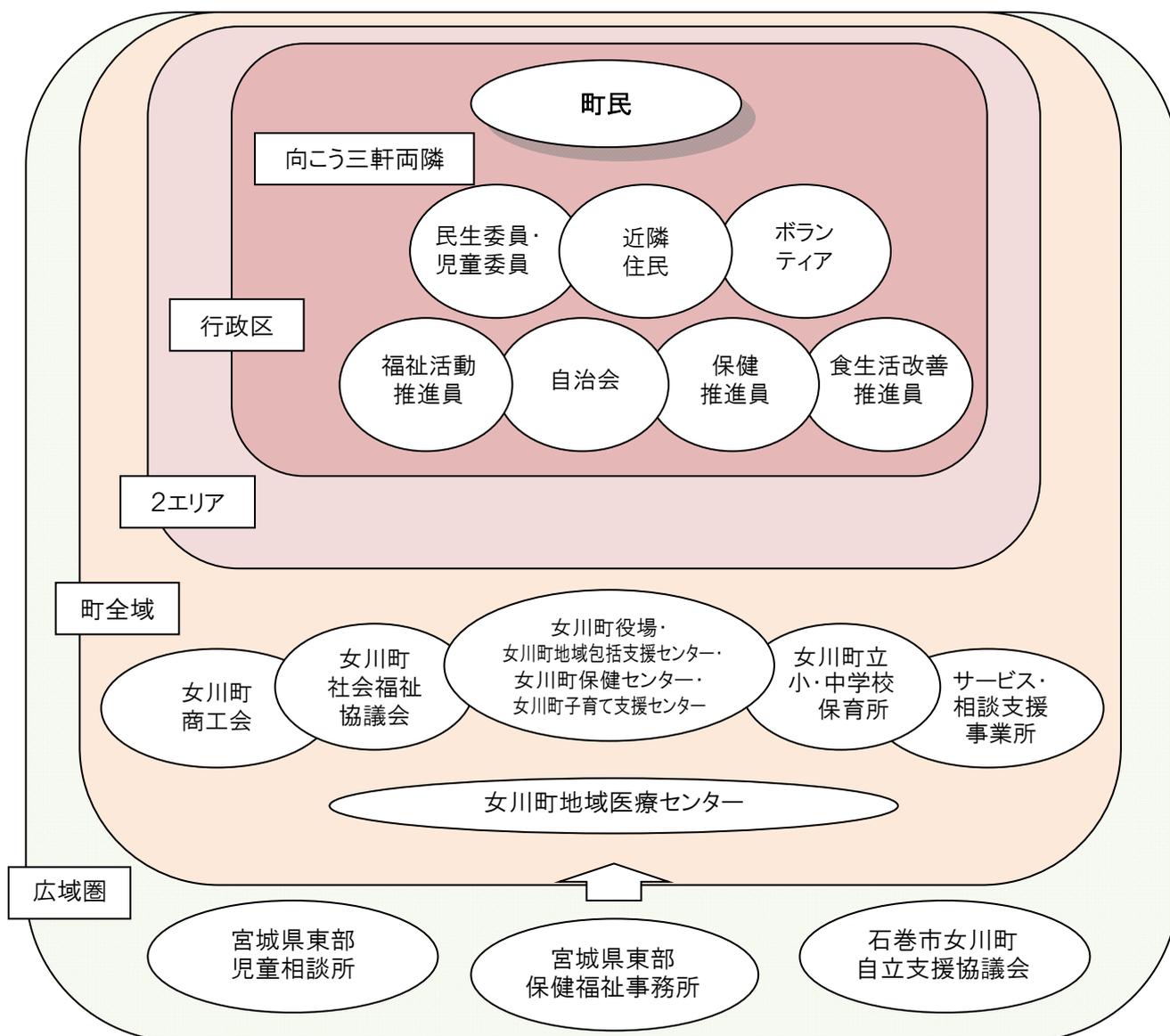
主体	具体的取組み
女川町	<p>①生活支援型配食サービス 高齢者等に対し、宅配サービスに係る費用の一部を助成しています。</p> <p>②紙おむつ等助成券支給事業 在宅で生活している要介護認定の方に紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋の購入費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>③生活支援体制整備事業の推進【再掲】</p>
社協	<p>①有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施 今後、高齢者や障害のある人の日常生活上の移動手段として期待されるコミュニティ・カーシェアリングの導入に向け、運転ボランティアの育成に努めます。</p> <p>②資源開発【再掲】</p> <p>③生活支援サービスについての調査・検証【再掲】</p>
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民同士でお互いの困っていることについて気軽に助け合います。 ・ 地域での食事会(サロン)、行事食会(月1回程度)を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食等について、調理・配達を行います。 ・ 女川町生活支援体制整備協議体に参画します。

第3部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

地域全体で町民を支える仕組みをつくり、推進します。

図表3-1-1 計画の推進体制



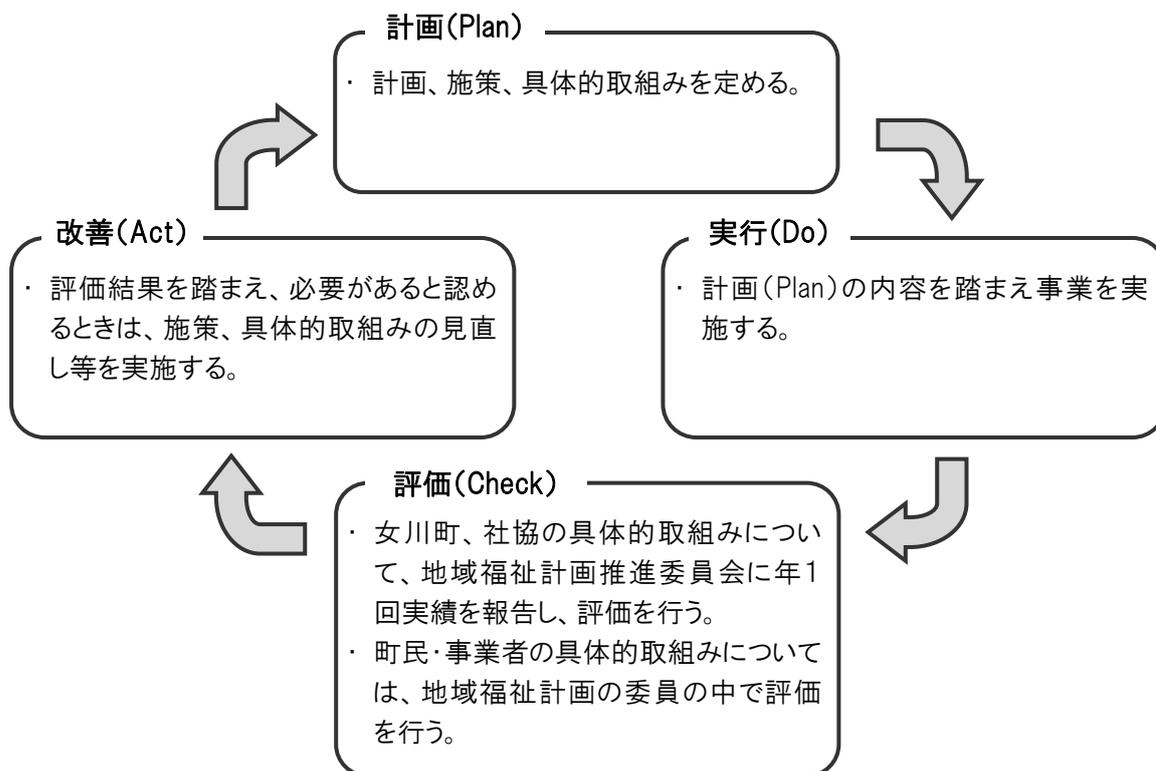
第2章 計画の進行管理

1 進行管理システム

本計画を着実に推進するため、地域福祉計画推進委員会を開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

計画の進捗に当たってはPDCAサイクルにより、町民・事業者・社協等も参加する地域福祉計画推進委員会において、施策・具体的取組み（女川町・社協・町民・事業者）の進捗状況について、年1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や施策・具体的取組みの見直し等を実施します。

図表3-2-1 PDCAサイクルの図



2 進行管理スケジュール

本計画は計画期間が令和2年度から6年度の5年間のため、次期計画は令和7年度からになります。計画の見直しに当たっては、町民調査・計画の検討を行うことを踏まえて、令和5年度・6年度の2年間をかけて検討することを考えます。

計画の進行管理としては、「重点施策の進捗確認」と基本目標・基本施策ごとの「具体的取組みの評価・見直し」を行います。

図表3-2-2 女川町地域福祉計画進行管理スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委員会 開催	女川町地域福祉計画推進委員会（随時）				
計画の 見直し				次期計画の検討	
				町民 アンケート	本計画の 評価・課題
計画の 評価 ①重点施策 ②具体的取組み	進行管理、 評価・見直し → 新規施策・具体的 取組みの検討	進行管理、 評価・見直し → 新規施策・具体的 取組みの検討	進行管理、 評価・見直し → 新規施策・具体的 取組みの検討	進行管理、 評価・見直し → 新規施策・具体的 取組みの検討	進行管理、 評価・見直し → 新規施策・具体的 取組みの検討

資料編

1 検討体制

◆女川町地域福祉計画推進委員会

【任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日】

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
◎的場 登美子	女川町社会福祉協議会 会長
○豊田 正利	東北文化学園大学医療福祉学部 教授
阿部 求	女川町行政区長 小乗区長
阿部 義一	女川町行政区長 大沢区長
勝又 恵子	女川町介護保険運営委員会 委員
千葉 幸喜	女川町老人等保健福祉計画推進委員会 副委員長
梁取 礼子	女川町子ども・子育て会議 委員長
木村 佳代子	女川町健康づくり推進協議会 委員
東海 久美子	女川町食育推進会議 委員
阿部 厚子	女川町民生児童委員【～令和元年11月30日】
木村 廣靖	女川町民生児童委員【令和元年12月1日～】
木村 征郎	女川町老人クラブ連合会 理事
阿部 尚子	女川町認知症サポーター
齋藤 俊	社会福祉法人永楽会特別養護老人ホームおながわ 園長
渡邊 智仁	ぱんぷきん介護センター 代表取締役社長
松原 千晶	NPO 法人きらら女川就労継続支援B型事業所きらら 所長
八木 純子	一般社団法人コミュニティスペースうみねこ 代表
濱野 和美	女川町社会福祉協議会福祉活動推進員
小山 芳悦	女川町社会福祉協議会ボランティアセンター
須藤 博之	宮城県立支援学校女川高等学園 校長
山野 和好	女川町立女川中学校 校長

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

◆女川町地域福祉計画推進委員会

回数	開催日・場所	会議事項
平成 30年度 第1回	平成30年 7月12日(木) 女川町役場仮設庁舎 2階会議室(A・B)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女川町地域福祉計画推進委員会設置要綱について 2. 自己紹介等(日頃から地域福祉の推進のために取り組んでいること) 3. 女川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 4. 計画の見直しに当たってのアンケート調査について(女川町地域生活に関する調査について)
平成 30年度 第2回	平成30年 11月28日(水) 女川町役場庁舎1階 生涯学習センター 研修室1・2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「女川町地域福祉計画の推進に寄せて 地域福祉計画の役割と意義」(東北文化学園大学医療福祉学部 豊田正利教授) 2. 女川町地域福祉計画・地域福祉活動計画 計画策定のあらまし(案) 3. 「女川町地域生活に関する調査」(アンケート調査)の結果 4. 意見交換 5. 今後のスケジュール
平成 30年度 第3回	平成31年 2月28日(木) 女川町役場庁舎1階 生涯学習センター 研修室1・2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回委員会における質問に対する回答 2. 女川町関係機関・施設等へのヒアリング結果(豊田副委員長「女川町福祉関係団体等へのヒアリング結果」による課題の集約) 3. グループでの意見交換「基本目標に向けた女川町の課題・必要だと思うこと」
令和 元年度 第1回	令和元年 6月4日(火) 女川町役場庁舎1階 生涯学習センター 研修室1・2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度第3回委員会の意見交換結果 2. 女川町地域福祉計画(第2次)の策定に当たっての課題 3. 女川町地域福祉計画(第2次)の基本的考え方と体系 4. グループでの意見交換「基本目標に向けて町民・地域・関係機関・行政が今後取り組むべきこと」 5. 第2回女川町地域福祉計画推進委員会の開催時期等について

回数	開催日・場所	会議事項
令和 元年度 第2回	令和元年 8月9日(金) 女川町役場庁舎1階 生涯学習センター 研修室1・2	1. 東北文化学園大学からのご報告「令和元年度第1回女川町地域福祉計画推進委員会グループ意見交換まとめ」 2. 女川町地域福祉計画(第2次)の基本的考え方と体系 3. グループでの意見交換「計画に記載する具体的施策の町民が担える(できる)こと・取り組むべきことについて」 4. 今後のスケジュールについて
令和 元年度 第3回	令和元年 12月5日(木) 女川町役場庁舎1階 生涯学習センター 研修室1・2	1. 東北文化学園大学からのご報告「第2次女川町地域福祉計画策定に向けて 地域福祉計画推進委員会の意見交換に基づく基本施策ごとの具体的取組みに対する考察」 2. 女川町地域福祉計画(第2次)素案 3. グループでの意見交換「計画素案の町民・事業者の具体的取組み内容について」 4. 今後のスケジュールについて
令和 元年度 第4回	令和2年 3月16日(月) 女川町役場庁舎 栄養相談室	1. 女川町地域福祉計画(第2次)案の修正について 2. パブリックコメントの募集結果 3. 計画案に対する質疑応答

※ 本計画の検討に当たっては、東北文化学園大学の豊田ゼミの学生の皆さまにご協力いただき、女川町地域福祉計画推進委員会では報告等をしていただきました。ご協力いただきました皆さまのお名前をご紹介します。(敬称略)

東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科(平成30年度、令和元年度在籍)
久保侑大、遠藤皓平、佐久間睦、千葉健太、瀧口紗世、菅原慶弥、小松ちはる、
作田達哉、添田あみ

3 用語集

ア行

アプリ

アプリケーションのことであり、コンピュータのOS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのことです。

石巻市女川町自立支援協議会

地域の関係者が協働して、地域の福祉課題の解決をめざしていく場です。自立支援協議会では、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等を行います。

NPO（Nonprofit Organization）

民間非営利組織といわれ、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。

カ行

カンファレンス

会議や検討会のことだが、本計画書では、事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する会議のことを指します。

共生型サービス

共生型サービスは高齢者や障害児者がともに利用できるサービスであり、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の指定も受けやすくするものです。

グループホーム

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等が、地域社会において共同生活を営む住居またはその形態。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用したいときに、相談し、各種のサービスを紹介、斡旋する福祉や医療の専門職のことです。要介護者・要支援者との契約に基づき介護計画（ケアプラン）を作成します。また、サービス事業者との連絡調整や、医療機関との連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言えば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

ここらとからだとくらしの相談センター

本町により平成23年11月1日から平成30年3月まで健康福祉課に設置され、町内にそのサブセンターが設置されていた。サブセンターには「ここから支援員」が配置され、仮設住宅、居宅で生活する町民が安心して暮らせるよう手伝っていました。

子育て支援センター

子育てに関する相談や地域の子育て関連の情報の提供、子育てサークルへの支援や、各種子育て支援の講習会等を実施しています。

コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組みのことです。

サ行**災害公営住宅**

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅です。

自殺総合対策推進センター

平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、関係者が連携して自殺対策に取り組むための研究成果の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された機関のことです。

自殺対策基本法

平成18年に制定された法律で、この法律に基づき、国や地方自治体が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が定められています。

自殺予防いのちの電話

一般社団法人 日本いのちの電話連盟が主催している電話相談で生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できなくて、一人で悩んでいる人のための相談電話です。

自殺予防週間／自殺対策強化月間

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日からの一週間が自殺予防週間として設定され、さまざまな啓発事業等が実施されています。

児童相談所

児童の福祉に関する各般の問題について市町村からの送致や家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行政機関です。必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所・里親等委託等の措置を実施する。

司法書士

司法書士法に定められた法律家であり、相続や贈与、抵当権抹消、売買などの不動産登記、裁判所・検察庁・法務局への提出書類の作成、成年後見業務、遺産承継業務、法定相続情報証明、また債務整理を通じた多重債務者の救済等多岐にわたっています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしたいという思いを形にするために、住民の皆さまが中心となりともに支え合える仕組みづくりを進めています。

社会福祉士

社会福祉専門職の国家資格で、「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害がある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」をいいます。

社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人をいいます。

生涯学習推進員

各地区に配置され、地域の社会教育活動の推進と地域ニーズの掘起こし、地区と町との調整役や、町の生涯学習事業の周知等を行い、地域における社会教育活動の充実を図る役割をしています。

食生活改善推進員

本町の地場産品を用いた調理の指導を通して、食生活の改善・向上及び地域への愛着形成を図るなどの取り組みをしています。中学生や小学生を対象とした料理教室、地域住民への郷土料理の普及・食の大切さの伝達をしています。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことをいいます。

自立相談支援機関（自立相談支援センター）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う機関。

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に規定した身体上の障害程度に該当すると認定された方に対して身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために交付される手帳。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害等の状態にあることを証明し、各種の支援サービスを受けやすくすることにより精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進を目的として交付される手帳。

生活支援コーディネーター

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことです。

生活保護

生活保護は、病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う制度です。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。

ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのことです。

夕行

地域医療センター

19床の診療所と100床の介護老人保健施設等の包括的医療施設です。平成23年10月1日から「公益社団法人地域医療振興協会」に指定管理を委ねています。

地域活動支援センター

障害者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、地域生活の支援を行う日中活動の場を提供しています。

地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関です。保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者（元配偶者を含む）やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力などがあります。

特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設のことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

ナ行

難病

昭和47年に当時の厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

「まもる」と「びりーぶ（信じる・信頼するの意味）」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害のある人・精神障害のある人で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、暮らしのサポートをしています。

認知症ケアパス

発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

認知症サポーター

何かを特別にやるのではなく、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になり、認知症サポーターの印として、プレスレット（オレンジリング）を所持します。

ハ行

福祉活動推進員

地域の「福祉の担い手」として社協会長が委嘱しており、主に、民生児童委員等と協力しながら地域住民の福祉課題などを把握し、社協と連絡調整を行いながら活動しています。また、社協主催の社会福祉事業の推進に協力し、地域住民の福祉を高める運動にも努めています。

福祉避難所

要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた避難所で、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定する場合があります。

福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人等が、身体障害者の方や要介護認定を受けた方等を対象に、乗車定員11人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのことを言います。

保健推進員

保健推進員は赤ちゃんからお年寄りまで、健康で明るく生活することができるように、地域ぐるみでの健康づくりを推進している人です。町が実施している保健事業等を周知し、地域住民がより一層健康になるように活動しています。

保健センター

各種健診・検診・育児相談の申し込み、母子手帳の交付、健康手帳の交付、健康相談、健康増進事業に関すること、保健指導に関すること、予防接種に関すること、感染症予防に関すること、こころの相談、母子保健に関すること、食生活改善に関すること、精神保健に関すること等に取り組んでいます。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉です。個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することです。

マ行

宮城県精神保健福祉センター「こころの相談電話」

精神保健福祉センターが行っている電話相談で、対人関係や性格の悩み、眠れない、気分が落ち込む、イライラするなどのさまざまなこころの悩みについて相談を受けています。

民生委員・児童委員（民生児童委員）

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、ひとり暮らしの支援や高齢者・障害のある人の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動しています。

ヤ行

要介護

介護保険制度で要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態を指し、状態像によって要介護1～5の認定に分かれています。

要支援

介護保険制度で要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の一部について、6か月間にわたり継続して常時支援を要する状態であって、軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態を指し、状態像によって要支援1～2の認定に分かれています。

ラ行

老人クラブ

高齢者による小地域ごとの自主的な組織です。いきがいと健康づくりのための社会活動と通して、高齢期の生活を豊かなものにするを目的として、文化・スポーツ活動、地域活動、懇親会など、さまざまな活動に取り組んでいます。

療育手帳

知的障害のある方が、一貫した療育・援護、各種制度やサービスを受けやすくなるために交付される手帳です。障害程度により、A（重度）とB（その他）に区分されます。

女川町
地域福祉計画（第2次）

令和2年3月

発行：女川町（健康福祉課）
〒986-2265
宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
電話：0225-54-3131（代表）

